

令和5年9月11日～13日 総務建設分科会 令和4年度一般会計決算審査

開会 午後 1時27分

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第71号 令和4年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に関わる項目について議題にします。

議会基本条例第11条第1項に、議会は言論の府であって、議長は市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないと定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、委員相互間の議論、そして合意形成した内容を見て、議会基本条例の第1条に基づく分科会報告といたしたいと思います。

自由討議は、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視するため、審査内容を精査し、自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、9月26日の予算決算特別委員会では、分科会での審査内容を確認するための質問をすることがないように、分科会の会議録を作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取扱いしていただくようお願いします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますので、ご了承ください。

初めに、企画財政部の審査を行います。

勝浦企画財政部長、所管の課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。企画財政部と、あと会計課も併せてのお願いとなります。スケジュールを見ますと、税務課と会計課が先、その後、企画政策課、営業戦略課、財政課となりまして、どちらにしても特別会計というスケジュールだと思っております。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、税務課の決算審査を行います。

質疑は質疑通告書の順に行います。事前通知を出されました委員は、挙手の上、事前通告書に従い、質疑を行ってください。

税務課は1件だけ、企画財政部の10番目の質問で山下委員から出ていますので、お願いいたします。

○17番（山下 修君） 17番です。徴収対策業務費ということで、24ページです。令和4年度課税のみ滞納者が993人・社と、全体の4割弱となっていますが、この要因と課題解決に向けた対策は何か打たれているのでしょうか。また、今後も予想されるのかどうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合税務課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。山下委員の質問にお答えいたします。

令和4年度課税のみの滞納者が全体の4割弱となっている要因につきましては幾つか考えられますが、単純な納付忘れが要因の一つであると考えております。例えば、市県民税特別徴収は法人が納税義務者になりますけれども、毎月納期限があります。3月分の納期限が4月10日になっておりまして、納付がない場合には、納期の後20日以内に督促状を発送しておりますけれども、発送が月末になってしまいますので、督促状が届くのが翌月5月になってしまいます。そして、市の決算で前年度の決算のほうの締めが4月30日になっているため、5月早々に納付していただいても現年度課税では未納者となる法人が何社かございます。法人のみならず、個人においても同様に納付忘れによる滞納者がいることによりまして、現年度課税のみの滞納者が全体の4割弱となっているのが要因の一つであると考えております。

次に、その課題解決に向けた対策ですけれども、1つ目は早期の催告でございます。現年度課税のみの滞納者につきましては、10月と翌年3月に一斉催告を行っております。催告と同時に財産調査を実施しまして、財産が発見され次第、滞納処分を実施しております。また、県からも現年度課税のみの滞納者の早期解消ということの指導もございますので、令和5年度からは、現在3名いる管理徴収係の職員のうち1名を現年度課税のみの滞納事案を担当するように配置替えを行いまして、事案の早期解消に努めております。

2つ目としまして、納付機会の拡充でございます。令和5年度から地方税統一QRコードが開始されまして、クレジットカード電子決済サービスによる納付やスマホアプリ等を利用した電子決済サービスによる納付が可能となりました。国では、固定資産税、都市計画税と軽自動車税（種別割）について、QRコードの対応を必須としておりましたが、ほかの税目については各地方団体の任意対応となっております。当市におきましては、市民の方が納める税目でQRコードのあり・なしがあると混乱を招くと考えまして、市県民税の普通徴収と

国民健康保険税普通徴収についてもQRコードつきの納付書を発送しております。また、督促状につきましても、これまでは金融機関の窓口でしか納付ができませんでしたが、令和5年度からはQRコードに加えてコンビニバーコードつきの督促状に変更して、納税者の納付機会の拡充に努めております。

以上2点を実施して滞納事案の早期解消に努めてまいります。

以上で、山下委員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ということは、毎年といいますか、毎年同じように、令和2年度、令和3年度の同じような割合で滞納者の割合があるということでしょうか。ぱっと見たときに、私、コロナ等で非常に生活が困窮したとかそういった形の中で、令和4年度が若干特殊な数字が表れていたのかと、そういうふうに、かなと思ったものですから、そうではないということでしょうか。どうなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合税務課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。未納者、滞納者の人数なんですけれども、今年から表示、表示というか、計算、数を数えるようになっていまして、ですので、過去が分かっておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） しょうがないね。結構です。

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今年から数を数えるとおっしゃったんですけれども、執行停止という273人が長期化されている方々の数なのかなと思ったんですけれども、そういうわけではないのかなと。長期化傾向のある方は何人ぐらいいらっしゃるのか、内訳が分かればそれを教えていただきたいというのが一点と、あと全国的にコロナ倒産が非常に多かったということでニュースになっていましたが、滞納に関してコロナの影響はどの程度あったのか。この二点をお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○税務課管理徴収係長（住川 君） 管理徴収係長です。長期化の滞納者ということで、今回、滞納者全体が2,528名・社おります。そのうち、現年のみの課税が993ということで、差し引いた1,535人・社が現年のみではなく過去の滞納までの人数となっております。

○分科会長（西下敦基君） 追加で、落合税務課長。補足で。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。あと、コロナの影響ということですが、令和4年度につきましては徴収の猶予とかそういうのがございましたので、あったのは令和2年度のときには多かったんですけれども、令和4年度についてはありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

関連があれば、ほかに。

○14番（松本正幸君） 関連があるかもしれませんので。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番。市税が令和3年度と比較いたしまして3億余伸びています。

ということは、増額要因ということがあるんですけれども、これはどこかで説明があったような気がするんですけれども、企業の経費と個人所得の増大、こういったものがあって増額になりましたというような説明があったんですけれども、今後の状況、令和5年以降、どのように見ているのか少し伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。予算というか、先のことになるけど、答えられるかどうか分からないですけど。今後のこと。決算。あれ、これは決算の認定ですか。

○14番（松本正幸君） 決算の状況が増額傾向になっておるので、今はどういう部分のあれで見えていますかという。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、答弁を求めます。落合税務課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。今回の補正予算で今年度分の固定資産について減額をさせていただいておるんですけれども、市民税についてはそんなに税収変わらない見込みでおるんですけれども、固定資産税については4,200万円、固定資産税については減額をさせていただいております。内容につきましては家屋の減額と、あと償却資産が大きく減額をしております。償却資産につきましては1個、法人で——ちょっとお待ちください。償却資産について、自動車関連製造業のところでは1,000万ほど減額になったり、あとは自動車部品の工場、全体的に減額になっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。総括表がありますよね。

○税務課長（落合宰司君） はい。

○14番（松本正幸君） 総括表。それで、款別、歳入の状況、総括表の4ページの中に、要

するに、令和３年度と比較いたしますと３億余の増額、こういったものの状況が出ているわけです。ですので、この面でいって、いわゆる増額要因と今後の状況、そういったことを少し聞いてみたいと思ったんですけれども、先ほど須藤委員が言ったコロナの影響というのを言っていましたけれども、さらにこれは近い状況に至っているもので、４年度の状況、そのところを確認したいなど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合税務課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。令和４年度決算の増額要因ということでよろしいでしょうか。主に個人市民税と法人市民税、固定資産税が大きく増えております。中でも一番大きく増額となっていますのが固定資産税の現年分でございます。こちらが約１億４,４００万円の増額となっております、その中でも家屋が大きく増えています。家屋における既存建物の税額は、取壊しが無い限り評価替えの年以外は前年度と同じ税額になりますので、そこにさらに新築家屋分が増えて、さらに３年間の新築住宅の軽減の特例が切れた分が加わることによって増額となっております。あと、償却資産におきましても、自営事業の設備投資が増加したことにより増額となっております。

次が個人市民税の現年分が約９,６００万円増額となっております、所得金額で比較しますと、給与所得が令和３年度に比べて約２３億円増額となっております。それで、また、農業所得が約３億９,０００万円の増となっております。次が法人市民税の現年分で約６,３００万円の増額となっております。主なのは、工作機械製造企業におきまして海外の販売業績が好調だったことや、自動車部品製造企業の国内販売業績が好調だったことによるものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑はございますか。

○１４番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○１４番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連ありますか。なければ……

○１４番（松本正幸君） 須藤委員がどういうふうに。再質疑はどうですか。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。

○６番（須藤有紀君） 十分です。ありがとうございます。

○１４番（松本正幸君） 景気が回復途上にあるということを説明してくれたよね。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、以上で税務課のほうの質疑はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で税務課の決算審査を終了します。

続いて、会計課の決算審査に移ります。

これ、2問あるやつでいいですね。

〔「うん」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これ、質疑はありませんでしたっけ、今のところ。これは2問あるということで。

じゃあ、すいません、事前質疑のある方から質疑をしていきますので、一番上に自分のほうから、2款1項4目会計管理総務費ということで、後でこれ説明資料が12ページ——すいません、どのような不備調書が多いのか、また、件数について伺うということでの質問になりますので、お願いします。

長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。令和4年度の不備調書の状況でございますが、収入調書と支出調書に共通して最も多い不備内容は、執行する内容を記載する適用欄の軽微な記載誤りであります。起票者の認識不足と作成した調書の確認不足、さらには決裁者によるチェック不足等が主な要因となっております。

また、不備調書の件数ですけれども、歳出に関する年間調書総数が3万8,456件、そのうち不備調書は1,423件、不備割合は3.70%でありました。また、歳入に関する年間調書総数が1万7,174件、そのうち不備調書は81件、不備割合は0.47%でありました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

すいません、これって何年かの不備割合のパーセンテージというのは大体このぐらいで来ているのかどうかお伺いします。

答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。何年度分かはちょっと今資料がないんですが、昨年度のものをお伝えしますと、昨年度は歳出に関する年間調書総数が3万2,970件、そのうち不備調書は1,596件、割合が4.84%でありましたので、令和3年度よりも令和4年度のほうが割合のほうは減っております。また、歳入に関する年間調書総数が1万5,762件、そのうち不備調書は70件、不備割合は0.44%でありましたので、今回0.47%が令和4年度でしたので、僅か多くなってしまったというような形になりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。なかなか不備は全く減らないとは思いますが、こういうのって新人の方がそういったことが多いのか。部署替えが結構、3年に1回替わるとすると思うので、そういったところが多いのかどうかだけ伺います。

長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。例年、新人の方にも研修のほうをさせていただいているんですけれども、毎年、人事異動がありまして担当者が替わるっていったところも影響しまして、どうしてもなかなか減らないような部分もあるんですけれども、誤振込等につながらないようにするために、そこらは対策を会計課のほうでもしております、不備調書の集計をすることで、そちらを全庁的に年4回通知により注意喚起をしたりだとか、あとはそういった誤った調書に関しては担当者に返すのではなくて所属課長のほうに返すようにして、所属課長からも指導をしていただくというような再発防止につながるようになるべく努めております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

自分からは以上のつもりですが、関連質疑とかございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番です。12款1項2目一時借入金利子償還費（一般会計）、説明資料のほうで15ページになりますか。先ほど西下委員のほうから不備調書の関係がありまして、この関係も影響するのかもしれませんが、資金計画、こういったものがありまして、収支状況等の把握は会計課のほうでやっているかと思っておりますけれども、支払資金が不足した場合の対処方法と課題について伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。委員のおっしゃるとおり、資金管理につきましては毎月1回、各課からの資金計画を取りまとめまして作成し、日々、残高照会を行いながら状況を確認して把握しております。

万一、資金不足といったような状況が発生した場合の対処方法でございますが、菊川市財政調整基金条例に基づき、基金を一時的に取り崩して資金不足を補う繰替運用を行うことで対応しております。

また、繰替運用を行う場合の課題でございますが、確実な繰り戻しの方法、あと期間を定めて行うことです。繰替運用期間中の利子は一般会計にて補うこととなりますので、資金不足の期間をできるだけ最短として取り崩した基金を再輸入できるように、預金残高を確認して資金管理のほうを行っていくことが課題となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。いろいろ大変なことが起きてくるかと思imasので、いろいろ課題がたくさんあるんじゃないかなと思imasして、その関係についてお伺いをさせてもらいましたけれども、各課の資金計画というか、要するにそういったものの調書をしっかり出していただくことが本来うまく管理できていくような形になるんじゃないかなということとは分かっておりますけれども、それに関していろいろないいわゆる連携というのが会計課として必要になってくるんじゃないかなと思imasので、少しお伺いをしたいと思imasけれども、先ほど前段で私のほうから少しお聞きをしたんですけれども、経理、財務、会計の違い、こういったものがあるかと思うんですけれども、これがイコール連携になってくるんじゃないかなと思うんです。そここのところの関係について、じゃあ経理の関係についてはどこと連携しているのか、それと財務の関係には当然、財政課と連携をしながらやっています、会計はとにかく会計基準によって記録をするというような形になるかと思うんです。そういった点についての課題というのがあるんですか。課長にお聞きしたいと思imas。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。まず、委員のおっしゃいました各課との資金計画の連携でございますが、資金計画につきましては、前月の25日までに各課から報告を受けておりまして、その後、毎月末日までに全体分を取りまとめまして、そちらは会計課のほうで行っておりますが、翌月の資金状況を把握することで、資金不足に伴う繰替運用の必要性を考慮しながら資金管理のほうをしております。

また、資金計画における課題でございますが、各課から提出される資金計画の正確性を高めることで安定した資金管理につなげることが課題でございます。特に歳出においては、資金計画に計上されていない突発的なものだったり高額な支払いだったりするものは資金不足の要因になりかねません。そのため、前年同期の資金計画と比較して計上漏れがないかどうかというのを各課のほうに確認等をさせていただいて、各課と連携を図って資金計画のほうを作成しているところです。

あともう一点、経理、財務、会計の違いということでしたけれども、これ、連携の関係ですよね。経理につきましては、先ほど言ったように、資金計画を立てるときは全庁的に情報をもって、歳入だったり歳出だったりどれぐらいの金額になるかというのを把握しなければならないので、その辺は全庁と連携を取っているという形じゃないかなと思いますが、あと財務につきましては財政課のほうと、大きい目線で見えていただいているので、その辺の相談をしていく。あと会計は日々の会計になりますが、こちらは会計課の中でまず相談しながらというか、調整をしてやっているというところ、日々の状況を確認して把握しながら行っているというところになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。資金の調達とか投資というものは会計課のほうでやられているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○14番（松本正幸君） 財務のほうという面で、財務会計のほうからやられているのか、その点について。

○分科会長（西下敦基君） 長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。資金の調達ですか。

○14番（松本正幸君） うん。

○会計管理者（長尾麻理子君） 調達というと……

○14番（松本正幸君） 資金の要するに足りなくなったもので、いわゆる運用するために。

○会計管理者（長尾麻理子君） 繰替運用ですね。繰替運用を行うかどうかは会計課のほうで判断してやっていっています。

○14番（松本正幸君） 判断。

○会計管理者（長尾麻理子君） はい。投資といいますか、基金の運用等につきましても、一応、昨年度、資金運用に関する指針を立てまして、それに基づいて、資金管理方針を財政課と会計課と話し合いをして決めたものですから、そちらを基に今年度から会計課のほうで、それこそ二役や部長と相談しながら運用についてはさせていただいて、今年度から債券を購入して運用を始めたというところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 大変でしょうけれども、頑張ってください。

○分科会長（西下敦基君） すいません、関連で一点質問を自分から7番でさせてもらいます。
実不足額ってどれぐらいだったのかというのと、あと、それこそ今年は133万8,000円、令和4年度が、その前が942万で、年によって大分、前はコロナがあったからこういったことが多かったのか、金額も大分少なくなっていますので、その点についてご説明いただければと思います。

長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。会計課でやっている部分が先ほどお伝えしたように基金の繰替運用の関係ですので、そちらの令和4年度の実績でよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○会計管理者（長尾麻理子君） 令和4年度ですけれども、繰替運用を1回行ったんですが、9月末日の資金計画を取りまとめた段階で、9月は起債の償還だったりが多いものですから、10月に資金不足が見込まれました。ですので、10月7日から12月7日までの期間、財政調整基金約4億円を繰替運用いたしまして、そちらのほうで資金不足を補うような形になりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。確認ですが、その利息が133万8,000円ということよろしいですか。それだけじゃないですか。事業費というのか。

答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。そちらが先ほど委員さんがおっしゃられた部分、支払済額が1,338円というところが繰替運用で解約した部分の算出した利息を支払ったものになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ありがとうございます。

こちら関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 基金についてですけど、16番ですが、今言ったように令和4年度の財調の取崩しが2億7,000万とか出ているんですが、これ今、4億取り崩したんですか。私のほうの資料ですと2億7,459万8,000円と出ているんですが、これというのは、基金というのは、ちょっと似ているものだと大きなものだと特定の国保であるとか、何回もうけるとか、

そういったものは別にして、まちづくり基金、大きい金額なんですけど、どの基金の取り崩しをするかという、そのルールというんですか、関連事業ですとまちづくり基金と、財調はどこでも運用できるはずですけど、その辺の区分分けというんですか、それはどうなっているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 隆一議員、ここは会計課の中だけの話になってくるので、今は、取崩しについては財政調整基金の条例から一応出しているというご説明がありましたので、ほかの基金までは話はできないと思います。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 基金の運用のほうを会計課がやっているの、財源として取り崩す、財政課の。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。すいません。

じゃあ、関連質疑はとりあえずよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、会計課の決算審査を終了いたします。

ここで職員入替えを行います。

次に、企画政策課と営業戦略課と財政課が入室します。

続いて、企画政策課の決算審査に移ります。

質疑は通告書順に行いますので、事前通知を提出された委員は、挙手の上、事前通告書に従い、質疑を行ってください。

こちら、①で松本委員から質問がありますので、よろしくお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。2款1項1目庁内情報システム運用費ということで、タブレットのほうで4ページになります。6,719万2,000円の決算額となっておりますが、情報化関連業務の内容と——これは内容といっても大まかなものでいいと思いますので、お願いをしたいと思います。また、期待される市民サービスへの効果は何かということで伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。庁内システム運用費のご質問にお答えします。

初めに、情報化関連業務の内容についてですが、令和4年度の主な業務は、子育て・介護等に関する手続につきまして、マイナンバーカードを活用したオンライン申請に対応するため、申請管理システムの導入業務委託を実施しました。あわせて、オンライン申請を開始す

るに当たって、各業務の担当課において事務フロー等の見直しが必要となったことに伴い、オンライン化支援業務委託を実施いたしました。そのほか、市で導入しています住民情報システムなど、各種システム機器等の保守業務委託を実施しております。

情報化関連業務の効果ですが、申請管理システム導入業務やオンライン化支援業務につきましては、電子申請が可能な手続が増えたことにより、今後、市民の利便性向上や職員の業務効率化につながっていくものと考えております。

各種システムや機器等の保守業務につきましては、機器トラブル等による業務の中断など事前に防ぐことで、市民に安定的な業務の提供を行う大きな役割と効果があるものと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。ただいま、情報化の関連業務の内容、細かなものでありますけれども、説明を頂きましたけれども、今、ガバメントクラウドへの移行というものが済んでいるということで聞いてはいるんですけれども、このいわゆる標準準拠システムというんですか、こういったものの完全移行、これはいつ頃になるのかお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。ガバメントクラウドへの移行自体はまだ済んでおりません。

○14番（松本正幸君） 済んでいないの。

○企画政策課長（田中義喜君） はい。標準化・共通化と併せて、令和7年度まで。

○14番（松本正幸君） 令和7年度。

○企画政策課長（田中義喜君） 令和7年度までに移行ということで、今、業務を進めているところです。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。それで、もう一点、今までの各自治体のいわゆる情報システム、こういったものには各地方自治体が差異があると思うんです。いわゆる機器でございますので、システムでございますので、そういった差異の部分の負担でありますけれども、これはあくまでも行政負担、自治体負担ということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。今回、標準化・共通化を目的としまして、これまで、先ほど委員もおっしゃられていたように、各自治体がそれぞれ各ベンダーと契約して、それぞれでシステムを導入していたわけです。ですので、各市によってシステムはカスタマイズされたりとかして、各市によって住民情報システムというか、システムの仕様が違っていたわけです。それを標準化・共通化をすることで、これまでのように市の業務に合わせてシステムをカスタマイズすることができなくなる。むしろ、国で示す標準システムに合わせた業務を行うように、各課の窓口で各手続の手順の見直しであるとか申請書も標準化されてきますので、そういった様式なんかの見直しも行うことになります。ですので、そういった標準化・共通化をすることによって、これまで各市で異なっていた費用負担に係るところが市によってばらばら、ばらばらというか、ベンダーが決まってしまうので、費用が大きく変わっていたところが、標準化・共通化することによって、かかる経費についてもスリム化していくというようなことを目指しています。それが国の標準化・共通化の目的の一つにはなっております。ただ、そこに行くまではまだもう少し時間がかかるのかなというふうに思っております。

以上です。ちょっとお答えになっているのか分かりませんが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。ただ、負担がこういった面で多くなるということを少し聞いているものですから、議会のほうの対応といたしましても、自治体のDX推進と支援についてということで要望書、こういったものを私たちのほうで作成をさせていただきまして、東海のほうとか、いわゆる東京のほうの本部のほうの関係で、支援について国のほうでお願いしたいという要望をさせてもらっておりますけれども、基本的に負担を伴いやすいようなシステムの関係でありますので、ぜひ何らかの形で負担軽減につながってくればいいんじゃないかなと思っていますので、また改めてこういったものが出てきたよということがあれば、また議会のほうにも少し連絡を頂きたい、このように思います。

以上です。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですね。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） こちらの事業について質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目をまた松本委員からお願いいたします。

○14番（松本正幸君） 2款1項1目行政評価推進費であります。タブレットの説明資料が9ページになります。令和3年度中に各事業の業務時間管理を行い、職員人件費を行政評価に反映し、事業コスト分析を開始しておりますということが書かれております。行政評価を導入した狙いと活用方法、こういったものについて伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。行政評価推進費のご質問にお答えします。

まず、行政評価を導入した狙いについてですが、限られた行政資源を効率的・効果的に活用していくため、事業の必要性や効果等を客観的に検証し、総合計画の基本目標に向かって無駄なく大きな成果を生み出すことを目的に行っております。

次に、行政評価の活用方法についてですが、評価結果は、次年度予算の方向性の確認や財政フレームの参考資料として活用しております。また、事業評価で記入された事項は、事業成果書、今、皆さまに見ていただいている事業成果書のほうにも活用いたしまして、決算審査の資料として提出をしているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。導入した狙いというのは、当然、行政運営の効率化とか行政活動の成果向上、こういったものが狙いだと思います。ただし、行政評価結果を予算要求に反映をさせているかどうかという点もあるかと思うんですけれども、この点についてはまだ少し間がないかもしれませんが、どのような時期に予算要求をしているのか、少し説明を願いたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。予算要求にどのように反映させているのかということですが、行政評価の結果で得られた課題であるとか今後の方向性を次年度の実行計画で改善・見直しして、次年度予算の方向性の確認であるとか財政フレームの参考資料として活用しているところです。

毎年8月頃に各課が入力した実行計画の内容をヒアリングをしまして、前年度の行政評価を踏まえた事業の進捗状況を確認するとともに、第2次総合計画に基づく政策・施策の実現に向けて、市長、副市長が部長からヒアリングを行いまして、次年度事業の方向性などについても確認をして、それを踏まえて次年度当初予算の編成のほうに当たっています。そのような活用の仕方しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、説明がありましたような評価の効果が見られれば基本的にはいいわけですが、逆に行政評価を廃止したところがあるんです。廃止した理由に、事務量に対して効果が少ない、それから職員の事務負担が大きい、評価の有効性・妥当性に疑問があるということです。先ほども評価の関係について少し説明がありましたけれども、真にそういうふうになっているのかということが少しクエスチョンマークがあるんじゃないかな、そういうふうに思いますけれども、どう思いますか。その点を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。行政評価の業務的に負担が大きいのではないかというお話ですが、企画政策課といたしましては、限られた行政資源を効率的・効果的に活用するため、質の高い行政経営の実現には、実行計画であるとか、予算編成、予算執行及び行政評価といった行政経営サイクルは必要であるというふうに考えております。

行政評価には様々な、今、委員がおっしゃられたような課題もあるかとは思いますが、本市では令和2年度に公会計システムと行政評価システムを導入しまして、まだまだシステムにもいろいろ課題はあるんですが、職員の事務負担の軽減を図るとともに、目標値や成果指標を通知・設定することで、各業務の効果を客観的な評価となるような工夫をして取り組んでいるところですので、ご理解を頂ければと思います。

以上です。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 一点、自分からよろしいですか。7番 西下ですが、それこそ行政評価のやつをホームページで見させていただいたんですけど、参考資料について今話があったんですけど、8月の22日の更新日で載っていたのかなと思ったので、これって8月よりもっと前にとかに、これ今回初めてだと思うんですけど、資料としても莫大な量だなとは思いましたので、これは来年度からもうちょっと早くしていただけると、うちらも決算でこれを生かしていくかどうかというのはまた考えていかなきゃいけないかなと思いますが、そこら辺の検討をお願いします。

田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。

先ほど活用の部分で、事務事業評価シートに掲載されている例えば事業成果であるとか、事業課題であるとか、今後の方向性であるとか、そういったところが事業評価シートに載っているものをそのまま、要は職員の事務負担軽減のために、今回の決算審査で使っている歳出決算事業概要書のほうに転記を、転記というか、データを移行させていくようなことをしています、事務負担軽減のために。そういった意味もありまして、決算の要は事務事業評価シートの内容が概要書にイコールで載ってくるものですから、その修正といいますか、中身の確認であるとか、最終的な事務事業評価シートの確定が行われた後でないとなかなか公表ができないものですから、そこまでの時間がどうしても必要なところもありまして。あとは、総合計画の審議会のほうに事務事業評価シート自体全部を提出しているわけではありませんけれども、そういった審議会のほうにも諮った後にというようなスケジュールでやっているものですから、今年は8月22日になりましたけれども、そこら辺はだもんですからどうしても早めるとしてもそういった都合もありますので、なるべく早くしたいとは思いますが、ご理解いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連。

○16番（横山隆一君） 関連です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、行政評価というか、事業評価というのが、これが一番基準になって重要なところだと思うんですが、実施内容のところでは行政評価アドバイザー、ありますか、相談、それとシステム開発業者及び財政との打合せということですが、ここで得られたものというんですか、どんな話合いがされ、どんな改善がなされたかお聞きしたいと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川係長。

○企画政策課企画係長（石川 君） 企画政策課企画係長です。まずは行政評価アドバイザーですけれども、大阪経済大学の行政評価の先生のほうをアドバイザーにしております、距離的な問題もありますけれども、昨年度に関しましては2回来ていただきまして、内容的には、各課が設定する指標の内容とかごとにアドバイスを頂きました。プラス、随時で電話等でこちらで各課から適宜上がってきた内容等、アドバイスを頂いたりとさせていただきました。

続きまして、システム開発業者と財政課との打合せということですが、こちらのほ

うですけれども、システム開発業者に関しましては、行政評価システムのほうのなかなか細かいところで修正等、必要なところがあったりするものですから、いろいろ細かくメンテナンスしていただきながらやっているところです。プラス、財政課につきましては、公会計システムと連動している関係で、そういったところに関しまして財政課と適宜打合せをしながら、行政評価システムのほうを構築という形を取っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

この点で、推進費について質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の自分からの質疑になります。2款1項7目出会い・結婚サポート事業費ということで、タブレットで24ページ、結婚新生活支援事業費補助金では100%の予算執行とあるが、予算枠の関係で、もっと予算多かったけど、断った申請などがあるのか確認をお願いします。

答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。出会い・結婚サポート事業費のご質問に答えします。

予算枠の関係で断った申請はあるかについてですが、令和4年度は申請を受理した9件のうち、最終で受理した1件につきましては、予算枠の関係で、申請額に対し、満額交付することができませんでした。また、補助金の予算がなくなった後、相談が1件ありましたが、申請を断ることとなりました。

こうした状況を踏まえ、令和5年度当初予算では補助金の予算額を300万円から900万円に増額をいたしましたので、今年度はより多くの新婚世帯に対し、新生活に伴う住居費などの支援を行ってまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は自分からはなしで、関連質疑とかがございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の4番目の質問を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款1項7目、ページはタブレットの20ページ、移住相談においてどのような年代の方が来られているのか。また、移住についての希望や相

談内容、印象についていかがか。また、移住した実績についていかがか。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。ご質問にお答えします。

移住相談においてどのような年代の方が来られているのか、また、移住についての希望や相談内容、印象と、それから移住した実績についてですが、静岡県が毎年2回程度、全県規模の移住相談会「静岡まるごと移住フェア」を開催しておりまして、昨年度は3年ぶりに対面での開催となりました。東京・有楽町の東京交通会館で2回開催し、本市もブースを出展いたしました。

相談実績につきましては、事業概要書にも記載しておりますけれども、第1回の7月は7組9人、第2回は1月にありまして10組16人でありました。

相談に来られた方の年代としましては、主には20代から40代といった働く世代、子育て世帯の方が多かったという状況でした。

また、相談内容や希望につきましては、漠然と移住を考えているという方よりも、就職先が決まれば移住したいといったような希望する移住時期が近く、移住先を具体的に検討するために各ブースを回られている方のほうが多く見受けられました。また、農業に興味がありまして移住先を検討しているという方ですとか、テレワークの働き方を前提としている方も一定数見られたという状況でした。

印象としましては、相談に来られている方は、例えば、菊川市出身という方ですとか、身内も含めて過去に菊川市と何らかの関わりがある、もしくは、近隣市または静岡県内の市町と関わりがあるといった方など、本市やこの地域の雰囲気を多少理解していると思われる方が毎回見られておりまして、移住先を広く検討しているというよりは、範囲をある程度絞った上で相談に見えている方が多いという印象を持っております。

また、移住の実績につきましては、昨年度は6名でした。これは、移住相談窓口や補助金などの移住に係る支援制度を利用して県外から移住した人をカウントした人数でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。そのうちの農業をやりたいという人は何人ぐらいおりましたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長です。今、即答で農業の相談が何件というところが今お答えできかねるんですが、イメージとして半数ぐらいの方は大体農業で来るという、を希望するという方、そんな印象といたしますか、感覚です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。その6人は、住まいはどういうところへ住まわれて始められました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長です。農業といいましても、いきなり個人で始めるというところが難しいものですから、その辺りのお話もさせていただきながら、多くの方は農業という方ですと農業生産法人様に、そこに入って、そこで実績を積んで、そこからというところがいいんじゃないかというところの話もさせていただいておりますので、主に住まいがどうという、その条件というのはそんなに話題にはならないです。ただ、家庭菜園的にやりたいだとか、そういった方もいらっしゃいますので、その場合については、住まいの話になりますと、いつも移住相談会では市内の不動産業者さんも一緒に参加をしてもらっているものですから、専門的なところでアドバイスをしてもらっている、そういう状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は。11番。

○11番（横山陽仁君） 農業なんかでよく聞いているところで、イチゴとかトマトをやりたいということで、そういうのを教わったり、それでいわゆる独立していくという人も、結構、今まで多かったんじゃないかと思うんですけども、そういう指導員のところに1年ぐらい研修で入って、それで自分で独立していくというケースが、結構、今まで多かったと思うんです。だから、県外から6人、これ純増という形ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長です。

移住の実績の6人というのは、ごめんなさい、先ほど申し上げたのは、相談に来ている中の農業の希望というところでお答えをさせていただいております、実際に移住した方の6人というのは、そこと結びついておりません。支援制度を利用してきたような方で、主には先ほど企画政策課のほうからありました、結婚支援の補助金を活用して、結婚してこちら

のほうへ移住してきたという方がほとんどですので、そこの方が農業をやっている方とかと
いうところまでは把握はしておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はありますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

執行率を拝見しますと、32.7%ということで、主に負担金補助及び交付金が当初よりも200
万ほど少ないのが一番大きな要因かなとは思いますが、この原因としては、事業課
題の3番目に書いていらっしゃる市内法人の登録が少なく、補助要件に該当する方が少な
いことが一番の理由と考えてよろしいでしょうか。その確認と、課題に対する改善案の2つ
目に、制度周知を行うというふうに書いていらっしゃるんですが、今後、この解決策
として、周知によって登録拡大数を図るというお考えでよろしいでしょうか。確認でお伺い
いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

執行率の関係ですけれども、こちらはご指摘があったとおり、補助金の関係でして、移
住・就業支援事業補助金で、こちらは当初予算262万円に対して支給が1件60万円だっ
たことが全体の執行率の低さというところにつながっております。

こちらに関しましては、実際には、相談はかなりあったんですが、対象に合わなかつ
たという方が多かったということと、あと、実際に条件に該当する方もいたんですが、こ
れも、話を進めていく中で、仕事の関係で対象から外れてしまった、そんな方もいらっし
やいまして、結果的に執行率が低いということになりました。国のほうも、制度の緩和を
毎年進めておりますので、かなり使いやすい補助金にはなってきたんですが、今、ご
指摘のありました市内法人の登録数というところも、確かにそこも一つの条件となってい
ますので、そこに関しては増やすということで、もっと対象が広がるのかなと思ってい
ます。

そちらの制度の周知に関しましては、こちら登録に関しましては商工観光課のほうで県
とのやり取りをしてもらっておりまして、市内の法人さんにも呼びかけてはいるんです
けれども、またそのところを2課で連携して、改めて周知するとともに、また県のほうとも連

携をしながら、PRのほうを、できる機会を捉えてやっていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

そうしますと、無理だという、なかなかマッチングしないというか、ミスマッチなんだろうと思うんですけども、大きな移住に対するハードルの高さ、もし分かったら教えてください。何が原因で、最終的に移住にはならなかったという、主な要因を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

実際に移住にならなかったというよりも、移住をするんだけど、こういった場合は対象になるのかというような相談が多く来ていまして、お話を伺いますと、それだと対象ではないですねとかという話になることはありますので。それが駄目だから移住できなかったといったところではないのかなというふうに認識はしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、僕のほうから。県だけがやっているブースで出展したって言っているんですけども、県内どこが人気があるとか、そういった要件とかというのが、もし分かれば教えていただければと思います。営業戦略課長さん。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

県の相談会につきましては、東部、伊豆のほう、東京から通勤圏といいますか、やはり仕事で通えるところ、その辺りが毎回人気です。あとは、感覚としましては、やはり知名度のある街ですとか、そういったところには来ているなど感じておりますので、比較的、西部地域は、毎回、全体からするとブースに来られる方というのは少なめという、そんな状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のほうの財政課の質問がありますので、行かせていただきます。

5番目の質問で、私から質問させていただきます。2款1項1目で行政経営推進費ということで、5ページです。質問内容が、基金の新たな運用方針策定による運用益の括弧の内容と効果について伺う。もう一つが、業務改善、職員提案の効果が高かったものについて伺う。以上、2点になります。よろしくお願いします。

答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

まず、基金の新たな運用方針策定による運用益の括弧の内容と効果についてですが、本方針は、行政経営推進方針2022における行政経営課題達成プロジェクトの取組により作成したもので、本市が保有する資金の管理運営等に関わる計画を決定プロセス等の資金管理方針をまとめ、基金資金を有効活用できる仕組みを構築することを目的としたものでございます。

具体的な内容としましては、歳計現金、歳計外現金、基金に属する現金及び公営企業会計に属する現金並びに債権の保管・運用及び調達に関し、必要事項を定めることにより、資金の安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金の管理を行うことを目的として定めることで、資金の元本の安全性の確保、支払い等の資金需要に確実に対応する流動性の確保及び運用収益の効率性の追求の順に優先するといった資金管理の基本原則や会計管理者を統括として定め、資金管理の権限、方針に基づく運用を円滑に行うための資金管理会議の設置、歳計現金や基金等の保管・運用方法等を定めております。これが内容です。

効果についてですが、実際の運用の担当は会計課になりますが、確認しまして、本年度、静岡県公募公債10年と、同じく静岡県公募公債5年を、それぞれ1億円ずつ購入し、債権運用を始めています。静岡県公募公債10年の利率は0.711%で、10年間の運用益は約700万ほどを見込んでおり、静岡県公募債の5年、利率は0.215%で、こちらにつきましては、5年間で約100万円の運用益を見込んでいます。

続きまして、業務改善、職員提案の効果が高かったものについてご説明しますが、令和4年度では、業務改善498件、職員提案については8件の提出がございました。498件の業務改善報告書による実施効果では、2,459時間の事務時間の削減、878万の経費削減と、202万の収入増加となっております。中でも最優秀事例として表彰されました広告つきお悔やみハンドブックの作成は、ハンドブックに広告を掲載することで、死亡後の手続等を掲載したハンドブックを、市の費用負担なしで作成するというもので、また、ハンドブックに様々な手続

について、庁内外の業務を集約して記載したことで、遺族の負担軽減と手続漏れの防止につながり、事務改善委員会では経費削減だけでなく、市民サービスの向上、事務ミス防止、庁内連携につながる非常に効果的な業務改善であったと評価されております。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 再質問させていただきます。7番 西下です。

まず、運用益の確保について、700万とか、100万とかの5年後、10年後に、一応利益を確保できるということなんですけれども、自分の考えとしては、財政調整基金から今まで借りているのを先に返したほうが有意じゃないかなという気がしたんですけれども、財政調整基金を返済先に当てるという考えは、特になかったのですか。そういうのは、また全然、別の考えという感覚でよろしいのか。その点を確認させてください。

答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） こちらの基金の運用につきましては、基金で積まれている現金の活用になりますので、基金に戻すとか、外から入れるというものではございませんので、基金の中の現金の取扱いになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。取り方が違うということで。

自分からは質疑は以上とさせていただいて、関連質疑とかはございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に行きます。6番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

市有地管理費についてですけれども、タブレットの16ページ、市営駐車場の採算性向上のためにということで、採算が合う月もあるし、合わないときもあると、こういうようなことでございますけれども、市民への利用促進を目指した周知はどのように行われているのかということと、現況では採算は合っているのでしょうか。最も近い、その状況について伺いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

市営駐車場の採算性向上のための市民への利用促進を目指した周知はどのように行われているかのご質問ですが、周知につきましては、市のホームページ及びくらしの便利帳に、

駐車場の所在地や利用可能時間のご案内、あと駐車料金や収納台数等の駐車場の概要などを掲載し、周知をしております。

令和2年度、3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、利用者が減少し、赤字の状況となっておりますが、令和4年度の後半からは利用者数も増加しまして、黒字となっております。今年度につきましては、8月までの実績を見ますと、コロナ前の数字並みの利用者数で推移しております。

状況としては以上になります。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。ちなみに、管理委託料はどのくらいかかるかご紹介してください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

現在の管理の委託料につきましては、224万4,000円でございます。

以上です。

○17番（山下 修君） どうもありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、普通財産なんですよ。土地の売払いであるとか、有償貸出しというのは、この判断というのは難しいかどうか分かりますけど……。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと待って。次の質問、ここに係ってくるやつで、収入確保の話が次の質問に入ってくるので、その質問をしてからの関連でよろしいですかね。そうしたら、次の質問を、東委員の7問目のやつ、これが売却とか、そちらの話になるので。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

同じく事業名、市有地管理費です。質問内容は、遊休市有地について、売却処分を進め、収入確保を図っていく必要があるとのことですが、現在の土地の状況と場所と面積を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

遊休市有地の売却処分取組についての現在の土地の状況と場所と面積についてですが、遊休市有地の有効利用の検討につきましては、庁内の会議におきまして検討を進めているところでございます。令和4年度におきましては、継続案件も含めまして、13か所の遊休市有地について、検討・確認を実施しました。

その中におきまして、本年度は半済地内にあります医師住宅跡地、約311平米なのですが、こちらの売却処分を進めるために、不動産鑑定士による不動産鑑定を実施しまして、入札に向け、準備を進めているところでございます。その他の遊休市有地につきましては、売却以外の活用を検討しているものも含めまして、約36万1,420平米あります。その土地単独での有効活用が見込めない土地であったり、形が不成形であったり、建物や基礎くいが残存している土地であったりと、様々な課題を抱えているため、直ちに売却ということには難しいかと思いますが、課題解決に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 自分で1点。36万平米というのは、1か所かどうか、分散してあるということなのか。それとも、くいというと、小笠庁舎のところだったのか。

答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 本年度、売却予定の1か所以外の12か所の合計になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですけれども、先ほど言った続きになるんですけれども、財産収入を得ていくというのは、非常に重要なこと。ちょっと気になっているのは、青道だとか赤道とかございますよね。そういったところの売買であるとか、貸付けとかということに関しては、あまり進めていないんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。寺田財政課係長。

○財政課資産経営係長（寺田 君） 資産経営係長でございます。

赤道、青道の迂回路につきましては、基本的には、その道に沿った、土地を所有している方が伝えるような土地が多いものでございますから、そういった方から、直接、払下げの申請があった場合は、地目が補修道路ということになっていきますので、用途廃止をした後に、普通財産として貸していただいて、売却というような流れを取っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑は、この件ではありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。歳入の1款5項都市計画税、決算書のほうの5ページと
いうことでありますけれども、約3億4,000万余の決算額であります。都市計画税は都市計
画法に基づいて行う都市計画事業、それと土地の区画整理法に基づいた土地区画整理事業、
こういったものに要する費用に充てられるために、市が目的税として課税をされております。
この中で、旧菊川町と旧小笠町の税収額と、充当している事業額はということでお伺いいた
しますけれども、少し具体的に分かるかどうかというのがあるかと思っておりますけれども、その
点について、説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

都市計画税の決算収入額3億4,065万5,000円、こちらの旧菊川町と旧小笠町ごとの税収額
と充当している事業額、こちらについてですが、まず、税収額につきましては、税務課のほ
うが担当になるのですが、確認を行いましたところ、課税収納のシステムに特定の地域ごと
に抽出・集計する機能がないということで、金額を抽出することができないとのことでした。
これは税収のほうになります。

都市計画税を充当している事業費についてですが、過去に行った都市計画事業に関わる借
入れの償還4億1,550万9,000円に対し充当しておりまして、償還の中身を旧菊川町分と旧小
笠町分に分けて計算しますと、旧菊川町分で約3億8,000万、旧小笠町分で3,000万ほどにな
ります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この関係については、よく議会報告会、そちらへ行くと、必ず聞か
れるんです。そういうことで、都市計画税の在り方というか、そういったものの市民への説
明をするために、少し必要だねということから、説明をさせてもらったんですけれども、以
前は、小笠と菊川の関係については、小笠のほうが徴収税額というのが7,000万ぐらいあるん

じゃないかということが言われていたんですけれども、旧菊川町の関係については、やはりそれだけに多いと思うんですけど、今、3億4,000万でありますので、2億7,000万ぐらいというような形になるんじゃないかなと思うんですけれども、また、何らかの形で、細かなシステムじゃなくて、概算でもいいものですから、そういったものの関係が分かった時点で、また教えていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いしますと思います。

それと、事業の関係については、都市計画事業のガイド事業に該当するものというものは、当然、こういったものでやられるかなという関係があるんですけども、今、聞いた中では、起債、こういったものの関係で充当しているよということですので、素直に該当している事業というのが、少し説明しづらいなという形を受け取ったんですけれども、その時点で、また分かったら教えていただくと、このように思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑を7番で。借入償還の充当ということで、今、詳しく教えてくださったけど、該当するというのは、下水道とか、道路とか、橋梁とか、公園とか、そういったものでよろしいですか。今、ちょっと、ざっと。ほかになにかあれば。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これって、また後で、資料とか出してもらうこととかできますか。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

充てている事業としまして、先ほどおっしゃられた、道路であるとか、下水道、公園、これらも事業のほうに順調につなげています。また、区画整理事業としましては、下水道、そうなります。一応、こちらのほうも事業の区分に充てられるような形となっております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

○16番（横山隆一君） ちょっといいですか。

○分科会長（西下敦基君） 関連で。16番。

○16番（横山隆一君） 関連ですが、松本委員の、用途区域に課税されているものなので、あれなんですけど、出ないというのが、私、理解できないんですけど。これまで小笠は、合併前は菊川だけ用途区域になっていて、都市計画税があったんですけど、合併時に協議をして、小笠地区でも用途地域に対する課税というのが始まったんですけど、出ないというのが分からないんですけど、詳しく調べれば分かるとか。システムといっても、調べれば分かる問題じゃないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。税務課の話だと思ったんですけど。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

理論的には出すことは可能なんですけど、まず、都市計画税が課税されている土地が1万5,400戸ほどありまして、家屋で1万220ございます。こちらのほうが、まず、旧菊川町分か、旧小笠町分か、システムでは分けられないので、手作業で分けるようになります。

まず、課税の段階で、そういう形で分けまして、先ほど松本委員のおっしゃられたのは税収ということだったので、それに対して1件1件、納められているかというのを当たっていくような形になるので、理論上はできるんですが、作業に膨大な時間と労力がかかってしまうということで、現実、簡単にはいかないかなという状況だそうです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） よろしいというか、いいですか。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 松本委員の質疑の繰り返しになっちゃうんですけど、市町村合併というのは、一体性の確保をするということで、これまでやってきたんですが、いまだに住民の疑問というのはあるわけです。それに対して、旧小笠町にどれくらいの事業費が入っているというのは、市民レベルからすると非常に大きな問題で、これは膨大な作業といいますが、ならせば、標準課税であるとか、それに対する3%という基準があるので、おおむねでも、私は出せるはずだと思うんです。できれば、それはあまり膨大な作業になっちゃいかんかもしれないですけど、できれば出していただきたいなというのが本音です。

○分科会長（西下敦基君） 要望でよろしいですか。これに関して、また関連質疑とかあれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問が9番目、松本委員からありますので、お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。総括表の一般会計から他会計への繰出金ということで、成果書のほうは10ページということで、お願いをいたしますけれども、令和3年度決算と比較いたしまして、他会計繰出金が4,734万2,000円、3会計が増額しております。その要因と、それぞれの繰出金基準について、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

他会計繰出金が前年度と比べ、3会計で増額ということだが、増額の要因と繰り出し基準はとのことですが、令和3年度と令和4年度の繰出金の決算額の比較では、後期高齢者医療特別会計、こちらと病院事業会計、あと水道事業会計の3会計が増加しております。

まず、後期高齢者医療特別会計は、前年比381万1,000円の増額となっております。これは、後期高齢者医療保険料軽減分の公費負担分の増額によるものになります。保険料軽減分の公費負担繰出金ですが、こちらは静岡県後期高齢者医療広域連合の算定に基づきまして、県の負担金を、一旦、一般会計で受けまして、市の負担分と合わせて、後期高齢者医療特別会計に繰り出しているものになります。

続きまして、病院会計になりますが、前年度比2,850万8,000円の増額となっております。増額の要因としましては、地方創生臨時交付金を財源に、オンライン視覚確認システムを導入したことや、電気・ガス・重油高騰対策支援、こちらを行ったことによる増額になります。臨時交付金を活用した事業については、こちらも一般会計で一旦歳入したものを、各種事業に充てる仕組みとなっております。病院事業会計で直接歳入できないことから、繰出金で歳出しているものになります。また、繰り出し基準ですが、救急医療の確保に要する経費や企業債償還金に要する経費など、基準内繰り出しに加え、経営支援による経費につきましても含めて、公立病院を運営していくため、バランスを取りながら支出しているところでございます。

最後に、水道事業会計ですが、こちらは前年比5,627万9,000円の増額となっております。主な要因としましては、飲料水兼耐震性貯水槽の修繕や地方創生臨時交付金による水道料金軽減事業の増額が主な要因となります。水道料金の軽減事業につきましましては、病院事業会計と同様に、交付金を一旦一般会計で受けまして、水道事業へ事業化したことにより、繰出金が増額しているものになります。水道事業につきましましては、繰り出し基準内での支出となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、繰出金の関係については、少し右肩上がりです。実質的に、長期財政計画、繰出金の増大傾向にあるということから、繰出金の抑制を位置づけておりますよね。今、現在、長期財政計画での令和4年度の繰出金の関係ですけれども、この関係、幾らになっていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 長期財政計画においての令和４年度の計画値につきましては、12億9,306万9,000円となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。12億9,000万ということで、今、答弁がありましたけれども、その中で、病院事業会計、約11億円、それから幾つかの特別会計、企業会計、こういったものに対して、結構な額が出ているわけです。繰出金の総額、今現在、二十何億になっていたかと思うんですけども、そのこのところの、いわゆる長期財政計画との位置づけの中の、今現在の繰出金の出し方、これをどういうふうに感じているのか。担当として。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

長期財政計画の令和４年度の繰出金額の12億9,000万円につきましては、説明のほうをさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、事業成果書の８表の繰出金と、若干、基準のほうが違うものになります。どういうことかといいますと、長期財政計画の約13億につきましては、決算統計の性質分析の考え方で抽出した繰出金になりまして、特別会計への繰出金のみの金額となっております。なので、企業会計への繰出金は、決算統計の性質上、別物になるので、こちらの総括表の金額よりも小さい額になっているものでございます。

○14番（松本正幸君） ということは、今現在、繰出金として、一般会計から特別会計、企業会計、それと病院事業会計、こういったものに繰り出している額は、足しますと幾らになるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 今、松本委員から質疑がありましたが、答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 金額として繰り出している額につきましては、決算書の８表によります25億円になるのですが、同じ決算統計での基準でいきますと、13億3,000万ほどの金額になります。長期財政計画の基準で計算した繰出金の額につきましては……。

○14番（松本正幸君） なるほど、13億になるわけだね。そういうことですね。

○財政課長（後藤 敦君） 若干、計画よりも上回った形になっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。考え方によって、これが右肩上がりになることによって、

一般会計の額が責められるんですよ。実質的には。使い勝手が悪いような形になってくる。そういうことだと思いますので、やはり繰り出し基準、病院事業会計、こういったところは、今、11億幾らだったけど、12億までマックスとして、こういう基準ラインをつくる必要があるんじゃないかなと思って、私は言っているんですけども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。

まず、繰出金の中身としましては、総務省のほうで示しております繰り出し基準というものと、それ以外の運営補助というか、支援として繰り出し基準内とあります。繰り出し基準内のものにつきましては、病院としての機能を維持していくためにどうしても必要なものと思いますので、基準外につきましては、ある程度、抑える方向で、当初予算を受けて、具体的に言うと、できるだけトータルで10億円程度を目指してはいるんですが、それに向けて精査のほうをしているところでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。補足とかはありますか。なければ、14番。

○14番（松本正幸君） 繰出金に関して、国のほうから地方交付税とか、こういったもので算定されるものがあるんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 例えば、精神科の病床についてとか、特別交付税、こちらの基準の中に含まれてくるものの中にはございます。全てが基準だからといって交付税措置されるわけではなくて、そういった形で、部分部分で措置されるような形となっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） それというのは、基本的に、そのうちの交付税で返るもの、繰出金に対して幾らぐらい返るというのが分かりますか。出せと言えば出していただけますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） ちょっと病院のほうに確認をして、内訳を見ないとあれなんです、確認すれば出るのではないかなとは思いますが。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） もし、出せたら、時間は長くなってもいいので、お願いできますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤財政課長。

○財政課長（後藤 敦君） 内容につきましては確認をさせていただきます。

○14番（松本正幸君） 以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前による質疑は終了しますが、その他、財政課の決算について質疑のある委員は挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、以上で財政課の決算審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

これで退席されましたら、自由討議がここにありますので。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時10分

開会 午後 3時17分

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、御意見のある委員は挙手にて発言をお願いします。

企画財政部ということで、最初に税務課をやって、会計課をやって、企画政策課、財政課、あと営業戦略も1問ありましたので、挙手にて御意見をお願いします。

順番で、税務課で山下委員から徴集対策業務費があったのみですけど、これについて何か御意見とか、聞きたい事とかあればお願いします。納付忘れとか、あと4月、5月の境で未納になってしまうとかってということで、対策も一応していくということでは回答があったとは思いますが、これについて何か御意見があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なしで。次に、会計課のほうで2つ質問が、不備調書の件と、あと資金計画の支払い時期の不足した場合の対応について、こういった質疑が上がりましたが、これについて御意見ある方はお願いします。

これについて御意見がなければ、主なところで企画政策課と財政課とかでそれぞれ1問ず

ついまから審議をしてもらえしたいと思います。

企画政策課のほうで、松本委員からの行政評価推進費ということで、事務事業評価を今回人件費を入れて公表しているということで、これについては御意見あると思うんですけど、挙手にてお願いします。

じゃあ1件、7番、西下から。それこそ公表されて事務事業の評価をA3の紙でずらっと書いてあって、各事業で莫大の資料が出てきたらやっぱりそれが業務負担に上がって、それを基に効率化がしっかり進められていけばいいのかと思ったんですけど、松本委員からやめていくところがあるよという話がありましたので、ちょっと見方もちょっと自分まだしっかりと見れてはなかったんですけど、人件費とかA B C D判定していたりとか、事業の評価もありましたので、こういったものをちゃんと使って事業仕分けとかをしていくようなことが進めばなと思いました。ただちょっと出る時期が8月の22日でホームページを見ましたので、決算に使うのに決算資料だけでもなかなか大変でしたので、これの改善があればなと思いましたので、ほかの人の御意見があればお願いします。

事務事業評価とかについてあれば。なければ基本政策のほかに出会い・結婚サポートとか、庁内システム運用費とかそこら辺も質疑が出ていましたのでお願いします。別のところでもいいですよ。3番。

○3番（坪井伸治君） 今、評価システムの出る時期なんですね、8月でしたけど、遅いという話ですけど、これ物理的には可能なんですかね。その辺りがいろいろ調整があったりとかこれぐらいになっちゃうということですよ、そういう前提で、これ今回の決算で、これは使えないということになってしまうと思うんですよ。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 事務事業評価については、もう5百幾つかの事業が今現在あるわけですけども、それについて評価をしているのね。だけでも要するにそういった手間とか何とかっていうことを考えたら、やはりそれだけの本当に効果があるか、今のそういった点がすごくクエスチョンマークに今現在なっているかと思うんですよ。先ほども言いましたように行政運営の効率化とか、成果の工程、こういったものにつなげていけばいいわけですけども、それと同時に翌年度に予算要求できるような形、事業を取って、そういうものになっていけばいいと思うんですけども、そこまでに至ってないですね。ですので、よく渥美議員が言うのが、条例を掲げたらどうだろうっていうような形も言われているんですけども、考え方とするとやっぱり行政評価そのものの捉え方ですよ、その捉え方が第三者を含

んだ捉え方にしていけないと、本当に市民サービスつながるものかどうかというものが分からないような形で今評価がされているかと思うんですね。先ほども説明がありましたように、総合計画、いわゆる実行計画に反映していくそういうようなことが言われておりましてけれども、それだけじゃない。いわゆる一つの事業として組み立てをしその評価をしていく。いわゆる見直しをし、もう廃止すべきかどうか、そういうものにつなげる必要があるんじゃないか。私はそういうふうに思っているものですから、この前も一般質問でさせていただきましたけど、私の思いはそうことです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　ありがとうございます。ほかに関係して意見がある方は挙手にてお願いします。

後が財政課のほうで都市計画税の話とか、一般会計から他会計への操出金、こういったものが結構質疑が多かったと思うんですけど、これについて、ほかでもいいんですけど、御意見のある方、挙手にてお願いします。

〔「質疑した人に言っているんだよね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　そうです。それを聞いて……。では、都市計画税について、7番から意見として言わしていただきます。

どうしても、議会の報告会の中で、ある地区でやっぱり目的税で払ったところに払ったように税金を納めておくのが公平じゃないかっていうような意見もありましたので、あるとやっぱりある程度目的税となっていますので、公平になっているよっていうような公表じゃないですけど、そういったものはちゃんと出してもらいたいなと思いました。

以上です。

関連の意見とかございますでしょうか。市有地の関係とかもありましたし。じゃあなければ以上でよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　以上で、企画財政部の決算審査を終了します。

ただいま出されました御意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任を願います。

開会　午後　3時26分

開会 午後 3時41分

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） これより、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会に切り替えます。

議案第71号 令和4年菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に関わる項目についてを議題とし、議会事務局の審査を行います。落合議会事務局長所管の課名等を述べてください。事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局員の出席は議会事務局長の落合と総務係長兼主幹の松下です。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、議会事務局の決算審査を行います。事前質疑はありませんでしたので、議会事務局の決算について質疑のある委員は挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、政務活動費についてですが、ある方から報告がね、議会事務局のホームページのほうで出されていますが、領収書の開示がされていないということが言われました。それについての考えをお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局長です。現在のところ、政務活動費の報告は年度が変わった5月の全員協議会の席で報告しておりまして、その書類についても決まった様式につきましてはそろえておりまして、それは開示の請求となっていて、それは見ているところでございます。

おっしゃっていただいたところの領収書原本につきましては、実際には我々のところにあるというか、コピーがあるわけでございまして、必要であればもちろん開示の対象にはなり得ると思いますけど、現在はそこまでは至っていないという状況です。

今後、開示請求に当たって、その部分が必要だということであれば、内容を見て開示していく。特に、何か開示が不適切ということではないと思いますので、そこは考えていきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。ホームページを見られた方からね、これは去年ではない、去年ですか、今年か。

〔「去年」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） 見られた方がね、具体的に言うと、みどり21の広報費が出ていました。そのときに、チラシ配布の金額が三十何万とか出ていて、そんな話があったんです。私のほうがちょっと説明したところ、その内容が分からないというような話があったんですけど、通常、全市内配布するのに三十何万と金額はないだろうという、そんな話だったと思うもんですから、領収書の開示について、ちょっと問合せがあつたときあったんですかね。そんな記憶があるんですが、今後については、やっぱり領収書の開示というのは、どうも必要なことですね。ぜひ、知っていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 御意見ですか。質問ですか。

○16番（横山隆一君） だから、そういう問合せがあったかどうかです。

○分科会長（西下敦基君） 問合せがあったかということで、落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 電話等での問合せの事実に関しては、ちょっと私自身は承知をしていなくて、政務活動費の担当している者にちょっと確認しておくようにしますが、特にそこでの開示請求までという形には、実際にはなっていないという状況でございます。

おっしゃっていただいたように、今後についてはちょっと検討するわけでございますけれども、ただ、内容についてまで事務局自体が把握しているということではなくて、そこにかかった費用として幾らだったかということだけしか、ちょっと事務局としては分かりませんので、それ以上のことについては、事務局でも対応しかねるというところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、またその他の質疑があれば挙手にてお願いします。
14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

○分科会長（西下敦基君） はい。お願いします。

○14番（松本正幸君） 今、見て気がついたもので、議会会議費の関係で、この中で14節、工事請負費が2,849万円になっているね。予算額が2,849万円、決算額も同額になっているん

ですよ。これはどういうことですかね、ちょっとお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 事務局長です。このところにちょっと載ってきていないんですが、実は年度当初は3,200万円くらいの予算を立てておりまして、その後補正をして減額をしているというところで、最終的な予算減額は執行額ということということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますのか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑やほかの質疑があればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですかね。なければ、以上で議会事務局の決算審査を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

自由討議がありますので、ちょっと事務局の…。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は、挙手の上発言をお願いします。

〔「事務局の体制とか何とかってないかね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですかね。とりあえずなしで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、なしということで、以上で、議会事務局の決算審査を終了します。

ただいま出された意見等をもとに分科会報告書を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副委員長をお願いします。

以上で、本日予定した審査は全て終了いたしました。

坪井副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（坪井仲治君） どうも、朝から長い時間、お疲れさまでした。明日、1日と明後日、半日で多分終わると思いますけど、よろしくお願い申し上げます。お疲れさまでした。

次回は、明日12日火曜日午前9時から、一般会計及び特別決算の決算審査を行いますので、

定刻までにご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。お疲れさまでした。

○議会事務局（瀬々 暲太郎君） これをもって終了いたします。ご起立ください。

相互に礼。

〔「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり〕

閉会 午後 3時48分

開会 午前 8時51分

○事務局（ ） 君） すみません。それでは、少し早いですが、これより一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

ご起立ください。相互に礼。

〔起立・礼〕

○事務局（ ） 君） 分科会長から挨拶をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。

今日は、消防本部と、あと総務部と建設経済の審査では3日間のうち、2日目の中日となりますので、よろしく願いしておきます。

挨拶は以上となります。

○事務局（ ） 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行は分科会長のほうでお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算特別委員会・総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました、議案第71号 令和4年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に係る項目について議題とします。

自由討議では、審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。

それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いしま

す。質疑の事前通知を出している委員は、通告一覧表順に質疑を行うようにお願いします。
また、発言する際には必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。

なお、本件につきましては、9月26日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、消防本部の審査を行います。八木消防長、所管の課名等を述べてください。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、おはようございます。消防長でございます。

初めに、本日出席を予定していた職員ですが、（カタヤマ）警防課主幹兼警防係長のほうが体調不良で欠席となりました。大変申し訳ございません。

それでは、消防本部の所管課と本日の出席職員の紹介をさせていただきます。消防本部では、消防総務課、警防課、予防課、消防署の4課を所管しております。

本日の出席職員ですが、私の左から、白岩消防次長兼予防課長。

○消防次長兼予防課長（白岩 勝君） 白岩です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続いて、杉田消防総務課長兼警防課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 杉田です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続いて、二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 二俣です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 私の後ろに参りまして、杉井消防総務課庶務係長。

○消防総務課庶務係長（杉井 君） 杉井です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続いて、小原消防総務課総務係長。

○消防総務課総務係長（小原 君） 小原です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 一つ飛びまして、櫻井警防課主幹兼企画係長。

○警防課主幹兼企画係長（櫻井 君） 櫻井です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 3列目に参りまして、赤堀予防課危険物係長。

○予防課危険物係長（赤堀 君） 赤堀です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続きまして、林予防課予防係長。

○予防課予防係長（林 君） 林です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続きまして、佐々木消防署消防救助係長。

○消防署消防救助係長（佐々木 君） 佐々木です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 最後です。白松消防署救急係長。

○消防署救急係長（白松 君） 白松です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 以上となります。本日は、審議のほうをよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、消防本部の決算審査を行います。

質疑は、質疑通告書の順に行います。事前通知を提出された委員は、挙手の上、事前通知書に従い、質疑を行ってください。

ということで、1 番目に山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。10款1項1目の常備消防通信管理費ということで、タブレットの2ページからです。中東遠の消防指令センター運営円滑化のための今後の事業内容と、各種の負担金はどのように推移しているかということで質問させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長です。山下委員のご質問にお答えいたします。

まず、消防指令センター運営円滑化のための今後の事業内容についてですが、中東遠地域消防本部消防通信指令事務協議会で平成24年度から運用を開始しました、中東遠消防指令センターの円滑な運営を継続して実施するため、令和3年度から高機能消防指令システムの全更新が進められ、令和7年の4月1日から新たな消防指令システムの運用開始を予定しております。

この負担金についてですが、令和6年度は9款1項1目に計上している経常経費としての負担金に加え、消防指令システム全更新の負担金が増額となります。負担金に含まれる経常経費に係る保守費用につきましては、令和7年度は新たなシステムの導入初年度となり、保守契約の不要機関となるため、保守費用は全て契約業者が負担する予定ですが、令和8年度以降につきましては、この保守内容を精査していく中で増額となることが見込まれております。

説明は以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。具体的に、ちょっと金額的なもの、これまでの経過的なこととで結構ですよ。それがあとゼロ更新がかかるということで、どの程度かというようなこと、

今後かかるのかということでちょっとお聞きします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

今、具体的な金額ということでご質問を頂いたんですけれども、経常経費につきましては、まだこれから事業者のほうと精査ということになっておりまして、全更新に係る費用につきましては、議員の皆さまに事前に磐田市の議会のほうで全更新の契約、システム改修の契約がされますということでお知らせさせていただいておるかと思います。こちら全更新に係る費用のほうが来年度、令和7年度は負担金として2億923万1,000円、こちらのほうを負担金として支出する予定となっております。

こちら経費につきましては、令和7年度、7月の4月1日から運用ですので、来年のみこちらの金額で予算計上させていただいて、先程の説明で、たくさんありますが、令和7年は保守がかかりませんので経常経費は少し下がりますけれども、令和8年度からまたシステムの維持管理の保守の費用がかかってまいりますので、令和8年度からまた上がってくると、そういった予定となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。よろしいですか。

では、補足ということで、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。

今、それこそ来年度の全更新に係る負担金のほう言わせてもらいます。ご報告させていただきましたが、それに加えて、あと附帯工事とかが入ってまいります。案分に関しては記載していないのであれなんですけれど、契約支援業務委託、構築管理業務委託料と電気設備防水壁設置工事、あと管理業務委託料がプラスされてくるということで伺っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません。17番です。そうすると、菊川市としては令和6年度の予算で2億円を計上するということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

費用の負担につきましては、今年度も指令センターが今入っております福田支所の防水工事などを実施するための設計業務を本年度行っておりますので、本年度、経常経費の中、通常は負担金の中にそういった経費のほうは含まれておりまして、来年度は改めて今度、工事に係る費用がまた予算の中に含まれてくるという予定になっております。ですので、もう事業自体は令和3年度から着手しまして、費用が発生したのが……。すみません。

昨年度まで契約支援業務を行っていた契約支援がありまして、具体的な設計業務があつて来年度に工事があつて、再来年度に運用開始、こういった流れで臨んでおります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。ちょっと先ほどの説明のときに、令和7年度からというようなことを言われていたもので。令和6年度からですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。先程の説明が分かりづらくて申し訳ございません。

運用の開始が令和7年度からになりまして、令和6年度までに委託業務であるとか工事であるとか、そういったものが行われるというスケジュールになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。先ほどの2億円というのは、あくまでも令和6年度の負担金という形になるということによろしいんですか。——はい。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連の質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 消防指令センターのほうを視察・研修したときに全更新のお話が出ておりましたけれども、そのときにもやはり半導体の不足が心配されますよということで言われてお願いしたし、現在は半導体も順調に入ってきているということはあるんですが、その通信のいわゆるシステム、こういった中で非常に半導体のウエートが大きいと思うんですけれども、そういった面において影響があるかどうか、その点についてお伺いをいたしま

す。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

松本委員のおっしゃるとおり、この事業が着手して一番最初にレンタル事業費を指令センターのほうから説明したときには、恐らく15億円程度で全更新ができるという、そういった説明があったかと思いますが、ご質問の中には確かに半導体不足などでかなり今、電子機器の価格も上がってきているというところで、最終的にこのトータルでこういったシステムの導入を1課でやっていきますかという中で一応、最終的には20億円を超える金額になってしまったという、そういった影響だと言われております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。そういうことで答弁があったんですけれども、スケジュール感の中では影響があるかどうか、その点も。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長です。

スケジュール感もそれこそ今、松本委員がおっしゃるとおり、半導体とかいろんなものが入ってくるかどうかというところですけど、今回もう業務が決まりまして、それこそ磐田の議会で契約に関する議決をもらうという形です。このときに確実に令和6年度中に完了するかどうかという確認はされておまして、いっているというところで、業者のほうからはいっているというふうに伺っております。

以上です。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） それでは、9款1項1目救急活動事業費、タブレットのほうの説明資料として5ページになります。救急業務の関係なんですけれども、救急想定訓練の内容と救急業務の課題ですよね、こういった面について伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長の二俣です。松本委員の質問にお答えします。

初めに、救急の想定訓練の内容についてお答えします。

消防署では、令和4年度にはおよそ630時間の救急に特化した訓練を実施しました。この中で一番取り上げることが多い想定訓練の内容は、意識がない、呼吸がない、また搬送途中で心肺停止状態に陥った場合を想定した事案となります。ここ数年の平均で年間50件ほど実施し、一番多くの種類の資機材を取り扱い、消防隊の支援を受けるため、多人数での行動の構成、関係者への患者の状態の説明と処置への同意、当番医に点滴やチューブの挿管の指示要請など一連の流れを繰り返し訓練しております。

また、近年発生した、スキーツアーバスや富士山の登山道で大型バスが横転した事故など、一度の災害で多数のけが人が発生し、菊川の消防力だけでは処理し切れず応援を要する事案を想定し、近隣消防や警察との連携強化を目的とした行動訓練も実施しております。

次に、救急の課題ではありますが、全国的に増加傾向にある救急出動件数に対して、限りある救急資源を、本当に必要な方を助けるために救急車の適正利用を市民に呼びかけていかなければならないと感じております。これについては回覧文やSNS、集客が多いスーパーの店頭での街頭広報など、あらゆる機会に広報していく必要があります。

加えて、大切な課題としては、高度に電子化された資機材の取扱いの習熟、医学的に正しい知識を得ることや、正確な情報を家族に伝え理解を得た上で、傷病者の意識に基づいて自らの決定により迅速に処置を開始しなければならないなど、訓練の継続と事後検証による高い知識と強い意志を育成していく必要があります。

以上、お答えとします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 救急業務というものが非常に大変な業務だなということで思っていますし、また右肩上がりで出動要請、こういったものも多くなっているという事実はあるかと思いますが、この救急車要請のいわゆるタクシー代わりで呼ぶケースもあるようなことも伺っておりますが、マニュアルというものはあるかと思うんですけれども、そのマニュアルについてのいわゆる情報共有、こういったものがどのようにされているのか、少しお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長です。

救急車の要請のマニュアルについてですが、松本委員がおっしゃるとおり、市民に周知する重要な項目であると考えております。今までどおり、救急講習会、消防訓練、児童の社会科見学などの機会とともに、市のホームページや消防行動史において、総務省消防庁で作成しているマニュアルなどを使い、積極的に広報していきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この前、家の近くでも救急医療とかの要請が少しあったと思うんですけども、そのお宅に車に乗れる運転手がないという状況の中で、恐らく119番のほうへ要請をかけたと思うんですけども、その要請をするについて当然その家まで来ますよね。その状況判断という中で、そのままこれは必要がないですねというような思いで帰られるケースというのがあるかと思うんですけども、そういった場合についてはどんな形を取るんですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長です。救急隊は要請があれば、全ての救急事案に出動します。それで、現場に到着しまして、まずは救急隊が運ぶという前提で行くものですから行きましょうということで家族の同意を得て行きますが、受入先の病院、これはまだ救急車は必要ではないんじゃないかとか、明日の朝、通常の診療が始まってからでも間に合うんじゃないかということを医者と直接話をさせていただきます。そこで家族が納得していただければ、不搬送という形で救急隊は帰る格好、同意の上で帰っております。

以上です。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連ということで。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。関連ですが。誠にしつこくて申し訳ないですが、その必要でないと思われる件数というか、年報をちょっと見ていないのであれなんですけど、どのくらいがこれは必要ないなと思われるのは、比率的にはどのくらいになるんでしょうか。件数でもし分かれば端的に答えてくれればいいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。ちょっとした数字でよろしいですが、何とか肌感覚で。

○16番（横山隆一君） 何％程度でもいいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） すみません。署長です。

正確な数字は今ちょっとぱっと出ないんですけども、今年でありますと150件程度になりますので、1割強ぐらいの感覚だと思います。これは大体いつもそのくらいという感じをお願いしたいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 9款1項1日常備消防施設管理費ということで、6ページです。

消防庁舎のLED化の進捗はどの程度進んでいるのか、今後の予定。それから、これは何か補助金というような活用が出ておるのか、そこら辺を。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長です。山下委員のご質問にお答えいたします。

まず、消防庁舎のLED化の進捗状況、今後の予定についてですが、消防庁舎全体でLED化の対象としている照明器具は、令和4年度と令和5年度に施工する2か年分で合計343基ございます。このうち、令和4年度には、主に事務所、会議室などのふだんから使用頻度が高いスペースを対象としまして、285基の照明器具のLED化を完了しております。本年度は残りの58基分のLED化工事の入札を8月に済ませておりまして、今年度内には消防庁舎の照明器具のLED化は完了となる見込みでございます。

次に、補助金の活用はどうかについてですが、令和4年度実施工事では、工事費1,453万1,000円に対しまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらの852万6,000円、それと地域活性化事業債、起債になりますけれども、540万円、合計で1,392万6,000円、こちらのほうを活用させていただいております。なお、令和5年度の実施工事につきましては、地域活性化事業債、起債のほうを活用する予定となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 今年度で完了ということでよろしいわけですかね。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） そのとおりです。

○17番（山下 修君） はい、分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 9款1項2目消防団報償費ということで12ページ、団員のマイナンバーカードの取得状況と公金振込口座のひもづけ状況はどうかということで、マイナンバーカードの関係をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。山下委員のご質問にお答えいたします。

1つ目の団員のマイナンバーカードの取得状況についてですが、現在264名の団員がおります。そのうち262名が取得しているという状況でございます。

2つ目の公金振込口座のひもづけ状況はどうかについてですが、取得団員は全てひもづけをしております。

説明は以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を私のほうから。9款1項2目非常備消防総務費ということで、タブレットで18ページです。質問内容が消防団活性化委員会において、どのような検討が進められているのか、内容について伺います。

答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長です。西下委員のご質問にお答えいたします。

消防団活性化検討委員会において、どのような検討が進められているのかの内容について

伺うについてですが、まず、喫緊の課題となっております消防団の成り手不足を解消するため、消防団員の確保につながる活動環境整備及び処遇改善を重点的に検討しております。

令和4年度では計3回の検討委員会を開催し、消防団員の準中型免許取得等について、団員の報酬見直しについて、消防団員の勧誘活動について、また消防団員の処遇改善について、それと検討いただいた中で委員の方より、広報活動の充実であるとか、コロナ禍が明け、お祭りなどの地域コミュニティ活動が再開したときにおける勧誘活動の実施などを支えるよう、ご提言のほうを頂いております。

また、検討委員会の委員であります連合自治会の役員の方からは、消防団員不足は自治会活動における課題であると認識するとのお言葉を頂いております。連合自治会から全ての単位自治会に対し、地域防災の担い手として重要である消防団員の確保を励行するよう、通知を出していただくなどのご協力を頂いております。

説明は以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。

再質疑として、話合いの中で多分、掛川は3割ぐらい消防団員の人員を減らすような話があったと思うんですけど、そういったのはまだ話が出ているわけではないということでしょうか。

答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

分科会長の言われるとおり、まだ定員のほうを削減する、そういった話にはなっていないということでご理解願います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい。ありがとうございました。

私からの質問は以上ですが、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、最後の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番。10款1項3目貯水槽整備事業費ということで、19ページです。防火水槽、消火栓以外の消防水利は、どのように想定しているのかということです。よく地元で大井川用水を使うとか、ため池の水を使うとか、そこら辺の考え方をということ。

それと課題解決の改善策というところに記載されている、非耐震性貯水槽の耐震化を進めていくと、こういう形になっています。これはどういう工事になるのかということをお願い

いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。山下委員のご質問にお答えいたします。

まず、防火水槽、消火栓以外の消防水利をどのように想定しているかについてですが、消防が管理する水利以外としましては、池や河川などから直接取水可能な箇所である自然水利、小中学校などのプール、大井川用水、農業用水として利用されておりますファームポンドなどにつきまして、消防水利としての利用を想定し、毎年、防火水槽や消火栓の点検と併せて、防護柵の有無・破損・変形、水量の確認、取水障害の有無など、こういった点検を行っております。

次に、非耐震性貯水槽の耐震化とはどのような工事かについてですが、どうしても耐震補強ということで関連でちょっと思い浮かべるかと思いますが、古い非耐震性貯水槽をまずは取り壊しまして、同じ場所か、またはすぐ近くの場合、そういったところに新しい耐震性の貯水槽を設置する、こういった工事になります。

説明は以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） どうぞ、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。分かりました。この耐震化というのは、あくまでも造り換えるということですよ。壁を補強して耐震性を増すとかというわけじゃなくて、完全に壊して新しいものに置き換えると、こういうことでよろしいわけですね。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） そのとおりです。

○17番（山下 修君） はい、分かりました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑はありませんね。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 1問だけ。16番です。すみません。今の課長の説明の中で、農業用水利であるとかファームポンドが出ましたんですが、これは用水との関係で協定とかというのは含まれているかどうかということですが、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

横山委員のおっしゃるとおり、当然、水を使うからには、水の持ち主の取る場合許可が必要になりますので、ほかのほうのファームポンドに関しましては大井川用水のほうと協定を締結させていただいて使っていただいているという、そういった形を取っております。

以上です。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

これで全員の質疑が全て出ましたが、何か質問は。どうしてもという方がいればと思いますが、なしでよろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。1件、申し訳ないです。LED化のところ、3番の質問なんですけれど、庁舎のLED化ということで答弁いただいたんですけれど、消防団の蔵置所についてのLED化というのは考えてみえるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。

消防団蔵置所のLED化工事のほうも検討した経緯はございますが、どうしても常日頃からこの団員が集っている場所ではないということで、費用対効果的なことを考えまして、まだちょっと実施の経過までは至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。よろしいですか。

ほかに何かありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で消防本部決算審査を終了します。

ここで執行部は退室となります。お疲れさまでした。

〔消防本部職員退室〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

見てみると山下議員からたくさんの質問が出ました。消防指令センターとか訓練とかLED化、あと消防団員とか、そういったことが主なことだったのかなあとと思いますが、何かご

意見があれば挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ自分から、消防団の活性化のこと。活性化委員会、団員の確保について。自分が自治会長会でちょっと出ているときがあるんですけど、消防団の方がいつも説明に来てお願いがあっていて、今年から一応お祭りがあるということで、そういう舞台でも呼びかけをしているということで、なかなか少子化で人が少なくなっている中、処遇改善って、もっと何かよいものがないかなあとちょっと私は思いました。訓練とかは大分減らされているのかと思っていますが、あとは小笠と菊川のほうでちょっと空気が違うのかなあと、そこら辺もちょっと課題になるのかなと私は思いました。

以上です。

ほかに何かご意見のある方はお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。貯水槽整備事業費のところで森林整備大井川用水等々を現場確認して使えるかどうかの確認をされているということで、現場というか、消防団の皆さんもどこら辺の用水のピットを使うとかピットの場所とか、皆さんよくご存じで、そこら辺を使って訓練をやっているんですけど、大井川用水って年間に5日とか1週間とか点検して全く水が来ない時期がありまして、その辺は実は農閑期ということで、これは火災の発生時期になるものですから、その辺りの注意が必要かなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） やっぱり火災については水利をしっかりしなくちゃいけないということだと思うんですね。特に地球の温暖化で世界中で山火事が至るところで発生して大きな火事になるという事案があって、とにかく火災が起こりやすい状況に変わってきているという部分があるのかなあと。今年の夏も雨が降らない時期というのが1か月ぐらいあったと思うんですけど、そういうところも考えて水利だけはしっかり点検等を一応していただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

ほかにご意見がある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 水利の話で。過去、水利が届かないところ、ホースが届かないところを間違いなくあります。そうすると、貯水タンクを持った車に乗って行って消防車で水压を上げて放水ということになるんですけど、その辺りもその地元の方への周知とか消防団員への周知とか、そこら辺も必要かなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 1点。7番 西下からです。救急活動事業費ということで、救急車の適正利用のことで1割ぐらい不適切なものがあるということがあったんですけど、何か高齢化で独居の方とか、なかなか子どもが病院に連れていってくれないとか、そういった足がないとかといった方がこれから増えてくると思いますので、致し方ない面が出てくるのかなあとは思いましたが、ここら辺、ほかに不適切なものはやっぱりなくしていったいただければなと思いました。

以上です。

ほかにご意見がある方は。よろしいですかね、そんな感じで。特に消防、決算については問題がないという形で。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で消防本部の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任をお願いします。

次が総務部の決算になりますが、また執行部がきてから再開ということでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 一旦、休憩にいたします。

閉会 午前 9時28分

開会 午前 9時30分

○分科会長（西下敦基君） 続いて、総務の決算審査に移ります。初めに、佐藤総務部長、所管する課名等をお願いします。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） おはようございます。総務部です。本日、午前中でございますが、総務部の審査のほうよろしくをお願いします。

最初に、総務課、それが終わりましたら地域支援課、あわせまして監査委員事務局の審査をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 初めに、総務課の決算審査を行います。

それでは、質疑を行います。質疑は、事前質疑の順に行います。提出された委員は挙手の

上、事前通告に従って質疑を行ってください。

ということで、1番目が自分から質問させてもらいます。

2款1項1目の人事管理費ということで、タブレットの7ページ、課題において、専門職の確保が難しくなっているとあるが、各専門職でどの程度の不足が見込まれているのか。また、専門職の育成についての検討はされているのか、伺います。

答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えします。

各専門職の職の見込みについてですが、まず保健師につきましては、昨年度末で3名が退職しましたが、その分を採用することができなかったため、本年度は昨年度に比べ3名減員の状態となっております。

また、栄養士につきましても昨年度末に急遽退職することとなったため、1名減の状況にあります。

このほか、土木建築職の職員につきましては、令和3年度に1名を採用しましたが、昨年度は応募がありませんでした。

なお、有資格者が減となった保健師、栄養士については、本年度、資格を持つ会計年度任用職員を配置したり、一般事務職の職員を配置することで対応しております。

また、土木建築職については、一般事務職の職員を配置することで対応しております。

次に、専門職育成の検討についてですが、保健師、栄養士については、国家資格が必要であり、採用後に資格を取得させるということは困難であるため、有資格者を採用することにより対応する必要があると考えております。

土木建築職の職員の育成につきましては、当該部門に配置された職員に対し、専門的な研修の受講でありますとか県との人事交流による派遣、市から県のほうに派遣する派遣を通じて、知識・技術を習得させるとともに、県から派遣を受けた技術職員、こちらのほうは県のほうから市のほうに派遣を受けた技術職員ですけれども、その下で働くことで専門職としての知識・技術の指導を受けられる環境を整えております。

また、人事異動に際しては、習得した知識・技術を生かし、さらに深めていけるような部署に計画的に異動させるなどの対応を取ることで、職員のスキルアップを図っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はありました。

再質疑として、職員の育成についてちょっとお伺いします。

有資格者を雇用しているということで、こちらのところで処遇改善じゃないんですけど、どこかで弁護士を取るために月とか半年休めるようにしたりとか、そういったことをしている市もあったと思いますので、ここもそういったこととかも考えていくべきかなと思いますが、そこまでは今考えていないということではよろしいですか。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。すいません、今、西下委員がおっしゃられたところまでのレベルのことは、ちょっと今のところ考えておりません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

自分からは以上です。

関連質疑は、これについてありますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど課長のほうから国家資格の話がございました保健師、栄養士は国家資格だということなんですが、管理栄養士は国家資格だと思うんですが、栄養士は県の認定ですので、必要な、例えば団体とか大学を出れば、それなりに卒業すれば取れる資格だと思うんですけども、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。すいません、栄養士という言い方をしましたけれども、管理栄養士ということで、申し訳ございません。管理栄養士ということで取っていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、もう一つ、松本委員から同じところで質問が出ていますので、お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。同じような質問でありますけれども、ただいま答弁がありましたが、関係があるんですけども、要するに事業課題という中に書かれているものがあります。これが、専門的職員を確保のため効果的な募集方法の検討、こういったことが書かれているんですけども、どのように、いわゆる今までどおりの方法でいくと専門職を採れないということになりますので、どのように改善されているのか。

また、令和5年度の職員採用募集にどのように生かされているのか、その点についてお伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えします。

令和5年度の専門職の職員採用に当たりまして改善したことといたしましては、まず保健師に関しましては、市の保健師の仕事のイメージをつかんでもらうため、保健師の業務内容を紹介したパンフレットを作成いたしまして市のホームページに掲載したほか、保健師資格を取得できる学部のある大学のほうに郵送をさせていただきました。

また、土木建築職に関しては、他の自治体での募集要件を確認し、高校でありますとか専門学校の新卒の方、こういった方も受験できるように募集要件の緩和を行いました。

また、例年、職員の採用の募集を開始した際には県内の学校訪問を総務課のほうで行っておりますが、本年度新たに受験可能となった専門学校でありますとか高校も訪問先に加え、直接採用担当者にお会いして菊川市の職員の試験の公募、これを勧めていただくようお願いしたところでございます。

そのほかに、これは専門職に限った改善策ということではありませんが、採用の勧奨の主な、関する新たな取組といたしまして、本年3月に御前崎市、牧之原市と合同で3市で採用の説明会を開催いたしました。対面とオンラインを合わせて90名ほどの参加がありましたが、参加者の中には保健師を志望される方も数名おりまして、実際に受験していただいた方もいらっしゃったことから、専門職の確保にも一定の効果があったものと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） いろいろ対応の関係、改善策というんですか、こういったものに取り組んでいるということは分かりますけれども、実質的にはいじゃどれだけの効果が上がって、要するに、さらに募集をかけるときに、さらに効率的な専門職を獲得できるような形につながる方法の検討というのはされているかどうか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。まず、ちょっと土木建築職の職員に関しましては、本市に限らずほかの自治体もやっぱり、民間でありますとか国とか県とかと競合する。どこでも、今、土木職員を採りたいというようなところがあって、なかなかほかの市町の、県内の市町でもちょっと採用が難しいということで、県のほうの研究会の中でもどうやったら効果的に土木建築職の専門職を採用できるかというようなことをちょっと今検討をしているところです。

そういう中では、例えば何市かが合同で採用試験を一緒にやることによって職員を効率的に採用することができないかという、そういうようなことをちょっと検討させていただいたりということはやっているんですけども、なかなかどこでも欲しいというところで、菊川市に来てくれるという職員を、本市に来てもらえるというようなところを打ち出していくというのはちょっと難しくて、なかなか、すいません、効果的なところまではいっていないところがございます。

あと、保健師に関しましては、本市の保健師、今勤めている保健師の中に、もともと出身の大学とつながりのある職員がいて、その職員からその大学の卒業生といいますか、これから卒業しようとする学生さんのほうに働きかけをしていただいて、今年度というと本市の採用試験を受けてもらったりというような、そういう取組のほうはさせていただいているところがございます。

ちょっと劇的にすごくこれをやったからすぐ効果が出るというものがあつたらすぐやりたいとは思っているんですけど、なかなかちょっとそういうところが、すごい劇的な効果策というところはございませんので、地道にといたしますか、いろんなところにちょっとアプローチして、できるだけたくさんの方に受けていただくというようなことに取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。それこそ土木建築の技術職員については、なかなか難しい状況だと思うんですけども、先ほど課長が言いましたように3市の説明会、そういった取組をしているということだもんで、考え方として、やっぱり広域でそういった技術職員を確保して今後回っていく、そういった方法ができるかどうかというのは一つクエスチョンマークにあるんですけども、そんな方法も、もしなければ、やっぱり技術職員を必要とするならば、そういったこともあり得るなという感じをするんですけども、その考え方ってどうですか、生かされそうですか。個人的なあれでいいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。土木とか建築の職員を広域で、例えば一緒に試験やるというようなそういうこともちょっと検討の課題としては上がっているんですけども、そういったときにやっぱりその受けようとする人の出身地とかそういうところの影響もあるかと思うんですけども。ちょっと同じように職員の採用の条件を並べると、

そうするとほかの市に比べると、菊川市って地域手当というそういうものの支給要件に当てはまっていないところがあるので、給料面でちょっと劣ったりというところがあるものですから、ちょっと広域でやって、受ける人は増えるかもしれないんですけど、じゃあそれで菊川に何か思いがある人は来てくれるかもしれないですけど、そうでない人を呼び込むというのはなかなか難しいなというふうに自分としては考えております。すいません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連で、先に2番のほうからしましょう。

○2番（東 和子君） 2番 東です。すいません。今、建築士の話が出ましたけれども、ちょっと聞くとところによりますと、一級建築士に関しては実務経験があつて受験資格だったということだったんですけども、大学の建築科を出まして即受験資格があるという話も聞きました。ちょっと親戚、身内のほうから聞いたものですから、今急にということだったので、正式な形は分かりませんが、もしできたらそこでちょっと調べていただいて、大学の建築科を出た学生が受験資格があるならば、意外と取りやすいという言い方はちょっと不適切かもしれませんが、受験資格があるのでいいのではないかと思います。

もう一点は、保健師なんですけれども、菊川市はアクシス専門学校がありますよね。アクシス専門学校で看護資格を取った学生さんに関しては、1年間、保健師及び助産師、学校に行けば取れるようになっていっていると思います。もし、菊川市で本当に保健師さんが必要であれば、例えば補助金というか負担金を出して、その方たちに保健師資格を取っていただくという方法もあるかと思いますが、その辺の検討はどのようにされているか、伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。土木建築職の職員については、そういうところの大学なり何なりを出てくるとか実務経験があるとかということの中で受験資格を取っているんで、建築士の資格を持っていないといけないということはございませんので、その点は受験することは可能でございます。

あと、保健師をアクシスをご卒業されて看護師になられた方を市で採用して保健師になっ

てもらうというやり方といいますか方法につきましては、ちょっとやっぱり看護師もいわゆる菊川病院のほうの看護師のほうも常に採用を完全に充足しているということではないと思いますので、まずは病院のほうに看護師として行っていただくということを優先するべきなのかなというところを考えておりますので、ちょっと病院のアクシズを出た方を市の職員として雇って、それで保健師になっていただくというのは、やり方として今のところ私どものほうではちょっと考えていないような状況です。すいません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連か、別で。17番、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。同じ土木建築という話なんですけども、実際に技術者が入ってきた場合に、土木の場合では何かちょっと想像つくわ、建設課とか都市計画課とか農業土木とか、まだほかに土木としては配置したいところがあるわけでしょうか。その3つくらいでよろしいですか。

それと、もう一つは、建築の資格を持ってきた方が入られた場合にはどういったところへ配置されるのかということもちょっと。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。土木の資格というか、土木職として入ってきた職員については、建設課でありますとか農林課とか都市計画課、あと水道とか下水道、そういったところの事業部門に配置するということになります。

あと、建築の関係ですけれども、建築の関係でいいますと、教育総務課で学校の校舎等の関係に携わったりでありますとか、今でありますと危機管理部にあります強靱化のところ、あとそれから財政課のほうで、財政課に限りませんが、庁舎の管理的なことをやっている部門、そういったところで庁舎の改修でありますとか修繕とかを、大規模なものがあつたりとか、そういうところでありますとか、都市計画課のほうの建築確認とかそういうところをやったりするようなところについても、そういった職員を配置したいという、そんなような意向がございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。追加ということで、佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。若干補足をさせていただきます。

今、東委員とか山下委員からもご発言がありましたけども、まず職員の採用ですので、公平公正に行う、これはもう大前提でございます。

一方で、やはり職員の育成はもちろんですが、そちらの経験、実務の経験を持ったような中途採用といいますか、そういう職歴のある職員を採用するというのが一番の近道であることは間違いないわけです。

ちょっと一例申し上げますと、数年前に採用した職員は、建築の関係ですけども、一級建築士の免許を持っていたりだとか、応急危険度判定士の資格を持ったりとかという職員を採用1名しました。その職員は、まさに静岡市役所で、ちょっと個別の話になって恐縮なんですけど、そういう業務を担っていたような職員が、事情で菊川のほうにお話を頂けそう、来てくれそうだったものですから、そういう個別の情報も細かに拾いながら、公平公正に試験を行います。そういう募集の要件を少し拡大をするであるとか、そうしたことをしながら、すぐにでも戦力になるような職員を採用したいというのもございます。今その職員は、北こども園の建築の関係で専門的な知識を振るって活躍をしてくれています。

また、保健師さんの関係なんですけど、保健師さんも、我々も、今、総務課長のほうからも話がありましたが、例えば聖隷クリストファー大学なんかに訪問で行くわけです。そうしますと、本当に聖隷さんは聖隷福祉事業団という大きな組織があるので、いろんなところに福祉施設を持っていたりとかするものですから、割と我々が行く前にもうそういうところに決まっていたりだとか、そういう自治体の難しさというのがあるんですが。この6年の4月の採用に当たりましては、聖隷クリストファー大学のほうからも受験をしていただいた方がいらっしゃるので、できれば採用したいなというふうには考えておるような学生さんもおるんですから、そういう公平公正を基にしながら、そういう個別の状況もなるべくうまく拾いながら、優秀な人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑でございますか。まだ、1番、2番で結構時間がかかってしまったので、ある程度で切らせていただきたいと思います。すいません、次の質問に移らせていただいてよろしいですか。

3番目を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 職員研修費の関係であります。タブレットのほうが8ページ、成果書、8ページになるかと思っておりますので見ていただきたい、このように思います。

この関係についても研修課題というところに、現状を分析する力、また将来を見通す力、自律的な政策形成能力を身につけた職員の育成というような文言が書かれております。このいわゆる一つの課題として、次年度の研修、こういったものを今課題となっているものに含

められているのか、そういった点についてお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。松本委員の質疑にお答えいたします。

自律的な政策形成能力を身につけた職員を育成していくための研修としましては、採用4年目から6年目の職員を対象とした研究テーマ、草案実践研修でありますとか、採用7年目から係長未満の職員を対象とした問題解決力向上研修、係長級及び士官級職員を対象とした企画立案研修など、職員の職位でありますとか経験年数の階層に合わせた研修メニューを用意しております。

いずれの研修についても、選択研修として職員が希望して受講をする形式となっておりますが、前年度末に行われる人事評価の面談の中で、管理職のほうから対象の研修を受講したほうがよいと思われる職員に対しまして受講を促したりでありますとか、対象研修の参加状況等を踏まえ、総務課からこの研修を受けたほうがよいという職員に対しまして研修の受講を促したりするといった勧奨を行い、職員の能力形成につなげております。

また、これらの受講勧奨に加えまして、人事異動でありますとか、各課の本年度中に取り組むべき課題の状況から、自律的な政策形成能力の向上を特に促していくことが必要と思われる職員に対しまして、行政経営能力でありますとか専門的な知識を習得することを目指す選抜指名研修に参加させるというようなことを行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） いろいろ研修の中で行政経営能力を伸ばすだとか、いわゆる問題解決型の研修をしているだとか、そういったことがあるかと思うんですけれども、実質的に研修を受けた後、いわゆる評価、分析、こういったものの関係についてはどのように対応しているのか、お伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。自律的な政策形成能力等の評価につきましては、人事評価の評価項目の中に企画構想という項目がございます、目標達成のために効果的な手段、方法を練り上げるとともに、社会情勢を把握し将来の見通しから広い視野に立った構想を取りまとめる行動といったものについて評価をしているところでございます。

人事評価の評価者については、主管級以下の職員の場合は、一次評価者が所属課長、二次

評価者が所属部長というような形で評価をしています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。目標達成のための評価といいますけれども、やっぱり評価する人によって評価の関係が食い違いというか出るおそれもありますよね。そういった面を含めた場合、その人だけでいいのかなのかどうなのかというものがあろうかと思うんです。いわゆる第三者を入れたり、そういった関係も出てくる話だと思いますけれども、今後そういった関係が恐らく出てくる話にもつながるんじゃないかなと思いますので、その点についてどのような考え方あるか、少し課長のほうにお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。人事評価で、今申し上げた評価項目、企画構想とかというのは、業績とは別に能力態度評価というような項目での評価になります。評価に当たっては、係長以下の職員であれば、まず係長が評価して、課長が評価して、それを部長がというそういう評価をしていくんですけれども。

その評価につきましては、確かに担当の課だけの職員の見方だけだとちょっと偏ったところがあるかもしれませんので、それについては人事評価の適正化会議というものを開催しておりまして、それぞれの課で課ごとに評価した内容を部単位でほかの部の課長でありますとか部長に見ていただいて、この職員に対してこういう評価をしているのはこれは妥当かどうか、そういったことを第三者といいますかほかの立場の人の目を見て、そこで甘いとか辛いがあったらちょっと調整する、そういうことを行っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○14番（松本正幸君） オーケーです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、時間のほうがあれなんで、簡潔に答えてもらえばいいんですが。

3市の広域研修というのは、これは、牧之原市と御前崎市と、雑駁でいいですが、どんな研修をされたか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） すいません、3市の広域研修、すごいたくさんいろいろあるんですけども。

主なものであるという、新規採用職員研修でありますとか、人事評価の研修でありますとか、議会対応の研修、それから監督者研修でありますとか、対人関係力向上研修とか、文書作成指導能力の向上研修、そういったものの研修を行っております。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 老婆心のようなことを言って、16番ですが、申し訳ないんですが。これまでの中東遠の歴史としても、掛川市及び小笠郡5町というのは、中東遠圏域の中ではもう本当に一体だというふうに言われて、歴史もあるわけですけど。

それと、一組においてもギャラリーとか西友とか東遠学園とかいろんなつながりが強い、掛川市とのことですけど。道路にしても災害対応にしても医療圏にしても、みんなそうなんです。

そういった意味で、今言った研修の内容がそこに含まれているかどうか分かりませんが、私は、今後の菊川市の将来を見据えたときにも掛川市との連携というのはもう極めて重要だと思っているんです。

これ、部長、どうなんですかね。掛川市の今との研修であるとか連携とかということに関して、私はちょっと希薄なような気がするんですが。その辺の研修の形態を今から変えるというのは難しいかどうか分かりませんが、私は含めて進めるべきだと思いますが、その辺はどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。ご提案ありがとうございます。

私の記憶ですけれども、掛川市さんは磐田市さんであるとか袋井市さんであるとか、研修だけじゃなくて、採用であるとか、そういうところで協議をする場を持っているというふうにお伺いしております。

一方で、私どもは、研修もそうですし、先ほど総務課長のほうから答弁ありました採用に関する説明会、オリエンテーション、そういったものも3市で行っております。これは、市町村合併のいろんな話の中でもありましたけれども、いわゆる旧町単位を主となった牧之原市さんと御前崎市さんと私どもということで、ある意味、行政レベル的には近いところもあるというのは実際のところだと思いますが。

掛川市さんとの連携も当然これは必要なところだというふうに思っておりますので、研修だとか採用だとか、そういうところに関しての情報交換的なものは担当レベルではさせていただいておりますけれども、そういう一緒に合同で研修するとかというのは、ロゴのほうの研

修は行っておりますけれども、私ども研修担当として広域でということはございませんので、そうしたものはまた皆さんのほうとも連携する方向は必要だと思いますので、研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○16番（横山隆一君） 了解しました。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はよろしいですね。

4番目の質問を自分から質問させていただきます。

2款1項1目文書管理費ということで、内容としては、公文書の電子化の進捗についてどの程度対応ができているのか、国において一律の指針などは指定されているのかということがあります。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えします。

公文書の電子化につきましては、現在、総務課では令和7年度中の文書管理システムの導入を目指して検討を進めております。

公文書の電子化に当たりましては、紙で処理されている文書の電子化、電子化した文書の保存方法、電子決裁の導入、行政手続等の電子化、電子化された紙文書の廃棄の可否など、効果的で安定した制度構築のために検討すべき課題が多くありますので、今後、システムの導入と並行して、これらの課題についても検討をしてまいります。

また、事業者が提供する文書管理システムにつきましては、異なる特徴や機能を持ったシステムが幾つかございますので、昨年度から比較のために各事業者から機能デモの実施や説明を受けているところでございます。本年度中に本市として備えておくべき機能等をまとめたいと考えております。

また、国において一律の指針などは指定がされているかということですが、国においては公文書管理法に基づき令和4年に法の施行例やガイドラインが改正されており、今後、公文書管理の電子化が進むものと思われます。

これに対しまして、地方自治体については法の規定は努力義務となっており、現在のところ国から統一的・具体的な指示等はない状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問させていただきます。

それこそ、デジタルガバメントということで、各地方団体が共通のシステムである程度やっていくという話があって、ここの部門というのはそこまでやっていないということでしょうか。

答弁求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。すいません、この公文書の電子化というものについては、そのデジタルガバメントのところには含まれておりません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

ほかに質疑のある方は、関連質問。

なければ、次も自分から質問させていただきます。

2 款 1 項 1 目で一般管理総務費（総務課）ということで、事業費が前年度より大幅な増となっている内容について伺います。

答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えします。

一般管理総務費の事業費が前年度より大幅な増となった要因ですが、総務課で雇用した会計年度任用職員に係る人件費が令和 3 年度と比べて増加したことによるものです。

育児休業でありますとか休職をした職員、正規職員の代替措置として会計年度任用職員を配置する場合には、総務課の予算により雇用をしております。

令和 4 年度は、育児休業による代替職員として一般職の職員よりもちょっと給料月額の高い専門職であります保育教諭 3 名をフルタイム職員として雇用したりでありますとか、会計年度任用職員の賃金改定に伴いまして 1 人当たりの給料が増加したことに伴い、人件費が増加したというものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。自分のほうから、給与が高い方が多かったということで差が多かったのか。ただ、これからは育児休業とか、これから男性も増やしていくということになってくると、そういった対応はこの予算で大きく増えていくような可能性が結構あるのか、そういったことについて伺います。

相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。育児休業等を取った職員に対して、今は会計年度任用職員で対応しているというようなところがありますので、そういったところで今後

の会計年度任用職員の人件費というのは増えている状況でございます。

今年度、定員管理計画の見直しをやっているところなんですけれども、今まではちょっと育児休業等で休んでいる職員の分について会計年度任用職員で対応するというようなことを基本的なような形で対応してまいりましたけれども、今後につきましては毎年若い女性の職員も多くなっているというところで、何人かは育児休業等で休む職員も出ますので、そういった部分に全部会計年度任用職員で対応するというのは難しい職種等もございますので、そういったところも考えて、今年度、定員管理計画を見直しする中では、何人か育児休業を取っている職員がいるということを前提にその職員の人数等を、定員数というか職員数を考えていくということも今検討しておりますので、そうした場合については育児休業の職員が増えた分、その分丸々この会計年度任用職員の人件費が増えるというふうにはならないような形を取ることが、ちょっと今考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。業務改善とかそういったことが重要になってくるのかなと思いましたけど。

自分のほうからは再質疑はございません。

関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を6番目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。2款1項1目の行政法務費ということで、22節顧問弁護士委託業務の相談件数とその内容はどのようなものでありましたかということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。山下委員の質疑にお答えします。

令和4年度の顧問弁護士への相談実績は、10の案件について延べ12回の相談をいたしました。

相談案件の内容につきましては、市への寄附に関する遺言書の公的効力について、市道の改築工事に関する移転物件の所有者との契約について、民地ののり面に入った亀裂の対応について、民間の開発行為に伴う市道の破損への対応について、民間が実施した盛土工事への指導について、市民宛てに通知する利益処分通知の内容について、消防同地所での窃盗事件

に関する弁償金について、100歳祝い事業に関する市長直筆の樹脂贈呈について、菊川南陵学園との土地の契約について、大規模洪水に関する補償についての10件でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑は。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問、自分のほうから質問させてもらいます。

2款1項3目入札契約総務費ということで、タブレットで25ページ。事業費が前年よりまた大幅な増となっているが、要因について伺います。

答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えいたします。

入札契約総務費の事業費が前年より大幅な増となった要因ですが、大きく3つの要因があります。

1つ目は、令和4年度中に本市で使用している入札参加資格者管理システムを新たに構築したこと、2つ目として、2年に一度の入札参加資格の更新手続のため会計年度任用業職員を雇用したこと、3つ目として、県内自治体で利用している静岡県共同利用電子入札システム利用団体負担金の前年度よりも増となったことによるものです。

それぞれの影響額ですが、入札参加資格者管理システムの関係がおよそ213万円、会計年度任用職員の雇用に係る経費がおよそ27万円、電子入札システム利用団体負担金がおおよそ11万円です。

なお、入札参加資格者管理システムの新たな構築につきましては、本来、事業実施内容として事業成果書に記載しておくべき内容でございましたが、ちょっと漏れてしまっておりました。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑は、ちょっと自分のほうからはないですけど、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、ここで総務課と秘書課が入替えになってきますので、

ですので、その前に総務課について、秘書課について、質問がほかである方は挙手にてお願いします。

総務課、地域支援課で、また入替えになってきていますので、あと秘書課もそうです。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。時間外の関係なんですけれども、少しデータの12月までの補正の関係で上げてありますけれども、これが約6,000万余、時間外手当が出ているということで、さらに恐らく2月の段階で増えているんじゃないかなと思うんですが、恐らく6,000万台ぐらいの時間外になっておるかと思うんですけれども。

このいわゆる、いろいろこう縮減対策というんですか、こういったものの関係についてはやられているかと思うんですけれども、さらにいわゆる縮減対策を強化する関係についての取組というのはどのように考えていますか、お伺いをしたいと思います。

それと、さらに各課の関係でいきますと、どこの課がこうやってみると多いかというのはデータで見りやすく分かりますけれども、そういった影響、何でそんな時間外が多いんだというものの分析、こういったものの必要もあるかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽総務課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。時間外勤務が多くなっているかというのが、業務的に一時期にどうしても集中したり、災害の対応であったりとか課税業務であったりとかそういったものと、それとは別に人的な配置の関係で、ちょっと職員が休んでしまったりとか、人数的に会計年度任用職員を充てたというような、そういうようなことがあったりして多くなっているというところもあったりするところでございますけれども。

まず、人的な部分で、職員のちょっと配置人数が足りていなかったりというようなところについては、そういった状況で時間外勤務が多く発生しているという場合については、会計年度任用職員を新たに雇用する等をして、業務をちょっと分散させるというような対応を取っているところでございます。

それ以外にも、その他、そういったところ、あとちょっと年度をまたぐようなところになりますけれども、人事異動による配置の中で、時間外勤務の多いところでそこがちょっと業務が多いというところであれば、当然そういったところには増員の対応等をさせていただいているというふうなことがございます。

あと、時間外勤が多くなってしまうような要因を、ちょっとほかの形で委託等に出すといったようなところで減らすというようなこと。

例えば税務課のほうでは、確定申告の受付を予約制にした、ちょっと予約にした初年度は職員等が対応したので、大分そのときについては時間外勤務が増えたというようなことがありましたけれども、恐らくそこに対して専用の受付の窓口を設けるでありますとか、あとLINEを使って受付の予約ができるようにすると、そういったようなことの業務改善をすることによって、税務課の時間外勤務は少なくなったというようなこともありますので、そういったところで見直せるところは見直していくというようなことを行っているところでございます。

やっぱり災害等の急に降って湧いたといいますか、ちょっと臨時的に出てくるようなところの時間外勤務に対しましては、よそ課から応援するというようなことも実施する中で、今、時間外勤務のほうをできるだけ縮減すると、そういうようなことで対応させていただいているような状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。なかなか難しい状況だということは分かりましたけれども、やはり職員の意識改革というか、こういったものが重要になってくことと、契機として、いわゆるゼロカーボンシティ、こういったものを宣言をいたしましたよね。私もかなり一般質問させていただきましたけれども、こういった面を考えた場合、省エネの推進、こういったものが、恐らく残業によって電気料がかかったり、暖房の関係がかかったり、いろいろ経費がかかってきますよね。そういった意味合いを含めて意識改革を進めるというのも一つの手法じゃないかなと思いますけれども。

いろいろ方法はあるかと思いますが、なかなか一概に言って、時間外をやめろというようなものを言い切れない状況にあるんじゃないかなと思いますし、そんな面を含めて、これから少し研究をしていただきたいと、このように思います。

以上であります。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということで、ほかに質疑なければ、これで一応、入替えを。

以上で総務課の決算審査を終了します。

ここで職員の入替えと休憩を半まで取りますので、次、地域支援課ですので、お願いします。

閉会 午前10時18分

再開 午前10時25分

○委員長（西下敦基君） 会議を再開します。

続いて、地域支援課の決算審査に移ります。

それでは、質疑を行います。質疑は、質疑通告順に行います。事前通知を出された委員は、挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってくださいということで、8番目の質問が松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

2款1項8目防犯対策推進費、タブレットのほうが31ページになります。地域支援課の防犯対策といっても、恐らく警察と一緒にやっているような形がありますがけれども、その中で少し質問をさせていただきますけれども。

高齢者、若者、ターゲットとなる新たな手口の詐欺被害、特殊被害ですか、詐欺の関係もごございますけれども、こういったものが増加しているように思われます。詐欺の種類と注意喚起、こういったものは、どのようにされているのか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。松本委員のご質問にお答えします。

詐欺の種類の手口は、数多く存在しますが、最近、増加傾向にあるものでは、オレオレ詐欺、ネットオークション詐欺、ロマンス詐欺、マルチ商法やネズミ講やワンクリック詐欺などがあります。このような詐欺は、電話、メール、SNSなどを通して成立することが多く、特に、高齢者や若者はターゲットにされやすい傾向にあります。

このような詐欺から守るため、菊川警察署や消費生活センターと連携し、詐欺に関する情報提供や相談対応、啓発活動などを行っております。

特に、菊川警察署管内では、高齢者の方を狙った還付金詐欺が流行しており、注意喚起として、毎月15日に金融機関と連携した広報キャンペーン、地域安全推進員と金融機関による高齢者宅訪問、電話機対策の推進や防犯通話記録機の貸出しなどを実施しております。

詐欺被害に遭わないためにも、こういった機関からの情報をしっかりと受け取り、自分自身を守るための知識を見つけることが重要となります。

以上、回答となります。よろしくお願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本。ただいま菊川警察署並びに市の消費生活センター、こういったところと連携しながら、いわゆる注意喚起、こういったものがされているということですが、あと、子どもの関係について、それこそインターネットを通じて様々なトラブル、こういったものが起こる要素、もう起こっていると思いますけれども、起こる要素もあるわけですね。こういった関係についての対応策、こういったものは、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

インターネットのトラブルを防ぐ対策としましては、教育と規制の2点が必要と考えております。

教育委員会では、子どもたちに貸借しているタブレット利用に関して、「タブレットの約束」を配布し、タブレット端末の使い方やマナー、インターネットを安全に使う方法や注意点などを指導しております。

教育は、子どもたちがインターネット上で遭遇する可能性のある件に対して、自己防衛の機会を提供するものと考えております。また、規制として、タブレット端末自体にもフィルタリング設定をしております。

規制は、子どもたちを具材的な危険から直接保護するものと考えております。効果的なインターネット安全の対策には、教育と規制の両方が必要と考えておりますが、何よりも重要なのは、子ども自身がインターネット環境上での行動に対する理解と責任感を持つことが必要であると捉えております。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございませんね。

関連質疑、ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 次の分。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、関連質疑。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次、お願いします。

○17番（山下 修君） 2款1項8目の防犯対策推進費ということで、31ページです。防犯灯の設置要望や老朽化対策が課題として挙げられていますけれども、決算処置金額の推移は、どのようになっているのでしょうか。

また、市有防犯灯103灯分に、新規50灯を設置されたのかということと、市有の防犯カメラは市内何か所に設置されていますかという答え。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。山下議員のご質問にお答えします。

初めに、防犯灯の設置要望や老朽化対策が課題として挙げられているが、決算措置金額の推移を問うか」についてですけれども、自治会からの新規設置要望は、令和2年度、要望75件、採択56件、不採択19件、金額が367万6,200円、令和3年度、要望62件、採択55件、不採択7件、金額が370万1,500円、令和4年度、要望62件、採択50件、不採択12件、金額が368万2,800円、令和5年度は、要望62件、採択54件、不採択8件となっており、ここ数年、要望数は60件程度と推移しております。

なお、不採択とした主な理由としましては、自治会からの要望を取りまとめ、中部電力などに設置の可否の確認を行う中で、中部電力が行う日常管理に異常が生じるおそれがある理由から、電柱等に架設できないためとなっております。不採択となった箇所につきましては、事前に自治会長さんと協議し、付近の別の電柱で仮設するなど協議を行っており、不採択についてのご理解をいただけるようにしております。

また、市が管理する防犯灯103灯のうち蛍光管交換等もあり、故障した段階でLED防犯灯への付け替えや施設修繕を行っており、令和年度は6灯で18万2,457円、令和3年度は1灯で1万9,800円、令和4年度は5灯で28万5,450円、令和5年度は今まで修繕を行った防犯等はありませんが、年度によって修理件数や防犯灯の種類によって修繕料等にばらつきがある状況となっており、必要に応じて補正予算をお願いしております。

次に、防犯灯103灯分に新規50灯が設置されたのかについてですが、新規50灯は、令和4年度に自治会からの設置要望により市が設置し、自治会で電気料等の支払い等の管理を行うものとなっております。

最後に、市有の防犯カメラは市内何か所に設置されているのかについてですが、犯罪防止を目的とする防犯カメラは、市営駐輪場の1か所への設置となります。

また、防災・施設管理等を目的とする監視カメラは、市役所本庁舎、市役所東館、プラザ

けやき、中央公民館、菊川病院、消防署、図書館、地区センターなどに設置されています。

以上、山下議員のご質問にお答えします。

○委員長（西下敦基君） はい、答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ちょっとこの機会に教えてもらいたいですけども、防犯灯が103灯、市の市有防犯灯が103灯あるんですよね。それで、今度50灯は、これ自治会が持っている、自治会からの新規設置申請により50灯、これは市有ということになるわけですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。自治会が要望されたものにつきましては、市のほうで設置しまして、管理については自治会のほうに移管をお願いしています。

○17番（山下 修君） じゃあ、自治会の……

○地域支援課長（石川浩朗君） そうですね。ですので、電気料等も自治会のほうで払っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○17番（山下 修君） いいです。分かりました。結構です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、10番目の質問を自分のほうから。

2款1項9目自治活動推進費ということで、タブレットで32ページで、令和4年度に策定した自治会の負担軽減に向けた取組方針（庁内ルール）の内容について伺う、またそれにより、どの程度、軽減されたかについても伺う。ちょっと、一般質問でもされたかなと思うんですけど答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。西下議員のご質問にお答えします。

初めに、自治会の負担軽減に向けた取組方針（庁内ルール）の内容につきましては、最初に、共通事項として6つの事項を示しております。

1つ目に、自治会へ依頼する目的や意義を明確にし、自治会へ依頼することが必要であるか、改めて判断する。

2つ目に、これまでのやり方を継続するのではなく、自治会の負担を軽減することを念頭に、他の手法も検討した上で依頼する。

3つ目に、自治会長は仕事をしていることを前提に、会議の開催日時等について配慮をする。

4つ目に、単に報告のみの会議等は、書面開催等の出席を求めない方法を検討する。

5つ目に、文書配布を含む各種依頼事項については、所属内で決済を取った上で依頼をする。

最後に、常に自治会の負担を軽減する視点で改善に取り組んでいくこととした上で、7つの軽減方針を示しております。

1つ目に、地区自治会から選出する役員や委員等の選出依頼について、地区自治会任せとしない選出方法を検討すること。例えば、候補者の選定、現職との協議事項、事前協議による選出のサポート等を見直しております。

2つ目に、単位自治会からの選出する役員や委員等の選出依頼について、自治会や選出が困難な場合は選出を依頼するかと協議することや、原則、新たに選出を依頼する役員や委員を追加しないこと、これにつきましても選出のサポートや選出できない場合の対応について見直しております。

3つ目に、複数の地区または単位自治会から選出する役員や委員等の選出依頼については、地区自治会や単位自治会任せとしない選出方法を検討すること、これにつきましても、候補者の選定、現職との事前協議について選出のサポート等をお願いしております。

4つ目に、自治会へ来賓として出席を依頼する教師等については、現職、来賓としての出席を依頼しないこと。

5つ目に、自治会へ出席動員を依頼する事業等については、依頼前に連合自治会定例役員会において協議を行うこと。また、式典、行事等への人集めの動員は依頼しないこと。

6つ目に、自治会へ調査、取りまとめ等を依頼するものについては、依頼前に連合自治会定例役員会において協議すること。

最後になりますけれども、自治会へ依頼する全戸配布回覧物については、広報紙関係、広報きくがわとか病院だより、社協だより等に掲載している情報を重複して回覧の処置しないこと、回覧文書について、地区を絞れるものは地区を限定すること、そして、毎年度周知している自治会での文書の取扱要領を遵守することとなっております。

次に、どの程度軽減されるのかについてですけれども、特に、何%削減等の具体的数値は設けておりません。職員の意識改革の一つとして考えておりまして、これまでのやり方を継続するのではなく、自治会の負担を軽減することを念頭に、他の手法も検討した上で、自治会

へ依頼する目的や意義を明確にし、自治会へ依頼することが必要であるかをまとめて判断を図っていただくものでございます。

この取組を進める中で、既に、菊川市連合自治会役員が就任する各種委員会等の委員では、菊川市地域福祉計画推進委員など、連合自治会と所属部署との協議を行い、委員選出を2人から1名に減らしたものになります。

また、自治会の回覧では、仮にA4サイズのチラシ1枚で班回覧文書を取り上げた場合、令和5年9月7日現在の自治会配布文書では、班回覧では1,693部、具体的に言うと500縮めのコピー用紙を3縮め、約1,500円の減、全戸配布では1万5,217部、具体的には500縮めのコピー用紙30縮め、6箱分で金額としては1万5,000円の減となります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。

すみません、ちょっと1点だけ。前、回覧とかで、広報か何かを見るために、何か冷蔵庫に貼って、それでバーコードを読んでみたいの、そういったのを何自治会かやったかと思うんですけど、そこら辺というのはどうなっているのか、もし分かれば答弁いただいてよろしいですか。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。担当は、企画の情報課のほうで、具体的にやっております、バーコードを読むと、そのサイトに入って、いろいろと情報がサイトの中に見られるというものでございます。ちょっと具体的に、私のほうで、地域支援課のほうで取扱いがないものですから、取扱いの内容については、ちょっと詳しく分からないんですけど、そういうのが上がってくるとは聞かれます。

○委員長（西下敦基君） はい、分かりました。これについて関連質疑とかございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） すみません、時間ないのに申し訳ない。これ、負担軽減ということで、配布物、明らかに減っているのは実感しているんですけど、行政事務委託料、この辺り、見直しをされるつもりはございますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。現在のところ、その行政事務の委託料ですね、委託化の見直しのほうは、見直しの計画はございません。委託料の金額を、例えば、年間の配布数とか世帯数で割ると、1世帯当たり1回に120円くらい、128円だったかな、128円くらいなんですね。そうすると、定型外の封筒の50グラムが、たしか120円くら

いだと思うんですけども、それくらい目安なんです。それよりも回覧物ってもっと多いものですから、基本的には、ボランティアというか、そんな形でお願いしているところがありますので、今のところ見直しの予定はありません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません、今しっかり文書で作っていると思うから、紙で頂けませんでしょうかね。

○委員長（西下敦基君） 庁内ルールの説明を紙で頂ければということで、それは頂けますか。ちょっと答弁をなるべく短くしてほしかったということもあったので、長かったのも、ちょっと書き切れなかったということで答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 分かりました。庁内ルールですね、もうこの際ですから町内にも配布していますので、また追加しようという形で……

〔「もらえますか」と呼ぶ者あり〕

○地域支援課長（石川浩朗君） はい。お渡しさせていただきます。

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。関連質疑はいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、また11番目は、自分のほうから質問します。

2款1項9目で、コミュニティ助成事業費ということで、タブレットで34ページで、公会堂建設事業補助金が事業不採択となった理由について伺う。また、不足した費用が発生したと考えるが、どのような対応がなされたのかも伺う。

以上です。答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。西下議員のご質問にお答えします。

最初に不採択となった理由ですが、コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業は、一般財団法人自治振興センターが実施する宝くじ受託受益収益を財源とした社会貢献広報事業で、住民が自主的に行うコミュニティ活動に促進、健全な発展を図り、また、宝くじの社会貢献活動に資するための事業となります。

事業の留意事項では、実施年度の各都道府県から財団への申請件数は4件が上限となっております。令和4年度は、当市から小川端自治会が申請しましたが、県は、申請があったものの中から各年度の市町採択件数などが考慮されて、申請する自治会を選択しております。

次に、不足した費用が発生したと考えるが、どのような対応がなされているのかについてですが、本事業については、採択件数が制限があることから、事業を進める上で、自治会の皆さまには、必ず採択するものではない旨を説明を行っております。小川端自治会は、事業計画の段階から助成額を800万円に設定されておりました。仮に1,500万円の補助金が採択された場合には、金融機関からの借入を減額するなどの対応が取られたのではないかと考えております。

以上、西下議員のご質問にお答えします。

○委員長（西下敦基君） 答弁が出ました。再質疑として、これ、今度は小川端のやつが採択されなかったということで、じゃあ、次年度にもう一回とかって、そういったことにはなかったのか、ちょっとそこら辺の説明をお願いします。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 小川端自治体の方たちも計画はあると思いますので、また1年待つよりも、その県の補助金というか、800万円のほうですね、そちらのほうになったんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上で、関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、12番目の質問を東議員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項9目公共交通費推進費、資料33ページです。デマンド運行の利便性向上策について広く意見を頂いたとのことですが、意見の内容をお知らせください。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。東議員のご質問にお答えします。

菊川市地域公共交通会議の委員の皆さまより、主に3項目のご意見を頂きました。

1つ目は便数で、最終便が早いので、もう1便、遅い時間も欲しい。便数を増やしてほしいという内容です。

2つ目は停留所で、地区センターや公民館への停留所の設置が要望されております。

最後に、フリー降車区間の設定の中では、買物した後に重たいものがあるとき、バス停が遠いと不便。雨の日は、ちょっと近くまで来てほしいなどの意見がいただいております。

そうしたことから、改善する内容としましては、奈良野・布引原コースは4便から6便に

増便、三沢・河東コースにつきましては2便から3便に増便、地区センターの停留所につきましても、ひらかわ会館、みなみやま会館、くすりんに停留所を設置しております。フリー乗降区間につきましては、奈良野・布引原コース、三沢・河東コースのデマンド運行コースについて設定をしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。意見を聞いた中で、一番最初の意見の中で、最終便が早いという意見もお聞きしましたけれども、それに対しての対応策は、どのようになっているでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 便数を増やすとなると、一日に運行する時間が少し長くなったものですから、そういうことで対応させていただきます。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ある方。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。いろいろ改善をされて、具体的にどのぐらい令和4年度、増えましたか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。定時定路線ですけども、令和4年度の実績なんですけど、前年度と比較しまして852人、年間利用者数が増えまして、2万9,764人となっております。

デマンド運行につきましては、令和4年度、前年に比べまして187人増えまして468人となっております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑の方、6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません。公共交通事業者感染対策支援事業費のほうについてお伺いをしたいんですけども、当初154万円の予算で執行が103万円だった

ということで、満額執行にはならなかった理由と、あとこちら代行業者のほうから陳情が、採択されていないものの陳情が上がっておりまして、この事業効果についてどのように見込んでいらっしゃるのか、満額執行にはならなかった理由と事業効果について、2点お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） すみません、多分、ちょっとすみません、事業者のほうから、実際に実施した件数でお支払いしているものですから、実績で表しているものですから、その分で満額執行じゃなくて実績の分ということで払っているということになっています。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。デマンド部分のところですね。今、50回頼むんだったら、50回予算取っていて40回というね、ちょっと満額じゃなかったよという、そういった感覚だと思うんですけど、再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） ごめんなさい。私の勘違い、デマンド運行をした台数に応じて、デマンド運行に出た台数掛ける2万円をお支払いされたので満額にはならなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。ちょっと場所がこれ違うのかな、コミュニティバス推進費で、こっち側の質問じゃないのかなと思って。タブレットで37ページ。

○2番（東 和子君） いや、35ページの事業実施内容のポツ2つ目、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を市内タクシー事業者及び事業者、運行代行業者へ指定したとあるんですけれども。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。こちらの交付金というか、補助金につきましては、デマンド運行ではなくて、民間タクシー会社の、民間の運行の中の関係に充てていまして、デマンド運行につきましては、この補助金は該当しておりません。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ということは、市内5業者に対して、その台数に応じて、事業者の数、5事業者に、それぞれ3万円プラス所有している台数に応じて2万円支給するということで当初予算が計上されたと思うんですけれども。145万の予算がついていたのに対して103万円の執行ということで決算書には書かれてあるかと思うんですが。こち

らは事業者にも、実際、申請書を出してもらって、それに応じてお支払いされて、満額にならなかったということではよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） そうですね、各事業者から申請を伺いまして、その頂いた台数に対して、お支払いをしているということです。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） すいません。一番最初に伺った、事業効果も併せて、どのように見込んでいらっしゃるかも、もし、お考えがあればお聞きしたいんですけれども。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） コロナ対策ということで、いろいろと消毒液とかシールドとか、そういうのを設置していただいて、そういうふうな補助金を与えたものですから、ごく簡単なものと考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますが。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次に13番目の質問を、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 2款1項9目地域企画推進費ということで、令和5年度中の行政提案課題について、団体から要望があり採択をしたとありますけれども、内容の説明を、ちょっとお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わります。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。山下議員のご質問にお答えします。

令和5年度1%地域づくり活動交付金事業の地域活動部門及び学生部門につきましては、昨年度10月に募集を行い、33団体から応募がありました。行政提案課題2点に対して、それぞれ1団体からの申請があり、採択されております。

1つ目は、営業戦略課担当の移住定住施策の推進でございますが、菊川未来会議さんが応募してくださいました。この団体は、菊川未来塾の卒業生が集まった団体で、菊川市への移住定住を促進するための関係人口の創出を目標に、トークイベントやお試し移住体験の体制

づくりなどについてご提案いただきました。

2つ目は、福祉課担当の障害者施設、施策の普及啓発です。こちらにつきましては、やなぎ文庫さんが応募してくださいました。日頃から障害施設との関わりがあり、「障害者を理解する」をテーマとしたお話会の開催や、12月の障害者週間に合わせて、人形劇のお話会を開催するといったご提案をいただきました。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません、2問目の障害者福祉の関係で、どなたって言われました。

○委員長（西下敦基君） 石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） やなぎ文庫さんです。

○17番（山下 修君） やなぎ文庫、分かりました。結構です。

○委員長（西下敦基君） こちら関連質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を、14番を横山陽仁君からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款1項9目市民協働センター活動推進事業、ページは40ページ。この中で、市民協働センター運営業務委託ということで、長いこと、ずっとやっていたいていると思います。改めて、ちょっとお伺いします。

委託先のNPOの専門知識を有する人材ということでお願いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。横山陽仁議員のご質問にお答えします。

菊川市市民協働センターの運営委託、業務委託は、令和5年度から令和7年度の3年間で、NPO法人アートコラールきくがわと委託契約を締結しました。市民協働センターは、様々な団体の活動等を支援する中間支援施設となりますので、本委託業務は、法人の定款において中間支援ができることが明記されていることを条件としております。

中間支援を行うために必要な資格があるわけではありませんけれども、国や県等において、中間支援組織を対象とした研修やセミナーが開催されておりますので、委託法人には、こうした研修等に参加し、常に研さんをお願いしております。

また、市民協働センターでは、NPO法人の設立や運営に関して、法律、会計、税務、登

記など専門知識が必要な相談や指導がなされます。今回委託したアートコラールきくがわの会員には、NPO法人設立支援ができる専門家をはじめ、税理士や行政書士が所属しておりますので、専門家による相談会についても対応することができております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑がございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問、15番目を、また、陽仁君からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款1項9目市民協働型庁舎東館周辺にぎわい創出事業費17万4,000円で、これで、いわゆるお話し合いをさせていただいていると思うんですけども、にぎわいづくり研究会を5回開催して、結構、費用が少ない割には、いろいろな方が参加してお話し合いされていると思うんですけども、よくイベントばかりやっているような形になっているんですけど、それ以外のアイデアというのは出てきましたか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。横山陽仁議員のご質問にお答えします。

にぎわいづくり研究会につきましては、既数月の第2木曜日の夕方を基本として、令和4年度は年6回開催しております。市内の産学官民金の関係者が集まり、J R菊川駅からプラザきくるを中心とした地域のにぎわい創出に向け、協議や情報交換を行っております。

令和4年度に協議したイベント以外のにぎわい策につきましては、現在、工事が進められておりますJ R菊川駅の整備に関することや、J R菊川駅を中心に、駅南エリアだけでなく駅北エリアも含めた、まちづくりに関する方向性や、市民によるにぎわい活動がしやすいハード整備等について意見交換を行っております。横山陽仁議員のご質問にお答えします。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。このきくるの利用と、駅までの道の関係ですけれども、きくるを見ますと、平日でも高校生が、そこで勉強している子どもが、ものすごくいる。あれこそが、にぎわいなんですね。ですから、いわゆるイベントをやるんじゃないくて、

ああいう形でのにぎわいというのを、もう少し、いわゆる継続的なにぎわいというものを考えたら、やはりこの状況を見て、ああ、これがにぎわっているんだなという形で考えていただきたいなと思います。

○委員長（西下敦基君） ご意見でよろしいですか。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、16番目の質問を、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。2款1項9目多文化共生地域づくり推進費ということで、42ページ。企業訪問を行いまして、外国人の雇用とか生活状況のヒアリング調査を行ったということですが、具体的には、どのような内容であったのかということと、今後どういうふうにするかということで、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。山下議員のご質問にお答えします。

令和4年度に商工観光課が行った企業概況調査において、多文化共生に係る訪問調査に協力できると回答があった企業等6社を訪問しました。

雇用状況は、派遣社員はブラジル人とフィリピン人が多く、技能実習生や特定技能はベトナム人が多くなっております。各社、大きなトラブルは起きていないということですが、近年、増加傾向にあるベトナム人については、ベトナム語の通訳者が少なく、社内でのコミュニケーションや生活面での説明に苦労することがあるとのことでした。

雇用人数は、数人を直接雇用している企業、派遣社員100人程度の企業、技能実習生60人程度の企業と様々あり、今後の展望としても、現状維持であったり、中には日本人社員が集まらないので外国人なしでは生産活動がないという話もありました。

各社とも、外国人社員の生活支援までは対応できていないようであったため、市が毎月発行しております外国語版広報紙の配布や外国人相談窓口の施設について協力をお願いしております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 外国人の雇用の企業が要望する需要というのに十分間に合ってい

る状態なんですか。人手が少なくて困っているというような企業さんの受け取り方としては、どうなんでしょう。人材確保という意味で。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 企業が、人が不足しているかについては、ちょっと分からないんですけども、派遣会社等で、そういう要望を受けて派遣をしているのじゃないかなと思っておりますけども、その辺は、ちょっと時間を。すみません。

○17番（山下 修君） それと、さっきの庁舎の関係で言いますとね、ベトナム人さんとかそういった方がいないと、もう企業活動ができないというようなご答弁があったんですからね、そこら辺が十分確保されているのかどうなのかなということで、ちょっとお聞きします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長でございます。実際、自分のほうも何社か伺わせていただきまして、状況のほうから見させていただきましたけども、企業さんによって本当に様々でございます。派遣労働者をお願いしているところもあるし、派遣労働者をお願いしているということは、その先に派遣労働者を確保している派遣会社があって、そこから、そこに依頼をして確保してもらうという形です。

あと、ベトナム人のほうが最近増えているという話に関しては、技能実習生であるとかでするので、派遣労働者とは、また違う形での雇用形態になります。最近、ちょっと増加傾向にある、そのベトナム人が増えている理由として、技人国という、ちょっと略すんですけども、在留資格、就労系の在留資格の中で、技術・人文知識・国際業務という枠組みがございます。そちらのほうの枠組みを使って最近入ってくるというのを、ちょっと最近お聞きします。これに関しては、菊川市だけではなく、森さんであるとか磐田市さんのほうでも、ちょっと増えているよというような形で情報を頂いているというところであります。

企業さんのほうが、そういった外国人労働者をこういった形で確保するのかというのに対しては、その企業さんのほうのそれぞれの判断で選択をされているという形だと思いますので、そういった情報をちょっと、我々もそういった雇用系のところの状況だとかというのは情報が薄いものですから、なるべくそういったものも含めて、今後も企業さんとの情報交換とか、そういったものを、ちょっとご協力いただければ、ありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。多文化共生からちょっと外れたから申し訳ないです。

○委員長（西下敦基君） ちょっと技人国というのは、どういったものなのか、入りやすいのか、どういったことか、簡単に答弁お願いします。岡田係長。

○市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長でございます。ビザに関しては、本当にたくさんいろんな種類があるものですから、ちょっと最近、このビザが増えているよというふうな形で情報を頂いているだけでございます。なので、どういった形の条件が付されているのかであるとかというのは、現在、自分も、もうちょっと詳しく調べてみたいなというふうに思っております。

現状としては、以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、自分のほうから17番目の質問をさせていただきます。

外国人受入環境推進費、2款1項9目で、タブレットで43ページで、生活オリエンテーション動画の再生回数と、また、その反応について伺います。答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。西下議員のご質問にお答えします。

令和4年度に作成した生活オリエンテーション動画は、ごみの出し方、転入転出、3つ目として防災、4つ目として国保・国民年金・税金、5つ目として子育て、最後に、交通のルール、6テーマで、それぞれポルトガル語、英語、易しい日本語の3言語で作成して、令和5年3月に菊川市公式ユーチューブチャンネルで公開しております。

9月7日現在の動画再生回数ですが、言語別平均回数ですと、ポルトガル語が平均38回、英語が平均37回、易しい日本語が平均78回です。

テーマ別平均回数ですが、ごみの出し方が平均95回、転入転出が平均52回、防災が平均34回、国保・国民年金・税金が平均45回、子育てが平均48回、交通ルールが平均31回です。

それぞれの動画の再生数につきましては、菊川市ユーチューブチャンネルの再生リストに言語別でまとめでございますので、ぜひ御覧をいただきたいと思います。

以上、西下議員のご質問にお答えします。

○委員長（西下敦基君） 答弁をいただきました。令和5年から公開ということで、効果と

いうと、ちょっとこの決算とは、ちょっと変わってくると思いましたので、質疑はやめておきまして、特に、議員からは何か。関連質疑のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問に移ります。18番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井伸治君） 3番 坪井です。18番目です。加茂地区センターの管理費、タブレットページが46ページになります。令和元年に比した令和4年度の利用者数の割合が50%未満の地区センターが、加茂を含めて3か所ありますが、その要因についての分析をされていますかという質問です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課でございます。坪井議員のご質問にお答えします。

3か所につきましては、加茂地区センター、牧之原農村婦人の家、みねだ会館になります。

詳細な分析は行っておりませんが、事務長からお聞きしたところ、地区イベントが中止や縮小したこと、今まで使っていた団体の利用者が少なくなっていること、頻繁に使っていた団体が解散したなどの声も頂いております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ないですか。関連質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません、コミュニティセンター管理、加茂も含め、共通してなんですけれども、事業課題と課題に対する改善案は全て運用方法を見直す必要があるという記載でございまして、こちらの共通した課題や問題点があるのであれば、具体的にお伺いできればと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。各地区センターですけども、倉木議員からも、ちょっとご質問ありました、いわゆる営利団体の関係とか、貸出しのルールとか、鍵の関係とか、そういうところは、少し統一されていないところがあるものですから、そこら辺のほうを少しずつ見直していくということでやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、最後の19番目の質問、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項11目地区センター総務費についてお伺いいたします。

各地区センターにより新設されたところと、老朽化が進んでいる地区と格差がありますが、維持管理台帳等による保守点検を行われているかお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。須藤議員のご質問にお答えします。

地区センターの維持管理につきましては、菊川市公共施設個別施設計画（整備指針）では、コミュニティ施設の物理的目標耐用年数を60年とし、長寿命化を図っていく施設となっております。加茂地区センターの物理的残存耐用年数が19年と最も短い施設となっております。目標の2042年まで施設を維持する必要があるございます。このため、地区センターを管理する上で、設備の保守点検等の業務委託を実施し、維持管理に努めております。

維持管理のために実施している内容としましては、清掃管理業務、いわゆる床とかガラス、エアコン、換気扇の清掃ですね。あと2つ目として空調点検業務、あと3つ目として建築物、建築設備調査、これは法定の検査になりますけども、年に1回の検査となります。あと浄化槽の保守点検、消防設備の点検、こういったものにつきましては、事務所等の業務委託を行っており、その中で不具合等の指摘を行った場合は、適切に修繕対応を行っております。

また、それ以外で施設における修繕が発生した場合につきましては、予算の範囲内で優先度をつけまして対応しております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） これで一応、事前に出された質疑は終わりになるんですけど、地

域支援課で質疑がある方は、質疑等をお願いします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 以上で、地域支援課の決算審査を終了します。

続いて、監査委員事務局の決算審査に移ります。

休憩 午前 11 時 18 分

開会 午前 11 時 20 分

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。タブレットですと、多分13ページからで、11ページからは予算の収支で、続いて監査委員事務局の決算審査に移りますが、事前に質疑はありませんでしたので、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、なしということ。

以上で、監査委員事務局の決算審査を終了します。

ここで執行部退室となります。お疲れさまでした。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 22 分

○分科会長（西下敦基君） では、皆さまで自由討議が残っていますので、よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして、合意形成を努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手で発言をお願いいたします。総務課と地域支援課がありましたが。17番。

○17番（山下 修君） 一番、総務課の人事管理費のところ、専門職の会計があったんですけども、これはやっぱり技術職員を採用するということで、そちらは県でこういう専門職、土木とか、建築とかそういった人は採用していただいて、みんな派遣の部分を受けるん

ですか。人数を多く採用していただいて、派遣していただくような形でできたのだと、こんなふうに思うんです。そしたら、技術者は同じこういう小さな自治体来ても、経験したようなことができるかどうかというのはちょっといろいろ別な部分があるので、移動の中で県におればいろいろな形の中で、現場とか、対象とする建物とかは、そういうのも変わっていきますので、県である程度の数を採用していただいて、各地方自治体といいますか、市町へ出向する、そういう形が一番いいのではないかと思います。

○分科会長（西下敦基君）　そういったように意見でよろしいですね。これに関連して意見が。2番。

○2番（東　和子君）　2番　東です。今、保健師さん、県の話が出たんですけども、保健師さんは看護師資格を持って、なおかつ保健師資格という国家資格を2つ持っていかなければならないというのが現実です。そうしますと、先ほど申しましたアクシス専門学校の話が出ていましたけれども、アクシス専門学校に関しては、やっぱり看護師不足ということで、そこに充足していきたいという話が出ましたけれども、やはり全体数、絶対数の保健師さんの不足というのがあるかと思います。なおかつ、この地域の地理的な条件というのもあって、なかなかこう、街のほうというか、浜松とかあっちのほうに就職したいという話も多く聞いております。ですから、やはりある程度こういうところでは自治体が一つになって募集をかけるとか、それから先ほどの県もそうですけれども、公、もっと上のところで力を貸していただかないと、なかなかこちらに保健師さんが派遣されるというか、充足できるということとは難しいと私は思っております。なおかつ、こども家庭庁ができて、ますます保健師さんが家庭訪問をするとか、様々な業務に保健師さんの仕事が増えるということも想定できますので、やはりそこら辺も加味して、保健師さんの募集をかけていったほうがいいんじゃないかと思います。

　　以上です。

○分科会長（西下敦基君）　関連して何かご意見のある方は。関連じゃなくても、ほかのところでも意見があればお願いします。14番。

○14番（松本正幸君）　ほかの関係で、こども課の関係でありますので、あえて言いますけれども、先ほど少し触れたんですけども、時間外手当の関係、職員の意識改革ということの必要性があるんでしょうけれども、やはりこういったあれを見ても、いろいろ時間外の関係については約6,000万出ているんです、実質的に。こうしたものの軽減をやはり図っていかないといけないんじゃないかなという、そういうふうな気持ちがあります。そうい

った中で、やっぱり時間外の勤務の縮減の必要性というのがあるかと思うんですけど、そういった中には職務の執行の各能率的な、いわゆる長時間労働による活力低下の防止、こういったものがありますよね。それと同時に、職員の心身の健康の維持、これもあります。例のワーク・ライフ・バランス、こういったものの推進をしないといけない。そうすると、経費の節減、これは当然のことだと思いますけれども、あとは先ほども申し上げましたように、ゼロカーボンシティ、こういったものを宣言した市でありますので、当然職員の意識改革をし、やっぱり時間外の勤務の関係については、長時間になった場合については、電気量とかそういったものがかかってきますよね。そういったことを考えた場合に、ルールがおかしくなってしまうという面もあるんじゃないかなとも考えています。ですので、やっぱり縮減対策をしっかりとするということが基本だと思いますけれども、この額が恐らく増加傾向にあるということです、これが防災の関係で増えるというものであるならば致し方がないんですけれども、事務的経費で増えているというものがあるんです。そういったことに対しては、恐らく縮減できるような対策があるかと思しますので、こういったものの研究、また一つは提案です。こういったものについてやはりやるべきじゃないかな、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） これについて関連ある方、また別の意見でも結構ですが、挙手にてお願いします。

○3番（坪井仲治君） 別で。

○分科会長（西下敦基君） では、3番どうぞ。

○3番（坪井仲治君） 人事管理のほうで同じ報告になるかと思いますが、定員管理計画の見直しを今年度やるということで先ほど答弁されたんですけど、男女共同参画のところ、政策討論会で定員も我々、提案書を出しているんですけど、時間外じゃなくて、育休ですか、産休ですか、そのあたり取りやすいような定員管理を、今は定員自体足りなくてということで、なかなか取りにくい状況ができていますので、定員管理の部分でしっかり考えて、そのあたりをしっかりと考えていただけると、希望を出して市役所に就職したいという人も増えてくるかと思しますので、よろしくお願いしますというところだと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかに意見がある方とか、挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） もう一つ、自治会の配布文書を減らしたということで、これは一般質問でもなされていたんですけども、そのあたり減らしたことによって、情報弱者の皆さ

ん、高齢者の皆さんに情報が行き渡らないという部分が起きないように、ここはしっかり、そのあたりのフォローをしっかりとさせていただきたいと思います。

○7番（西下敦基君） では、関連して7番ですが、なかなか役員になり手がなかなかいないとか、あと、各地区によっていろんな割当ての役員を出さなきゃいけない、選出しなきゃいけないとか、いつも大変苦勞されていますので、うちの自治会のほうでも輪番制とかつけて半分強制的にお願いしたりとかという感じになっていますので、なかなかそこら辺をまた課のほうでも、担当課がまたそれぞれ役員をお願いする課が違ったりとかしますし、そこら辺をやっぱりどんどん見直しをして、報告だけのものは書面決議にしたらどうだとか、そういう話があったので、これをまたさらに進めていっていただきたいなと私は思いました。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。地域支援課、総務課のほかで、公共交通のこととかもありましたし、防犯のこととかもありましたので、何かそこら辺でも意見のある方はいますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。防犯灯等いいんですけど、防犯カメラというのは、この庁舎とか、支所とか、行政の建物も、地区センターも一部希望によりつけているみたいですけど、それ以外の部分には、これ行政がつけるものなのか、当局がつけるものかよく分からないですけど、菊川市で防犯カメラのほとんどない地区なんで、まちなんですけども、そのあたりもう少し、照明もいいんですけど、防犯カメラの設置というのも防犯に対して有効かと思いますので、ちょっと考えていただく必要があるかと思います。これはある電柱を管理している会社でも、防犯カメラ、行政向けのメニューもありますので、そういうところだと経費安くつけられると思いますので、そういうところを考えていただきたいなと思います。

以上です。

○7番（西下敦基君） では、ちょっと関連して防犯のパトロールで、7番で、菊川市、多分ないと思うんですけど、車載カメラ、あれは走りながら一応録画もできるので、何か犯罪に遭ったときに、やっぱり警察そこら辺も調査をしますので、事故とかの事にもすごく役に立ちますので、そういった補助で防犯力を上げるということもまた考えられるのかなと私は思いました。意見として言わせてもらいます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに意見があれば。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。菊川市の人材育成基本方針というものがありますけれども、これはよく横山議員が、自立型プロフェッショナル職員ということがここにいわゆる目指すべき将来像ということで載っているんですけども、実質的にはこれが2017年から26年までのいわゆる方針なんです。令和4年に見直しがされております。その中で、見直されていない部分があるんじゃないかなと思うんですけども、それは聞けばよかったんですけども、いわゆるデジタル社会、こういったものの中に入っていますよね。ですので、こういった踏まえた人材育成方針の改正を基本的にすべきじゃないかなと思っているんですけども、プロフェッショナル職員を目指すのであるならば、デジタル化でもそういった関係になってくるんじゃないかなと思いますけれども、やっぱりそういった関係で本当にデジタルに詳しい人、こういった者を採用するというものが一つ何かの課題として挙げられたこともありましたので、ぜひそういった取組も推進していくようにお願いしたいと思います。そういうふうに思います。いわゆる見直しです。そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連してまたほかのご意見があれば、挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、以上で総務部の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告を作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ここで13時まで休憩といたします。

閉会 午前11時35分

再開 午後0時58分

○分科会長（西下敦基君） 休憩を閉じて会議を再開します。

続いて、建設経済部の決算審査に移ります。はじめに、中川建設経済部長、所管する課名等をお願いします。中川建設経済部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。これから建設経済部お願いします。前半戦は、建設課と都市計画課、それから、後半戦、商工観光課、農林課、茶業振興課になり

ますんで、よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） 初めに、建設課の決算審査を行います。

それでは、質疑を行います。質疑は通告順に行いますので、提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑をしてください。大変質問数が多いので、簡素した質疑等をお願いいたします。それでは、17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。8款2項1目道路台帳管理費ということで、77ページです。デジタル化作業によって、どのようなサービスが向上し、さらに、行政業務量の低減につながっているかということでお尋ねします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下議員のデジタル化作業によって、どのようなサービスが向上し、さらに、行政事務量の低減につながっているのかについてお答えします。

最初に、デジタル化作業によって、どのようなサービスが向上しについてですが、道路台帳のデジタル化後には、来庁しなくても市道の路線名、幅員などが確認できるようになるため、例えば、今後建築を検討している方が、建築予定地の選定などにご活用いただいたり、今、ご来庁していただいている業者さんが来庁しなくても、自宅にてその路線名というのを確認ができるようになります。

次に、行政事務量の低減につながっているのかについてですが、道路台帳のコピーをお渡しする場合も、接客時間は、場所の確認、相談、コピー、納付書作成等、短くても10分程度時間が必要となります。この接客時間は削減され、行政事務量の低減につながるものと考えております。

デジタル化は、今、国の流れですので、補助金もあって必要に応じてというか、近隣市もデジタル化しているということで、この作業を進めております。

以上で、ご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。データで、依頼資料がもらえるわけですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 家にいて、パソコンでデータが見れるんで、それを自分でプリンターで焼くこともできるし、皆さん必要としているのは、道路図と幅員だったり構成を必要としているので、家を建築する何か、店舗を建てるときに、前面道路がどうだっというこ

とを知りたがっていると思うので、そこが自宅にて入手できるし、普通の市民の皆さんにも見ることができるっていうふうになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑は、一点自分からで業務量削減って、どれくらい件数がこれあるのか、その点についてお伺いします。答弁を求めます。加藤係長。

○建設課主幹兼管理係長（加藤守彦君） 建設課 加藤です。来客者ですけども、今年度、4月から8月までに、月に平均しますと、25人ぐらいの来客がありますので、お1人10分という、4時間ちょっとの事務量の削減があるかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは以上です。

関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。2番目です。社会資本整備総合交付金事業道路橋梁長寿命化で、タブレットは84ページです。橋梁の集約化とは、また、発注が遅れた原因はということで、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井議員のご質問にお答えします。

初めに、橋梁の集約化とはについてですが、現在、市で管理している橋梁614ほどありまして、維持管理していくために、橋梁のランニングコストを、まあ集約化ですので、その縮減や管理負担の軽減、河積阻害の解消など、今後、維持管理を行っていく上の一つ手法として、集約化というものがあります。経年劣化により、補修が必要となった橋梁を補修し長寿命化を図っていくのが、通常やっていることですが、近くに幾つか橋梁があれば、その橋梁に機能を一つに集約するというものが集約化になります。

もう一つ、次に発注が遅れた原因はついてですが、多分、歳出決算事業概要書にある繰越した事業をご指摘いただいているのかと思いますが、令和3年度から令和4年度に繰り越した2件の業務委託と、令和4年度から令和5年度に繰り越した業務委託と工事については、国の補正予算をいただく中で、前年度実施予定から前倒ししたものでありまして、発注が遅

れたわけではございません。

以上、坪井議員のご質問のご回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 1点だけすみません。集約化の中で、撤去が予想される橋梁というのは、今、現時点でございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山崎係長。

○建設課主幹兼道路保全係長（山崎泰一君） 建設課 山崎です。現在のところですが、撤去を予定している橋梁については把握をしておりません。今のところ予定はないということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目を自分から、8款2項4目で、市単独交通安全施設整備事業費ということで、区画線の整備について、要望はどの程度あり、どの程度対応ができているのかをお伺いします。

答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。昨日の補正でもちょっと区画線のお話はしましたが、西下議員の今のご質問についてお答えします。

令和4年度事業については、令和3年度の地元要望の採択になりますが、区画線の引き直しの地元要望は、令和3年度6件提出されており、うち4件を採択し引き直しを行いました。地元要望については、毎年度受付をしており、要望に応じ現地確認の上、緊急度、危険度を考慮した対応をしているところとなります。

また、地元要望以外で交通量が多い幹線道路では、道路パトロールなどを基に、計画的かつ予防的な維持補修に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、西下議員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑は自分からはありません。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ4番目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。11款2項1目、市単独災害復旧事業費ということで、122ページ、台風15号は激甚災害に指定されたが、災害復旧工事総額のうち、国庫支出

金で賄われた額の割合はどの程度であったかということをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めします。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。昨年度の台風15号によるものになりますが、今おっしゃられた122ページが市単独災害復旧事業費ということになっていまして、その次のページに公共土木施設災害復旧事業とあって、そちらが主に国費を該当したものになりますが、現年の災害復旧における国費の負担は66.7%、3分の2の補助となります。また、残りの地方負担分は100%起債の充当が可能ですので、交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は1.7%となります。

なお、激甚災害の指定による国庫負担率のかさ上げについては、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的にかさ上げされるものです。当市において、台風15号における国庫負担率のかさ上げはございません。

なお、国庫支出の対象となった災害復旧工事については、高橋地内塩買坂トンネル付近の市道東173号線道路災害及び古谷地内の古谷川河川災害における復旧工事の2件となります。

以上で、山下議員のご質問の回答とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。1.7%が災害復旧工事に、市の単独予算で見なければいけないという形でよろしいですか。違うのかな、1.7%。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本将孝君） 建設課 松本です。国庫負担金の負担率については、66.7%となりまして、残りの部分が起債充当が100%当たります。それが交付税措置として、元利償還金の95%戻ってくるという形で、実質的な地方負担は1.7%ということでございます。

以上です。

○17番（山下 修君） 分かりました。どうもありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければこれで建設課は終わりますけど、建設課について何か質問がある方は。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないですね。そしたら都市計画課のほうに移らしていただきます。

5 番目の質問は自分からさしてもらいます。8 款 4 項 1 目、土地利用等対策費ということで、タブレットで105ページ、これが調整池の土砂撤去場所と費用について何うことと、あと大規模盛土造成地の調査の検討についての内容を伺います。

答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。調整池の土砂撤去場所と費用と大規模盛土造成地の調査の検討についてお答えします。

調整池の土砂撤去場所と費用についてですが、令和4年度は、町部地区の宮前調整池、六郷地区の虹の丘調整池、河城地区の東富田にあるサングリーン調整池の3か所の浚渫を行っております。事業費は57万2,000円でありました。

次に、大規模盛土造成地の調査の検討内容についてですが、対象の大規模盛土とは面積が3,000平米以上、傾斜地であり盛土高が5メートル以上を対象としております。

令和4年度に、市直営で第2次スクリーニング計画の作成を行う予定でしたが、大規模盛土造成地の対象箇所8か所のうち、現地を確認したところ、大規模盛土造成地に該当しないと思われる箇所が発見されたため、令和6年度以降に基礎調査、その後に計画作成業務を行う計画をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑で、大規模盛土造成地の調査ということで、現在何か土砂崩れが起こりそうか、そういった可能性があるかということで確認させていただきます。答弁よろしいですか。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。先ほども申しましたが、あくまでも盛土ということでございますので、その上には住宅が乗っかっているというような箇所になります。その箇所について、現況を見中ではすぐにどうかなるというような場所はございませんが、国の方針として調査を進めていきたいということはございますので、市内8か所を今予定しているんですけど、これについては、もう少し明確な調査をして、悪いところがあれば直していかなければいけないということで考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。自分からは再質疑はありません。関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6 番目の質問を横山委員、陽仁委員お願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。8款4項2目、県費補助青葉通り嶺田線整備事業、これは大きな事業ですけど、県費は315万円しかもらえてないんですけども、なぜその社会資本整備交付金をもらえなかったのか教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。横山議員のほうからの質問で、県費補助青葉通り嶺田線事業費において、国の補助金申請ができなかったのかに関する質問にお答えします。

国の補助金は、街路事業認可の取得前における準備段階の業務である測量設計、用地測量、都市計画決定の資料作成などは対象とはなりませんので、これらの業務については、県のほうの街路事業の補助金をいただいて実施しております。

ちなみに県の補助金については、25%補助ということになりますので、街路ですと一般的には55%となっておりますけれども、そこはちょっと少ないような状態になっております。街路事業における国庫補助事業は、用地補償費、工事費などが対象となっており、令和6年度に街路事業認可を取得し、国庫補助事業に着手する計画でございますが、少し社会資本の建設課でやっている道路との違いなんですけど、建設課のほうは事業認可というのをとらなくて、道路の整備を行いますので、最初から詳細設計とかというの、1年間ぐらいは補助を入れるんですけど、街路については、あくまでも認可事業ということで、（シュヨウガデキル）ように認可を取って事業を開始しますので、そこがちょっと大きく違うところでございますので、6年度からは認可を取って55%補助をもらいたいということで考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。

関連質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問を自分からさしてもらいます。

8款5項1目、2つ質問がありますが、1つ目として、空き家等対策推進事業費ということで、119ページ、タブレットで、行政指導通知の内容と、交付された所有者の反応と対応について伺う。また4件の相続人を訪問した状況についても伺います。

答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。空き家の行政指導の内容、所有者の反応と対応についてですが、空き家周辺にお住まいの方や自治会を通して相談を受けた際、現

地及び所有者の調査をした後、空き家の適切な管理を依頼するために、口頭での指導や通知による行政指導を実施しております。

令和4年度については、行政指導通知を15件発送しております。内訳については、草木の繁茂のみ問題がある物件が7件、建物の老朽化のみが6件、草木の繁茂と建物が老朽化している物件が2件でありました。

通知を送った15件のうち、6件については、所有者などの対応が行われました。結果、改善されておりますが、改善されなかった9件の理由につきましては、通知を送ったが連絡がない方が3件、解体費用の捻出が難しい方が2件、相続人の合意が取れず解体費用の捻出が難しい方が3件、解体等に向けて検討中が1件でありました。現在も継続的な指導、相談を行っております。

次に、4件の相続人を訪問した状況についてですが、4件のうち1件目は令和3年度から継続的に訪問し、相続と敷地の管理について、併せて対応をお願いしております。2件目の方については、訪問後、令和4年度中に亡くなられ、相続人の方が相続放棄されました。血縁状況を確認したところ、相続対象の方に養子縁組されていることが確認したため、現在その方への訪問を行い、建物の撤去について前向きな方法を確認したところでございます。

3件目の方は、長期にわたって相続は行われていない方になります。4件目の方は、以前にも説明させていただきましたが、令和3年度の総務建設委員会で取り上げられた東富田の案件でございまして、敷地の樹木の伐採のみ実施していただきました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。再質疑は自分のほうはいいですけど、関連して質疑のある方は挙手にてお願いします。もう1個ありますけど、これに関連したものであれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、もう1個は、陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。金額的にも決算額21万、まあ書類の送付程度の費用になっているんですけども、実際に調べるとなると、人工から法務局も調べると、相当手間と費用がかかってくるんですけども、今のところは、追加の作業でできているということで、納得していいんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。空き家対策の現状は、近隣住民、自治

会等からの苦情に伴う対応と、空き家の相続人などからの相談等を解決するために対応を実施しております。

相談者からの聞き取りは職員が行い、その対応として職員が自ら現場調査し、必要に応じて戸籍や登記簿を調べて指導をしていることから、委託料や手数料は発生しておりませんので、少額に見えるかもしれませんが、一定の対応はされていると認識しております。

特に法務局に行って調べるというか、個人が調べると多分登記簿とか1,000円取ったりしますが、うちのほうは公用ということでやっております。戸籍の関係も、菊川市の戸籍については当然無料でございますし、全国の市町村のほうにお願いしても、空き家の関係で、全て無料で取るということでございますので、司法書士に依頼して、取っていただくものすごく金額がかかるんですけど、こちらは全て無料でやっているということになります。

ただ、公用手続についてはお金はかかりませんが、もし特定空き家で解体が必要になった場合については、解体費とか裁判の手数料とかというのは多額の費用がかかりますので、我々は相談業務を充実させていただいて、そういうことにならないように結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。質疑ありますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと1点、自分から、事業成果のところ、市民の情報を基に15件送付ということで、ただ空き家の問題って多分もっといっぱいあると思うんですけど、取りあえずこれだけ15件やったのは、ほかにはなんか、まあ市民からの情報じゃなくて、業者が持っている情報で、あ、ここまずいなというところを対応したりとか、そこら辺はどのようなのかお伺いします。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。我々も現状としては、相談案件というものを対応させていただいております。ただ、これから空き家というのは、でどんどん増えていく可能性が高いということで考えておりますので、ちょっとまあ、今年度から相談業務を充実させていただいたのと、さらに来年度ちょっと計画で、もう少し相談業務を充実したいのと、今まで、隔年、3年に1回の現地調査をやらせていただいたんですが、これを、一度、5年に1回全数調査みたいな細かい調査をやった後に、その後に、継続観察をして、相談業務ではなく、自ら市役所側から悪い案件については対応していきたいというふうに、ちょっと移ってきたいということで今考えている途中でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは再質疑ございません。関連質疑ある方は、挙手にてお願いいたします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。これから台風のシーズンで、突風とかいろいろ吹くかと思うんですけども、危険だねというような、判断されるようなところはないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。やはりあの、空き家になってガラスが割れたりすると、そこから、台風みたいなのが突風が吹くと風が入って、それで中をくしゃくしゃにしたりとか、さらに開口部が広がったりということで、何件か相談はありまして、その都度指導のほうはさせていただいております。

ただ、やはり山の中とか、もう空き家になって長くて、周りがジャングルみたいになっているというところについて、ちょっと確認しきれないのがございますが、やはり住民の皆様の近くに、そういう空き家があると、必ずと言っていいほど、市役所のほうに連絡をいただいていますので、確認をして、所有者のほうにお願いをしているという状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。これについて、関連はありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ここで、都市計画課の事前質問が全て出ましたので、課を通して何か質問があればお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。先ほど土地利用の関係が出たんですけども、少し僕の質問したいものが、ちょっと違うもんですから、恐らく土地利用等対策費の中でいけるんじゃないかなと思いますけれども。土地利用指導要綱があると思いますけれども、ありますけれどもね。今、地球温暖化によって非常に降雨の状況、こういったものが、一旦雨が降ると大雨になってしまうという状況がありますよね。そんな中で、土地利用指導要綱の中で、基本的に対象面積は1,000平米以上というような形になっていますけれども、この中でね、じゃあ、おおむねという言葉がありますけれども、例えばですけども、950くらいの土地利用の申請が上がってきたとすると、先ほどの対象面積から外れてしまうんですけども、

おおむねの活用をする場合については、どれくらいの形でね、要件を満たすような形になるのか、教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君）　土地利用指導要綱の、よく1,000平米以上については土地利用がかけていただきたいというお願いをしています。ここ、きりというか、あの、数字なものですから、逆に、民間でいくと、999平米でも持ってきていただいていますので、ここはやっぱり1,000というのが超えなければ、土地利用の該当にはならないということに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君）　14番です。意外とね、そういう物件がね、見受けられると思うんですよ。ということはね、まあ、指導要綱的にいけば、また問題ないことかもしれませんが、将来のいわゆる調整池を持った機能を持たせる一つの方法としてね、やっぱりそういったところも、こう準じた形でやるような方向に向けていかないとね、やはり冠水するところが非常に多くなるんじゃないかなという感じがするものですから、方法としてね、工夫をして、どういうふうな対応にするという、形にするのか分かりませんが、本来指導要綱については、県の指導要綱を準じているという形もあるのかもしれませんがね、それと、昨日ね、僕4時頃、菊西の横を通ったんですよ。そうやって昨日の雨も大分降ったと思うんですけども、あそこが冠水しておりましてね、信号機のところ、いわゆる、何だ、センターのあるところ、事務所が。

〔「シルバー」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君）　シルバーの、あの辺ですよ、そこらのところに、タイヤの半分くらい冠水してるもので、あそこは常時、冠水する場所と思いますしね、あの、今後のね、対応も必要かもしれませんが、その調整池の関係についてね、1,000平米に近い、いわゆる形のもの、物件、こういったものの対応をどういうふうにな、考えているのかお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君）　都市計画課長です。水の問題ってすごく大事な話でございますので、今やっているのはですね、逆に言うと、1,000千平米以上で3,000未満の分については、土地利用にも該当事業になりますので、公共施設の土地利用を行った場合については、

本来7分の1の確率の調整池をつくれればいいんですが、ここについては50分の1の確率に、50年……

○14番（松本正幸君） 50年。

○都市計画課長（星野和吉君） はい、ということで、開発工事と同じ基準で公共施設はそれでやりましょうというような形でいます。

あと建設課のほうで今やっているんですけど、校庭貯留という事業を、岳洋中から始めたということで説明があったかと思いますが、こちらについてもやはり学校からの排水で結構困っているというのがありまして、まあ、堀小と西中と岳中が、あと北小なんか少し目につくんですけど、まあ、そういうところも将来的に校庭貯留というのを少し考えていかなくてはいけない部分かなというふうに思っていますので、公共施設であれば、グラウンドの使用がちょっと制限される分であれば、そういうふうな可能性は高いと思うんだと思います。

あと、1,000平米未満をどうするかという分については、当面、県内市町ほとんど1,000平米という基準でいますので、1,000平米をプラスとマイナス何平米というのは非常に難しく、特に水の、洪水が発生しやすい場所については、ここについては、思い切って500平米以上は対象になりますとかというふうに、考えを根本的に変えないと多分できないのかなというふうに思っています。ですので、いろんなことを考える中で、今、流域治水をしっかりとやろうということで市のほう進めていますので、そういう面については総合的に考えていただいて、必要になれば、土地利用の使用法についても、部分的に見直してみたいなことも少し考えていけないかなというふうに思っていますので、今のところそのような状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで、都市計画課の決算審査を終了いたします。

ここで職員の入替えを行います。よろしくお願いします。

閉会 午後 1時26分

開会 午後 1時28分

○分科会長（西下敦基君） 準備はよろしいですか。では続いて、商工観光課の決算審査に移ります。

質疑は通告順に行いますが、一部決算外の内容が含まれていましたので、13番目の質問のふるさと納税事業費の質疑の一部と、後半部分と、あと41番の畜産振興総務費については、それは全体について削除をさせていただきます。

それ以外で、事前通知の順番で質疑を行うこととします。それでは、9番目の質問を坪井委員からどうぞ。3人から同じとこの質問がありますのでよろしくお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。9番目の質問でございます。就労支援事業費、タブレットは9ページになります。各事業で市外からの参加者はあったかという問いでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。各事業の市外からの参加者でございますけれども、なでしこワークが271人中88名でございまして、その次の就労支援事業69名中28名でございまして、その次のシニア相談会につきましては、23人中市外の方はいませんでした。その次の企業説明会につきましては、これは掛川、菊川、御前崎の3市協働で、学校単位で参加しておりますので、参加した生徒の在住場所までは把握できていません。最後にバスツアーでございまして、22人中11人でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ないですか。そしたら、次の質問を須藤有紀委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。同じところで就労支援事業費についてお伺いいたします。

なでしこワークでは参加者増による課題や女性の要望に沿った事業の実施の必要性をされているが、具体的改善策は。旅費や執行がゼロだが要因は。

以上、2点お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。令和4年度のなでしこワークの参加者は271人でございまして、令和3年度から20%以上増加しております。これも参加者が集中する時間などには、やはりお待たせする時間が長くなっておりまして、このため今年度から県と連携しまして、相談時間が長くなりがちな就職とか転職等の悩み相談、こういったものについてはなでしこワーク実施同室の午後に、県の事業ですけど就職転職相談会とかというのを開催しながら、相談を分けて参加者の待ち時間の縮減に努めているところでございます。

また、昨年度のアンケートにおいては、就労を希望する女性は事務とか営業とか販売というものに、やはり時間の融通が効く職種というものを希望する方が多い傾向にございます。一方で、企業側というのは製造とか建設とか介護などの求人希望が多いというところで、やはり潜在的なミスマッチが生じております。

このため、ただ企業側も求人を希望する職種についても、その製造とか建設とか介護であっても、時間的には融通が効くような仕事の仕方、仕事環境であることを紹介しながら、きめ細やかなこういった情報を紹介することで、就労を希望する女性のニーズにも応えて就職につなげていきたいというふうに考えております。

旅費の執行につきましては、オンライン会議とかでも参加できるものがございまして、これは会議の内容が分からないとオンラインにするのか、リアルのほうに参加するのかというのが判断しかねるところがございまして、やはり年度末に開催されるような会議というのはどうしても判断時期が遅くなって、減額補正に間に合わないということで執行残としてなってしまったというところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。次に、自分から就労支援事業、同じところで、内容としては女性就労支援について、なでしこワークで延べ271人に参加したうち5名の就労決定としたが、少ないように感じられるが要因について伺います。

答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。事業概要書の左下に事業成果にありますが、この5名の就労というのはなでしこワークではなくて、セミナーとか企業説明会の参加者の中から5名の就労ができたということで、全5回で69名、実人数でいきます

と35名のうちの5名が就職につながったということでございます。

35人中5名でございますので、約14%の就職決定率になりますけども、これは例えばハローワークの令和5年5月の実績だと、月間有効求職者数というのが3,000人余りに対して、就職件数というのは149で、割合だと4.5%くらいなんです。それに比べると、非常に高い就職率だというふうには我々は認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。これも3人から就労支援事業費ということで質疑が出ていて、これについて再質疑とかありましたら、挙手にてお願いします。

1点自分から、7番ですけど、今、スポットワーカーみたいな感じで、隙間とか自分で時間を何時間だけとかっていうバイトを探すような、そういうのって今利用が女性のほうで広まってきてるんじゃないかなと思うんです。そういったのはこういったのに影響がないのか、お伺いをします。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。具体的な影響というのは正直把握し切れてないというのは現状なんですけども、今、委員長がおっしゃったような働き方というのは増えておりまして、今年度から県がそういった働き方というのを支援する制度というのを始めております。

ただ、具体的にはまだそれほど多くの実態というのはつかめてないような状況なものですから、直接まだこの事業にどう影響しているかというのは、まだはかりかねているところではございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、自分からは再質疑はございません。関連質疑ある方は挙手にてお願いします。

○3番（坪井仲治君） 1点だけいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 1点、3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。事業の中で、シニア相談会なるものがございすけど、ここの年齢層というのはつかんでみえますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。基本的には55歳以上を、おおむねですけども参加希望の方に来ていただいているということになっております。

以上です。上ですか。55歳から上。

○分科会長（西下敦基君） 質疑をお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。上の方はどのくらいの年齢ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事の笠松です。年齢の実績はとってまして、70代の方は来ているのは間違いないんですけども、80代まではちょっと見てないというのが、確認すればすぐ分かります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、12番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。7款1目創業支援・事業継承支援事業費についてお伺いいたします。

タブレットで47ページになります。こちら執行率38.2%の要因は。また、セミナー参加者の人数やニーズをどのように捉え、産業支援センターにつなげようと考えているか、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。まず、38.2%の執行率なんですけども、これは年度末に発行いたしました事業承継ガイドブックというものの印刷費とか送料というのが、想定よりも低く抑えれたということです。なぜ抑えれたかといいますと、当初予算のときにはこのガイドブックというのは事業承継を相談できる産業支援センターの事業紹介とかを主な内容として、市内の全事業者に配布することを想定して予算計上いたしました。

ただ、先日、総務建設委員会でも皆さまにご説明させていただきましたけども、産業支援センターについては事業承継などの相談だけではなくて、事業の拡大に向けたビジネスマッチングなどのことも視野に機能を拡充したということがございましたんで、この事業承継ガイドブックは産業支援センターの機能までは入れずに、事業承継の仕方とかアドバイスだけを中心に、内容を特化したような内容にしたということと、そうすることによって送付先を令和3年度に商工会計振興アンケートを実施したときに、事業承継で困っているよっていったところの事業者に限定して送付することにしたということが、執行残として残った部分で

ございます。

セミナー参加者の人数とか、人数をどのように捉えて産業支援センターにつなげようと考えているかということのご質問でございますが、まず人数でございますけれども創業セミナーの参加数は延べ11人、事業承継セミナーの参加者数は延べ8人となっております。これは令和3年度よりも増えてきているんですけども、セミナーに参加いただける方というのは創業とか事業承継ともに、まず創業にしても事業承継にしてもどのようなことから始めていいかわからないというようなところのご意見が多くて、そのニーズに応えることを趣旨にこのセミナーというのをやっております。

やはりこの取っかかりに対する支援というのは大変重要と認識しておりまして、産業支援センターを開設することで、定期的に行っていくセミナーも気軽に立ち寄っていただけるような施設で対応できるようなものにつなげていきたいというふうに考えております。

やはりもう一つは、創業した方というのはやっぱり創業した者同士の交流を求める声というのを非常に多く聞いております。こういったものは、併設するコワーキングスペースで、スタートアップ企業をはじめとする様々なビジネスパートナーとの交流できる環境にしていこうと、対応していきたいというふうにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません、ちょっと確認なんですけれども、先ほど創業支援セミナー延べ11名っておっしゃったようにお聞きしたんですが、決算書だと2回実施9名参加になってるんですけども、ちょっと延べ数の確認をさせていただきたいと思っております。

あと、結構この事業実施内容の参加人数を見ますと、菊川市内での潜在ニーズというものがちょっとこうなかなか不安になる人数参加ではいらっしゃるんですけども、産業支援センター、展望があるか合わせてお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。間違えました。9名です。大変失礼いたしました。まず、人数は9名でございまして、先ほど申し上げましたとおり、どうすればいいかというきっかけをメインテーマとしたセミナーでございまして、まだぼんやりと考えていらっしゃる方というのが、このセミナーに参加されている。

具体的にもう少し専門的な支援ですとか、こういうことをやっていきたいということを、

このセミナーの中で感じていただいたり、自ら調べて思っている方というのは、例えば商工会のほうの相談のほうに相談に行ったりということですね。我々市と商工会とかと一緒に支援をしているというのが、今の現状でございます。

これから、産業支援センターにおいても、金融機関とか商工会とかは一緒に支援していくような体制はとってまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に13番 坪井委員からです。これ2名から同じことが出ていますのでお願いいたします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。13番目です。ふるさと納税の事業費ということで、令和4年度における菊川市民から他自治体へのふるさと納税額はどの程度でしたかという問いでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。菊川市の市民の方が市外の自治体へふるさと納税制度に基づいた寄附をした額というのは、1億5,906万9,000円でした。

この寄附によって国税とか県税とか市税が控除されます。この市税が控除された額というのは、このうちの7,783万2,645円になります。ただし、この菊川市においては控除額の約75%にあたる5,823万9,555円というのは、交付税措置されて菊川市に戻ってくるという仕組みになっております。

ですから、実際はこの7,783万円から5,800万引いた1,500万円ぐらいが市税からなくなっているイメージです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の14番の東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 同じくふるさと納税事業費、静岡県立大学と連携した新返礼品の開拓と学生のインスタによるPRの効果をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。この取組は、令和3年度から令和4年度にかけて、市の魅力の発信とか地元の特産品等のPRを目的に、静岡県立大学の経営情報学部の上原ゼミと連携して事業を行っているものでございます。

令和4年度は、学生が市内の特産品を調査して、市と連携して当該事業者と調整することで新しく2社、新規返礼品は9品を登録することができまして、この9品の返礼品で9件7万7,000円の寄附をいただきました。

また、学生たちのインスタグラムでは388件のいいねというレスポンスをもらうことができまして、市外の方への情報発信として効果があったものと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に15番の質問を私からで、7款1項2目経済変動対策貸付金利子補給事業費ということで、タブレットだと51、内容としてはどのような業種に利子貸付が行なわれていたのか、伺います。

答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。コロナ禍によって影響を受けたことで、業況が悪化した市内の中小企業の経営安定を図るために、必要な資金を有した金融機関に対して利子補給を交付する事業でございます。

コロナ禍の影響を受けた令和2年度以降に申請があった64件ございまして、そのうちの最も多かった業種というのが土木工事業を含む総合工事業が11件、次いで飲食店が8件、こういった内容になっております。あとは、それぞれ幅広い業種の方々から申請いただいているというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。再質疑は、飲食が一番多いかなと思ったんですけど、土木の総合ということはこういった影響だったのか、もし分析していれば答弁をお願いします。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。この仮受けは金融機

関でやるものですから、明確な理由というところまでは我々正直分らないんですけれども、やはりコロナ禍において、やっぱ工事自体が随分集まらないようにするために、止まったり期間が長くなったりということが当時ございまして、そういった影響があったのではないかと推測しているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。自分からは再質疑はありません。関連質疑がある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、16番目の質問を、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 7款1項2目新型コロナウイルス感染症対策支援事業費、50ページということで、当初見込みの宿泊者数は、どの程度であったか。また、宿泊助成における泊食分離に対する飲食店と宿泊施設からの反応はどうであったか。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。まず当初の見込みでございしますが、当初は9月から11月の3か月間で2万1,000泊の利用を見込んでおりました。泊食分離は、宿泊施設が提供する夕食なしプランに助成することで、周辺の飲食店への経済波及効果というのを目的に実施していたところでございます。

今回の泊食助成事業というのは、コロナ禍で宿泊施設も支援しながら飲食店も支援するという考えで行ったんですけれども、我々市の単独助成事業を実施する直前に、全国旅行支援事業も始まってしまって、そっちのほうが高額率が高いものですから、そちらに流れていきました。一旦そこが12月末までの全国旅行支援だったものですから、我々は年末からさらにもう少し延長して実施したんですが、今度また全国旅行支援も直前で延長して、我々が発表した後に全部発表されてしまいまして、なかなか実績が伴わなかったというのが現状でございます。

そういったこともあって、具体的に利用者が増えたというお声は実は聞くことはできてないんですけれども、一部の宿泊施設では周辺の飲食店のチラシとか、ショップカードなどをロビーに配下していただいたりして、宿泊施設側から周辺の飲食店への利用促進を呼びかけるような、地域で互いに協力する意識というものは効果があったんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、17番目を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。7款1項2目物価高騰対策緊急支援事業、執行率が0.7%になっちゃったというのは、この要因は何だったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。この事業は物価高騰の影響を受ける中小企業等を支援するために、静岡県が実施しておりました支援補助金に上乗せして市が補助するような事業でございます。

もともとは、県も年度内に事業が完了する予定だったんですけれども、県の申請も非常に想定よりも増えたりして、県も補正予算を出して、要は処理が間に合わなくなってしまって、市の補助金は県の補助金の上乗せですので、県の確定をもって市が補助するものですから、年度内になかなか確定まで至ってないことから、結局市の補助金を翌年度に全て繰り越したと。今年度を実施しているという状況で、昨年の実態としては執行率が0.7にはなっておりますが、全て今年度後追いで処理をしているというのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の18番目の質問を、東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。7款1項4目小菊荘管理費、タブレット63ページ、小菊荘指定管理者募集で応募がなかったが、どのようなことが原因で応募されていないのか。民間企業等から提案の公募についての状況を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。小菊荘は、やはり大部屋での宿泊と大人数での会食というのが提供できるサービスなんですけれども、やはりコロナ禍以降、人の意識とか価値観が大きく変わって、どうしてもなかなか避けられる傾向にあります。これは5類感染症に引き下げられた後でも、その価値観とか意識というのは

元に戻ることというのは期待できていないということです。

令和4年度の指定管理者の収支というのは2,100万ほどの赤字でございまして、これが改善する見込みが難しいことが大きな要因ではございます。ですから、この今の宿泊施設とは違った形で、今民間企業の提案というのを探しているというようなところでございまして、具体的には県とか浜松市が民間事業の官民連携事業というものを、イベント的に募集してヒアリングをしたりするタイミングがございます。

そういったものに、我々も2月、8月、9月と参加して、小菊荘の新しい運営の方法というのを、民間企業の新しい提案を募集しているというようなところですが、今のところ具体的な提案というのはいただけていないというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、19番目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。マスコットキャラクターの運営費ということで、タブレットの64ページです。販売できるグッズが少ないとあるが、くまモンのようにフリー素材にできないか。また、キャラクターグッズの計画案はできているのかについてよろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。きくのんのデザインも、くまモンさんと同様に現状においても使用料とかなしで商業利用することはできます。ただし、やっぱりくまモンさんとは違って認知度の部分で大きく違いがあるのかなと思っています。

具体的には、くまモンさん平成23年度にゆるキャラのグランプリで優勝されたりとか、県の熊本県産の産品の大規模な宣伝販売とかしたりして、やはり全国的な認知度を高めていただいている部分があります。その部分で、やはりなかなかきくのんとの違いが認知度の部分であって、実際に民間事業者がデザインとか利用してきくのんのグッズを販売している事例というのはあるんですけども、やはり販売の量というのは、販売のロットというのはなかなか大きくなっていない。ゆえに経費の負担があって、なかなか参画が増えていないというのが現状です。

そういった意味では、やはりきくのんの認知度を上げるためにはイベントへの参加とか、SNSなどを活用して情報発信とか、こういった社会的な認知度を高める必要があるというふうに考えております。今後のグッズの計画案ではございますが、採算性の課題がなかなかまだ解決できていないものですから、具体的な検討を進めているわけではないんですけども、例えば来年の菊川市政の20周年みたいなところに合わせて、新しいグッズのアイデアを募集したりとか、イベント的に観光協会と一緒に商品化・販売していくということで増やしていくとかというふうな形を、今は考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。ございませんか。関連質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次なんですけど、20番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。今度は、観光の関係なんですけれども、7款1項4目西部広域観光連携事務費ということで、タブレットのほうで64ページ、菊川市といたしまして、広域連携による有効的な観光とは何か。いわゆる今まで取り組んでいるかと思うんですけれども、何らかの形でやはり出さないといけないというものもあるんじゃないかなと思いますので、その関係について伺うことと、取組に対する課題、こういったものが恐らくあるんじゃないかなと思いますので、それについてお伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。広域連携による観光なんですございますが、本市を含めて中東遠地域というのは、やはり県内でも比較的来訪者が少ない地域でございます。

この要因の一つといいますのは、やはり来訪目的となるいわゆるキラーコンテンツのようなものが少ないということで、そもそも来訪しようというきっかけというのがなかなかそこに存在しないという地域であるということは認識しております。このため、個々の市町が、個々の市町の資源だけを掲げて、ほかの地域から来ていただけるように呼びかけても、なかなか来たいという気持ち、人の来たいという気持ちまでは高めることが難しい状況であるというのが現実かと思えます。

したがって、例えば今年大河ドラマのような統一したテーマとか、こういったもので地域

で連携したり、あとはビジネスとかライブ鑑賞とかイベントとかで、ほかの目的で来られた方を地域に回ってもらったりというような方法が効果的であるというふうには考えております。

こういった取組に対する課題なんではございますが、やはり一番は組織の在り方にあると思っています。今回、この事業では負担金を遠州観光協議会ということで、西部地域、菊川市、掛川市、御前崎市、袋井市、磐田市、森町で構成して、遠州広域観光協議会というのを構成して、一緒に取り組んでいるところではございますが、やはりメンバーというのは行政担当者に限られているというところでございます。

そういった意味では、魅力発信とか誘客促進のための専門的な分析とか、取組まではなかなか至っていないというのが現状です。県内では、例えば伊豆地域には7市6町で構成する美しい伊豆創造センターがあったりとか、中部地域には5市2町で構成する駿河観光局があったりとか、浜松市と湖西市が構成する浜松・浜名湖ツーリズムビューローがあったりということで、それぞれの地域への誘客を目的とした専門の組織、そこにはマーケティングなどの専門人材を設置した組織というのがちゃんとございます。

そういった専門的な知見を持った人材を用意した組織で、本来であれば効果的に誘客促進というのを図っていくことが、本当は重要かと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 広域連携の必要性は十分皆さん方も理解はしていると思うんですけども、やはり行政だけで考えるということは非常に難しいことだと思うんですね。やっぱり企業を巻き込んだり、やっぱりそういった観光戦略に詳しい人たちを巻き込んだり、いろいろしていかなないと問題的に観光コース、いわゆる作り上げる観光コースが出てこないとか、そういった形があるかと思うんですね。

なもんで、急がにや急がにやというような気持ちがいっぱいになって、なかなか出来上がらないとそういうことだと思うんですね。ほんで、今は四季を通じた観光というものも考えられるんですけども、なかなか地球温暖化によって、いわゆる冬と夏ですよ、もう本来的な。そういう観光の在り方も研究しなくてはできないというようなこともあるかと思うんですね。

ですので、やっぱり西部の観光がどうかということはよく分かりませんが、ここのいわゆる中部も加えた中でもいろいろ菊川が隣接しているところもあるもんですから、また

違った行動も必要じゃないかなと思いますので、そこら辺の考え方を少し、全般的に視野を広げた形での考え方についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。非常に難しい宿題だと思っております。なかなか人に来ていただくためにはまずはコンテンツというか商品を作る準備、あとはやっぱり受け入れる側のマインドを高めるということが必要かと思っています。やはり、幾ら行政とか誰かが来てもらう来てもらうというのを頑張っても、最終的に例えば経済波及効果を地域に与えるために、お店で商標してもらわないといけないものですから、最終的にはお店だったり宿泊施設だったりというところに来てもらうというようなところの人たちのマインドを、迎え入れるというマインドを上げていかないといけないかと考えております。

例えば、先日田んぼアートとかもあったりして、テレビの取材とかも来るんですけども、やはりそこを観光資源としてするためには必要なお金を取ったり、迎え入れる環境にしたりというのが本当は重要かと考えております。だから、そういったためにはまずは地域に人を回して、来ていただいているんだ、誰か外の人が来てるんだというような雰囲気醸成していくことが、まずは必要なのかなというふうに今は僕は思っています。

そういった意味で、例えば先日始めましたレンタサイクルもそうなんですけども、まずはお店に回ってもらうような仕組みを、これからまた増やしていきます。そういったことで、まずはいろんなお店ですとか立ち寄り場所が、来てもらえる、迎えるというような、またあと隣のお店とか隣の場所とかをご案内できるというようなところを、観光協会と一緒にそういった雰囲気をまずはつくっていきながら、地域に人を呼び込むような場所にしていきたいというのが今の考えでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今参事が言ったとおりだと思いますけれども、今年は例の大河ドラマ「どうする家康」の関係で、少しは入れ込みの関係が増えたと思うんですけども、実態は少し分かっておりませんけれども、やっぱりこういったもので西部地域を観光資源の一つとして捉えてやるのも、一つだったと思いますけれども、やっぱりそれにはある程度余裕を持ってやっていかないとできないことだと思いますので、今後のそういった観光資源の掘り起こしとか、こういったものに関してやっぱり菊川へ入ってくるお客さんの意見

をとにかく聞いて、どうするんだということが分かってくると思いますので、そこら辺をチャンスとして捉えていただければとそういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということで、よろしいですね。次に、質疑に移ります。21、22同じところですが、21番を私から質問します。7款1項5目消費生活センター機能強化費ということで、タブレットの74ページですね。

自分のほうから相談件数が242件とあり、相談される年代や内容について伺う。特に若年層の相談が増えているのか。LINE等での相談は検討しているのかも伺います。

答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。相談件数242件の内訳でございますが、まずこのうち年齢が判明していない方というのが、ちょうど半分の121人います。残りの121人のうちの29歳以下の方が20名、16.5%です。30歳から65歳の方は52名、43%です。65歳以上の方は49名、40.5%います。

この相談内容は多岐にわたっているんですけども、ものの購入などにおける相談というのがどの年代も多く、特に高齢者にはご自宅への訪問販売とか定期購入などに関するトラブルや相談が多い傾向にございます。

29歳以下の若年層への相談件数につきましては、令和2年度が18件、令和3年度が14件、令和4年度が20件と、若干増えてきている印象はあるんですけども、著しく増加傾向にあるというほどは感じていません。

あとLINEでの相談につきましては常に検討しているんですけども、相談者に対して適切なアドバイスとか不安解消するためには、チャット形式で情報交換すると情報量がやっぱり少ないものですから、やはり最終的に電話等で相談者が置かれている状況とかをしっかりと把握する必要があるとございますので、今は見送っているというのが現状でございます。

これは、もう一つは国においてメールとかSNSとかで、そういう相談体制をつくるシステム構築というのが今進んでおりまして、今のところはその状況を見守っているというのが今の状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、相談業務ですけど特にひどい事件とか被害とかあったのか、そこについてお伺いします。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。ひどい事件になるときはもう警察のほうに行っていただくんですが、そういったそこまで行かないような、例えば何度も訪問に来られるとか、何度も請求が来るとかというようなその手前のところで、我々相談というのは対応しているというような状況ですので、あまりひどくなってくると警察のほうへ少しお願いするような形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁いただきました。その次の質問にちょっと関わってきてしまったので、次の質問は東からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。消費センター機能強化費、内容として消費トラブルは手口が巧妙化しているようだが、消費センターだけの対応では難しくなっていると考えますが、他の機関との連携を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事です。巧妙化する消費者トラブルというものから市民を守るためというのは、議員ご指摘のとおり様々な専門機関と連携するということが非常に重要であるという認識はしております。

市役所内においても消費生活センターへの相談が多い、先ほど4割ぐらいが高齢の方と申し上げましたけども、こういった方がトラブルに巻き込まれないように民生児童委員の方とか、介護施設の職員の方とかとも連携して見守りネットというものを形成しております。その中で情報共有するとともに、一緒に事例とかの研修とかを行って連携しているというのが現状でございます。

市役所の外も、県の西部県民生活センターとか消費者庁が開設している海外事業者とのトラブルを相談するための越境消費センターとかというものもございまして、そういったものも一緒にやっているのと、あとは無料弁護士相談っていうのも紹介したりということで、様々な機関と連携することで、できるだけ消費トラブルから市民を守る体制強化というのを努めているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はこの件についてありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、ここで商工観光課の質疑が事前が終わりになりますが、何か質疑がある方は、全体について、よろしいですか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。久しぶりの発言だもんで。

○分科会長（西下敦基君） 場所をまた。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、先ほどから出ている。

○分科会長（西下敦基君） どの何費とかっていっていただければ。

○16番（横山隆一君） 了解、了解。先ほど言った7款の1項の4目の西部広域観光連携であるとか、あるいは観光協会の連携ってありますよね、その後でしたかね。7款の1項の4目、これも同じか、市観光協会協議会事務費とか、あるいは静岡空港の、ごめんなさい。まだもう一個あった。県の観光協会連携事業であるとか、あるいは富士山静岡空港で出てるんですが、今回のどうする家康でも、私もよく高天神とか関連するところは山歩いたりするんですが、すごい気になるのがやっぱりそれぞれの観光協会であるとか、今静岡空港の連携事業だとかっていうの、バラバラになっていて、もう少しくくりにして、やっぱり連携を取ってやっていくというのはすごい必要だと思うんですが、特に観光協会なんかは各市町にほとんど設置をされているわけですから、その辺の連携がしっかり取れてないような気がするんですが、その辺の課題というのはあるんじゃないでしょうか、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笠松参事。

○参事兼商工観光課長（笠松光普君） 建設経済部参事でございます。おっしゃるとおりでございます。やはり市ごと、行政ごと若干やっぱバラバラになっている部分がございます。そういった意味で、先ほど14番議員のときにもお話しさせてもらいましたが、やっぱり一緒になった組織というのは本当に必要なとは感じております。

やはりその部分を一つの組織にしない限り、どうしてもやはり各行政がそれぞれ事業予算を出して、少し違う深みで事業を展開する。横の連携というのは、担当者同士というのは取ってたりして、互いにイベントとかそういったものに対して出展したりとか、一緒に紹介したりということはするんですけども、例えばパンフレットとか作ると違ったりとかということがどうしてもあります。

そういった意味では、やはり一つの組織にしていけない限り、なかなかその判断が市ごとにどうしても予算立てされたり、事業立てされるものですから難しいものがあるかなというふうには感じておりまして、その部分は非常に効率的とは感じていない部分がございます。

ただ、そうしたときにやはり本当に専門の職員を置くためには経費がかかりますので、それだけの負担をみんなで出し合って、専門人材を置いたり組織をつくったりということができるかというところがどうしても悩ましいところです。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） そういった意味での、私が申し上げるのは、西部の観光協会、ずっと前に私の知り合いのグランドホテル磐田のスミさんという方が代表やっていたと思うんですけど、そのときにそういう話が出まして、県外からあるいは県内の来訪者もそうなんですけど、非常に行動半径が広い。そうするとここんところ観光した後、どこ行こうかというような話の中で、その辺の連携というのは非常に重要だと思うんですが、やっぱりリーダーシップを取るのは、私は県の観光協会とかが全体を取りまとめる中で、観光なら観光に特化した施策というものを進めていかないと、今言ったような話になってしまうと私は思うんですけど、ぜひ、その辺を話、持ち上げていただいて、そのような話をですね、課題の分をやっていく必要があるなということ、非常に強く感じたところです。

○委員長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。

○委員長（西下敦基君） ほかに、この商工観光課で質疑ある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上で商工観光課の決算審査を終了します。

続いて、農林課の決算審査に移ります。

それでは質疑を行いますので、通知を出された方は挙手の上、お話しくださいということで、23番目の質問です。松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。

6款1項1目農業年金の事務費の関係。タブレットのほうの9ページになります。

農業者年金制度の課題。これは新規加入者が非常に少ないということは聞いておりますけれども、これが1番の課題と思っておりますけれども、課題の整理、こういったものはされているのか。また加入資格要件、この関係があるかと思うんですけれども、この要件について、まずお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。松本委員のご質問にお答えします。

先に資格要件、加入者の資格要件からお答えしますが、年間60日以上農業に従事している

こと、国民年金第1号被保険者であること、それから65歳未満であることの3点となっております。

次に、課題の整理についてですけれども、農業者年金は農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的としており、農業者の安定した老後の生活を支える支援制度であるため加入推進を図っていく必要があります。本市の未加入者は350名と多く、毎年の加入者も、コロナ前は2名程度で、コロナ禍においてはゼロ名と少なく、課題となっています。

今後、コロナ禍で控えていた戸別訪問を積極的に実施し、年金制度を正しく理解していただき、新規加入者の増加を図ってまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

コロナ禍で先ほど加入要件の関係が説明をされましたけれども、当然加入というものがあるかと思うんです。当然加入しなければならない人、こういう人たちが恐らく加入してないというような状況にあるんじゃないかなと思いますけれども、こういった人が加入しない場合についてはペナルティがあるんですか。そのところをお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） ただいまのご質問ですが、ペナルティというところまではございません。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

ペナルティがないということになれば、自分が入らなくてもいいという解釈でよろしいですか。当然加入という一つの当然加入しなければならないという要件に合致しているんですけれども、それやるとどんどんどんどん少なくなってしまうですね。農業者年金制度が維持できないような状況になると思われるんですけれども、どうですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） 今のご質問ですが、ちょっと調べさせていただいて、よろしいですか。すみません。

○14番（松本正幸君） はい、分かりました。そういう分に感じたもんですから、恐らくそういう状況というのはあると思います。現状はね。だけでも、それが基本的に入らない場

合にはどんどん痩せ細りますよね、この制度自体が。そういうことだと思いますので、少し調べてみてください。はい、ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、24番目を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

6款1項1目国有農地等管理処分事業。去年の草刈り代だと思うんですけど、4万8,000円出ていて、今年も6万3,790円が出ているんですけど、あの散布というのは。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

国有農地ですけれども、戦後の農地改革の際に国が取得した農地で売り渡しまたは売り払いで処分をされてきましたが、一部の国の所有地というのはまだまだ残っている状況がございます。

本市ですけれども、倉沢と潮海寺、それから丹野池内に1か所ずつございます。全て県が管理をしておりますが、市としましては、日常的なパトロールですとか、あと台風とか大雨、そういったことがあった後に状況が変化していないかというような現場確認をしまして、もし被災等をしているようでしたら、県に報告をしております。倉沢と潮海寺については、平坦なところですので、借り手がいまして、実際耕作がされております。丹野ですけれども、ちょっと斜面になっておりまして、なかなかちょっと耕作ができない状況から今現在借り手がない状況で、県のほうで草刈り管理をしているような状況となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 決算の6万3,797円というのはどんなものだったんですか。需用費ということなんですけど。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） 消耗品となるんですが、国有農地に限って、国有農地を管理する消耗品の便宜的なもので、農地の参考図書とか、あとはプリンター等の消耗品を購入いたしました。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 金額は小さいですけど、これも本当は県がやることで、市のほうが委託されてやるんですか。よくその辺は分からんですけど。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） 県より委託をされて、この市町のほうの業務を行っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁を終わります。再質疑ございますか。よろしいですか。

○11番（横山陽仁君） よろしいです。

○委員長（西下敦基君） こちらについて関連質疑のある方はいないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次に3人から同じところで質問がありますので、まず、25番を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 25番、農業委員会総務費ということで、タブレットは13ページになります。市費以外の財源の見込みがあるかということで、重要課題の中に入っております。よろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

耕作放棄地の調査に関する費用には、国の機構集積支援事業交付金というものがございまして、こちらを活用しておりますが、それ以外で農地基本台帳システムというものの保守ですとか、そのシステムに重機のデータを連動させているんですけども、そういった本市独自で運用しているシステム、こういったものには、ちょっと充てられる市費以外の財源というのがないような状況となっていて、こちらが少しちょっと事業のものが（カカワッテ）いますので、事業課題として上げさせていただいております。

今後につきましては、県とか県の農業会議などに要望する機会もございますので、そういったところで、各市ともそういったシステムというのは必要で、いろんな改修システムを使っているところはあるんですけども、やはり多少なりも支援は欲しいと思っていますので、そういったことを要望するほか、あといろんな財源がないかどうかというのは、今後もしっかり調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 次のところを須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

同じところで、タブレットを34台購入されたとありますけれども、この効果についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

毎年8月から9月に農地パトロールというのを実施しておりますが、そこに農業委員さんと農地利用最適化推進委員、それから事務局が参加をして現地を実際に回っています。そういったところで、なかなか負担があるということです。ここを軽減するために、タブレットというのを導入させていただいております。現時点でまだ使い始めた状況がございますので、明確な効果というのはちょっと示すことができませんが、今、操作研修などを実施しております、その中では、位置情報というのが把握できて便利といったような意見もございますので、まずタブレットにしっかり慣れていただいて、活用をしっかり推進しながら負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑ございますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 同じところで、あと、次、山下委員から27番目の質問をお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。山下です。

農業委員等の業務負担量の増加している具体的内容と改善に向けた取組はどのようになっていますか。また、非農地化の判断はどのように進められていますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

まず、農業委員会等の業務負担量の増加の具体的内容についてですが、設置当初、農業委員会は農地法の審査、決定、農地の貸付け、農地相談等の業務を行ってきまして。その後、平成27年に法改正がございまして、その中で農地利用の最適化というものが農業委員会の重点事務として明文化をされております。その中で、それを執行するためにも、担い手への農

地の集積・集約化、それから遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進というものに取り組むということになりまして、さらに、体制自体も農地利用最適化推進委員というものを設置しまして、それが義務づけとなっております。こういったことから、農業委員会の役割というのが重要となってきまして、事務量というのも増加をしてきております。

さらに、今、策定をして進めています地域計画、こちらの推進ですとか、農地法の3条の下限面積が撤廃になりまして、この審査の高度化、それから高齢化や担い手不足などの農業情勢の変化による農地相談の多様化などにより、事務量がさらに増加をしております。

改善に向けた取組についてですが、この事務負担を少しでも軽減するために農業委員会の議案を事前に協議調整し、農業委員会総会時間の短縮を図っております。また、昨年度導入した、先ほどもちょっと少し答弁しましたが、タブレット、こちらをしっかりと活用しまして、さらなる負担軽減を図っていきたいと考えております。

次に、非農地化の判断をどのように進めているかについてですが、地権者から申請書が提出をされまして、それに基づきまして、農業委員さんと事務局で現地を確認します。その現地を見た状況で、農地としての再生利用が困難と判断した場合には、農業委員会総会に諮り、承認された後、非農地通知書を交付しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） この農業委員会総務費について、関連質疑のある方は挙手をお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、タブレットについてお聞きしますが、このタブレットというのは貸与ですか。それで、ちょっとあれですが、これは財源というのはどうなっていたんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） タブレットの財源は全て国庫補助対応でして、50%を頂いております。34名ですね。

あと、ほかにもう一つご質問、あと、貸与かというところなんですけども、市の持ち物でありまして、農業委員さんには貸与という形を取っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、これは農業委員が使うための専用のもので、こうい

ったものではないというものなんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） 農業委員さんが基本ずっと使うような形でなりますので、農業委員さんに管理を任せる形を取っております。市のもので、基本的には市のものです。それで貸与という形を取っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。どういったものかという、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、農業委員さんとか市民が使う専用のソフトが入ったものということですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。違う。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） タブレットですけれども、言われたとおり、委員さんが使う専用のシステムが入っているものとなりますので。

〔「だけのもの」と呼ぶ者あり〕

○農林課長（大浦地明久君） ただ、一般的によく入っているようなものは少し入っているんですけど、言い方悪いんですけど、ちょっと余計なことが一応できないような制限をかけるような形になっていますので、私的に使うということとはできないような形になっています。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） いいです。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次、3人から同じところで質問があります。28番の東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

6款1項2目農業振興地域管理費、タブレット、14ページです。

おおむね10年を見通しにおいて、優良な農地の確保及び保全ができているか。また、市内の荒廃農地の保全管理をどのように考えているか、伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。東委員のご質問にお答えします。

優良な農地の確保及び保全ができていくかについてですが、本市の農地ですけれども、高齢化や後継者不足などにより山間部における荒廃化が進み、さらに平坦地におきましても水田や畑で荒廃した農地が散見されるなど、優良な農地の確保及び保全管理がされているとは

少し言い難い状況になっております。

荒廃農地の保全管理をどう考えるかについてですが、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携しまして、所有者への利用意向調査、こういったものを行って貸し手をつける。そういったことや、担い手への集積・集約化を図るなどして、荒廃農地の発生防止、優良農地の保全などに取り組んでおります。

また、現在策定を進めています地域計画におきまして、地域農業の将来の在り方などについて協議をしていますので、今後は策定された地域計画に基づき、農地の保全管理を図ってまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連について再質疑ございますか。

○２番（東 和子君） ありません。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

次に自分のところをまず質問させていただきます。

同じところで、課題に、非農地化の判断が増える可能性はあるが、非農地とする基準と非農地となると固定資産税が上がることなど所有者への説明の有無について伺います。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員のご質問にお答えします。

非農地とする基準についてですが、管理道がないこと、急傾斜な地形や接する道路との高低差により容易に立ち入ることができないこと、周辺の山林と一体化しているなど農地として再生利用が困難であるかが判断基準となっております。

次に、所有者への説明の有無についてですが、非農地化により固定資産税が上がることはありませんが耕作などの管理をせず放置された場合、勧告遊休農地として扱い、固定資産税が課税強化される可能性があります。現在、農業委員会では、遊休農地と判断された農地は所有者に対し課税強化の可能性があることを利用意向調査時に周知をしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

ちょっと一点、自分からどれくらい課税の評価になるか、上がるかとか、その説明があればお願いします。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

すみません。ちょっと何%という、すみません。ちょっと今、手元に資料が、今すぐ調べて……。

○委員長（西下敦基君） 分かり次第、またお願いします。

○農林課長（大浦地明久君） 後ほど、答弁させていただきます。

○委員長（西下敦基君） もう1点、僕のところで、陽仁委員からご質問がありますけれどもお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

予算的には少なく、農振協議会委員報償費3万3,000円の、例年2回実施しているのは、令和4年度は1回しかできなかったけど、この1回しかできなかったというのは、いわゆる検討する内容がないということで1回になっちゃったのか、それとも別の理由があって1回だけになっちゃったのか、その辺はどうですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

農業振興地域整備促進協議会というものなんですけれども、こちらのやる内容としましては、農業振興地域整備計画というのがありまして、この定期変更に係る協議ですとか、あと見直し——すみません。変更の協議、そういったこと、それから個別で青地から白地に除外をするような案件が出た場合に開催をするものとなっております、昨年度につきましては、この農振計画、こちらについての協議がございませんで、さらに青地の除外というのも1件申請があったのみであったことから、1回の開催となっております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 昔の感覚ですと、3か月に1回くらいやっていたと思うんですよ、農業委員会。そんなに少ないですか、件数。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

この農業振興地域整備促進協議会というのは、農業委員さんとそれから地域の方とか、委員を定めて青地の除外ですとか、農振ですね、青白の計画、そちらを検討するための組織となっていますので、今、多分おっしゃられたのは農業委員会の総会のことかと思いますがけれども、こちらとは違う組織となりますので、農業委員会は毎月1回やっておりますので、その違いとなっております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ないですか。11番。

○11番（横山陽仁君） いわゆる農振除外で、昔はやっぱり必要に応じてやっていたのかな、1年間に2回も3回もというのは、結局案件が出てこなきゃやる必要がないということですね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

そのとおりで、案件がなければやっていないというような状況です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○11番（横山陽仁君） よろしい。

○委員長（西下敦基君） じゃあ、案件とかと、また、農業振興地域——17番。

○17番（山下 修君） 関連、ちょっとすみません。

教えてもらいたいと思います。遊休農地というのか、荒廃農地で、農林課さんのほうから、ここを貸し出す意向はありますかというような調査が来て、1年か2年たって、借り受けてくれるところはございませんでしたというまた通知が来て、そうなった場合には、その土地というのは課税がされるようになるんですか。課税額が上がるようになるんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

毎年その調査というのが、先ほどの農地パトロールで、荒れているところがありましたら、それに対して、どういう意向を持っていますかということで、自分で耕作されますか、もしくは誰かに貸してもいいですか、もしくはもう全然耕作する意向はないですかという調査をかけます。その中で貸してもいいよというようなことがございましたら、1回は農地中間管理機構のほうにその情報を送りまして、1年間は中間管理機構のほうで借り手を探してくれます。そこで1年たつと、ちょっともう借り手がないよと戻ってってしまうものですから、そちらも通知しているんですけども、それですぐ課税強化というわけではなくて、そこから本当に放置されて荒らしているというような状況が進んでいく過程の中で、先ほど西下委員のときにご説明しましたが、勧告遊休農地という形になると、そういう課税強化のほうに進む可能性があるということでございます。

○17番（山下 修君） 分かりました。結構です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○委員長（西下敦基君） いいですか。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） このところではよろしいということで、大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。

先ほどのどのぐらい課税が強化されるかということなんですけど、1.8倍になります。

○委員長（西下敦基君） はい。そしたら次の質疑に移ります。31番を東和子委員からと2人から出ていますけどよろしくお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

6款1項3目地域特産物推進事業、タブレット15ページです。

高麗ニンジン生産者の不在が続いているとあるが、基幹作物の時間的、金銭的投資基準は。また農業者の希望を聞いて内容を検討するべきではないか伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。東委員のご質問にお答えします。

地域特産作物の推進作物である、ちゃ豆、そら豆、オリーブ、高麗ニンジンにつきましては、消費者や市場のニーズにおいて需要が見込まれる農産物、かつ本市の気候条件でも生産が可能で、現在産地化されている茶や、水稻、レタス、芽キャベツとの作業や収穫期のすみ分けができ、初期投資などコスト面が比較的少なく、かつ高収益が見込まれる作物として推奨をしております。しかしながら高麗ニンジンにつきましては、栽培管理が難しいことから、対象作物としましたが生産者不在の状況となっております。

こうしたことから対象作物の見直しを令和3年度から4年度にかけて行い、この見直しにおいては農業者の意見を取り入れるため、菊川市農業振興会から意見をお聞きし、それらを踏まえ見直しを行いました。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○委員長（西下敦基君） もう1点のほうを山下委員から、まずお願いします。

○17番（山下 修君） 同じところですけども、新しく地域特産物として、イチジクと白ネギが特産物になったということですけども、現況での生産量は、今後の目標みたいなものがありましたら。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

イチジク、白ネギの現状での生産量につきましては、夢咲委員会令和4年度出荷実績より、イチジクは市内生産者数8名、出荷数量6,327キログラムとなっております。また、白ネギは、市内生産者数2名、出荷数量は8万7,993キログラムとなっております。

今後の目標設定につきましては、まずは補助事業の活用による安定した生産者の確保として、令和5年度に補助事業を活用して、白ネギ、イチジクに取り組む生産者数合計10人を目標としています。

最終的には、新たな地域特産作物を作り出すことが目標となりますので、JA遠州夢咲と連携を図りながら生産者の確保及び生産面積の拡大、新規取組者の増加に取り組んでまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すみません。1点確認で、10人を目標ということで、今、イチジク8名、白ネギが2名ということで、合計10名じゃなくて、それぞれ10名にしていくのか、新しく10名追加していくのか、あれって、どういったことですか。

答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係、山本です。

合計10名になりますので、それぞれ現在は5名ずつの申請があればいいと考えておりますが、まとめて10名の申請が改めてあればいいとは考えています。ただ、今年から追加しておりますので、今までやっていた方も含めて10名の方の申請を予定しています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はございますか、この事業について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次に、33番目の質疑を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

6款1項3目担い手確保育成推進費について伺います。

説明資料15ページ、タブレットで17ページになります。違いますね、飛ばしました、すみません。

6款1項3目複合経営推進事業です。ごめんなさい。

説明資料14ページで、タブレットが16ページになります。失礼しました。

重要課題の中に活用者に偏りを見られるということで指摘がありますけれども、具体的に

こういったことを指してらっしゃるのか、お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

水田高収益作物生産転作推進事業費補助につきましては、主食用水稻との複合経営を促すことで米の生産量増加を抑制して米価の安定を図るとともに生産者の経営の安定を目的としています。

この事業は平成31年度から実施をしており、9名の農業者が活用しておりますが、のうち3名の方というのが複数年で活用しております。事業の目的である米価の安定と経営の安定を図るためにも多くの生産者に活用いただきたいと考えておりますので、制度の周知に努め、補助事業の活用を推進してまいります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○委員長（西下敦基君） 説明について関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の須藤委員からで、こちらは3人の委員から質問が出ていますので、まず、34番、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） すみません。6番 須藤です。

6款1項3目担い手確保育成推進費についてお伺いいたします。タブレットページ17ページになります。

青年等就農計画の認定が1件とのことですが、この作物について、また認定件数が少ない要因をどのように分析してらっしゃるか、この2点をお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

まず、青年等就農計画の認定1件の作物ですけれども、こちらは水稻になります。小笠東、小笠南地区で、令和5年1月より営農を開始しております。

次に、認定件数が少ない要因をどのように分析しているかについてですが、認定新規就農者の傾向としては、技術や経営についての研修を受けた地域で就農される場合が多く、次いで、親類縁者や地元などのゆかりのある地域への就農が多くなっています。

本市で認定件数が少ない要因としては、こうした技術等の研修先が少ないためと考えてお

りますが、実際に認定件数の多い市の受入れ体制やその他の取組状況なども分析をしたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○委員長（西下敦基君） もう1個のほうを横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

同じところなんですけれども、これはJ A夢咲のほうでも就農者募集ということで、J Aを見るとよくやっているんですけれども、そのJ Aとの連携はどのようにしているかということと、また、ここで、新規3名が認定されたということなんですけれども、この3名は具体的にはどういう形の認定ですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

まず、J A夢咲との連携につきましては、J A職員には、担い手育成総合支援協議会の委員をお願いしまして、認定農業者や認定新規就農者の認定審査をしていただいているほか、農業者の補助事業活用の際に計画作成、こちらへの支援、計画作成への支援についても協力をいただくなど、様々な場面を通して連携をしております。

次に、新規認定農業者の3名の内容についてですが、この3名は新規の認定農業者ではありませんが、もともと営農をされている方で経営形態の変更に伴い改めて認定をされた方となります。

その内容ですけれども、個人経営の認定農業者から法人立上げに伴う認定農業法人として改めて認定された茶の生産者が2名、それから経営継承に伴い新たに認定農業者となった施設園芸作物トマトの生産者が1名となっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。この事業費について質疑のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） そしたら、36番目を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

6款1項3目農業活動推進費、タブレット18ページです。

新商品開発で小笠高校生案が商品化され、市内の給食で提供された効果を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。東委員のご質問にお答えします。

新商品開発で小笠高校生が考案した商品は５種８品で、そのうち市内飲食店で商品化されたもの及び給食で提供されたのは、芽キャベツを使った「芽ンチキャツ」「コロコロホイコーロー」、菊川産緑茶を使った「菊川トルティ（tea）ーヤ」です。

給食の提供は市内の小学生に対し、２月に「コロコロホイコーロー」を、３月に「芽ンチキャツ」を提供しました。

小笠高校生が実施したアンケートで、「おいしい」、「また食べたい」がコロコロホイコーローは71.9%、芽ンチキャツは85.9%を占めておりました。

小笠高校が考案した商品が市内の給食で提供されたことが新聞やテレビなどで報道されたことで芽キャベツのおいしい食べ方が広く周知され、生産量全国トップクラスを誇る本市の芽キャベツの認知度向上につながったことは効果の一つと考えております。

さらに消費拡大や需要の増加につながっていくことも期待をしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○２番（東 和子君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、37番目を須藤委員からお願いします。

○６番（須藤有紀君） ６番 須藤です。

６款１項３目農業経営基盤強化推進費についてお伺いいたします。

説明資料17ページ、タブレットで19ページになります。

こちらの施業執行率0.6%ということですが、この要因と繰越分が令和５年度に消化できるのか、確認でお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

最初に、執行率0.6%の要因についてですが、産地生産基盤パワーアップ事業及び強い農業づくり総合支援交付金事業、こちらが本事業予算の84%を占めております。この２事業が令和５年度に繰越しになったことや、環境保全型農業直接支払対策事業費補助金の取組の一部

が中止になったこと、それから荒廃農地再生・集積促進事業費補助金の補助対象面積の減少が要因となっております。

繰越分の令和5年度執行につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業の事業完了は令和5年10月を完了予定としており、工程会議において工事進捗を随時確認していますが進捗に遅れは見られないことから今年度中に事業完了すると考えております。

また、強い農業づくり総合支援交付金事業、こちらも令和5年9月を完了予定としておりますが、随時事業者に対し進捗の確認、これらを行っていますが、進捗に遅れは見られないことから本年度中に事業完了すると考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、次の質問を、38番目を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

同じく農業経営基盤強化推進費を伺います。

3名の荒廃農地再生・集積促進事業で47.08アール活用させた内容を伺います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。東委員のご質問にお答えします。

3名ともに荒廃した茶園を再生しており、露地野菜を生産している認定法人が下内田でレタスを16.57アール、水稻と茶を生産している認定農業者が中内田でレモンを12.32アール、水稻、茶、温室メロンを生産している認定農業者が棚草でオリーブを18.19アール、作付をしています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、39番目を自分から6款1項3目の水稻振興策ということで、タブレットで20ページです。

ジャンボタニシの被害額や生育数はどのように推移しているのかを伺います。

答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。西下委員のご質問にお答えします。

ジャンボタニシの被害額や生育数について市全体の調査を行っておりませんので、農業共済組合に申請された本市の被害件数や面積、支払共済額、こちらを見ますと、平成30年は被害が少ない状況でしたが、令和元年に突出して被害が大きくなり、令和2年、3年、4年と減少傾向となっています。農林水産省の資料におきましても、その個体数というのは、その年の気温や気候状況などによって越冬する数というのが変わってきたりするものですから、生育数を把握することは難しいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は、自分からはないです。

関連質疑ある方、挙手にてお願いします。

なければ、40番目を横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

6款1項3目肥料価格高騰対策事業費。これが決算は、国庫支出金が622万9,000円、執行率14.5%の要因は何。これ一般会計からの繰出し、国が70%、県が15%ではないのかということ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

最初に執行率14.5%の要因についてですが、肥料価格高騰対策事業費補助金は国及び県の事業に市が上乗せ補助するものであり、令和4年6月から令和5年5月までに購入または購入を予定していた秋肥及び春肥を対象としており、昨年中に秋肥分を執行し、国の交付決定の遅れにより春肥分を繰越しをしたためです。

次に、一般会計からの繰出し、国70%、県15%ではないのかについてですが、本事業の予算は国の肥料価格高騰対策事業により対象事業費の70%が補助され、県も15%を合わせて補助し、市は残りの15%を上乗せ補助することとし、この15%分について予算計上をさせていただいております。

なお、国及び県の補助につきましては、国から委託を受けている県の農業再生協議会が申請団体へ直接交付をしておりますので、市は15%分のみを交付をしております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 決算でいくと、国庫支出金の622万9,000円しか出てないですね。

それ以外はどのようになりますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係の山本です。

決算のほうで充てられている国庫支出金ですが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の方を充当しております。こちらのほうは市の上乗せ補助に対して充てているものになりますので、先ほど申し上げております国と県のほうにつきましては市のほうの会計は通らずに直接農業者へ支払いがされております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 確認ですけど、この622万9,000円というのは国から市へ来て渡したやつだけということですよ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係の山本です。

70%補助の分については別で申請がされますので、市のほうに国からもらって市が払ったというもののばかりではなくて、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金についてはいろんな事業に充てられるものになりますので、市のほうで、この事業を交付金の対象事業としている形になります。

この事業のために国からお金をもらっているというものではございません。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。この決算で見ると、622万9,228円の決算額に対して国庫支出金が同額出ていて、いわゆる一般財源はゼロということと思うので、これは今の説明とどういう関係が。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。こちらに書いてある622万9,228円というのは、新型コロナウイルス感染症臨時交付金全てが充当されていまして、もともとこの事業をやる時に全て臨時交付金を活用して検討していたんですが、その後まずこの秋肥分というのがその予算を組んだ時とだいぶ金額が下がってしまっていて、財源組み換えをさせていただいたんですが、ちょっと全て国費で賄うというのがなかなか難しい状況になったものですから、とりあえず今年度につきましては秋肥分の622万9,228円については100%国の補助金を活用させていただきましたので、今後、春肥のほうを執行するんですが、そちらは臨時交付金と一般財

源とのバランスを見ながら、できるだけ交付金を充てられるような形で考えていきたいと思っております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。いいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、41番は削除ということで、42番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。41を飛ばしまして42番です。農村地域の防災減災の事業費ということで、昨日、補正後予算のほうで答弁いただきましたんで簡単でいいかと思いますが、ため池の耐震工事の進捗状況と今後の計画は、また執行率が低い理由はというところです。お願いします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。まず、ため池の耐震工事進捗状況ですが、令和5年の3月末時点で73か所のうち8池を除いた65池の調査が完了しておりまして、この中の16池というのが安全率が上回っているため耐震工事は不要となっております、9池は耐震工事が終わっております。

今後の計画につきましては、令和12年度の整備完了を目指しておりまして、ため池整備の難易度や影響度、そういったものを考慮しながら県と市で協議を行い、整備するため池を選定し耐震工事を進めてまいります。

次に、執行率が低い理由についてですが、台風15号による災害の影響や国の補正予算に伴う変更の交付決定が年度末にあったことによりまして、3,823万8,000円を繰越しをしたことによるものです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問等。これは関連はよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 次に、43番を横山陽仁議員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。6款2項4目水利施設整備事業費、これは用水の関係で市の期日、市の支出これだけあったということですのでよろしいですね、確認です。農水省のあれはちょっとこれ書いてありますけど、補助金が別途出ているわけですね、確認です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山委員のご質問にお答えします。本事業ですけれども、川西地区用水整備事業や平田用水地区長寿命化事業などの県が行う事業に対する市の負担金を予算計上をしております。この各事業につきましては、個別に国や県の補助事業が活用されておりますので、全体事業費への農水省の補助金はあるという状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですね。関連質問ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、44番目を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款3項1目有害鳥獣対策総務費について伺いたします。説明資料40ページ、タブレットで42ページになります。

小動物被害に対し今後、対策を検討すると書いていただいていますけれども、具体的なお考えをお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。小動物被害に対する具体的な対応策としては、令和5年度から市の有害鳥獣捕獲委託の対象鳥獣にハクビシンを追加をしまして、捕獲報酬費を増額することでコスト面の負担軽減を図っております。

また、被害を防ぐためには生産者や地域での対策も重要となってきますので、侵入防止柵の設置等の補助活用による被害防止対策も促しをしていきたいと考えております。そのほか、近年は新型コロナウイルス感染症拡大により中止をしていました地域での被害防止対策の研修会、こちらにおきまして小動物被害防止の研修も検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 農林課については、これで全質疑が全てですけど、農林課について何か質疑がある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、茶業振興課に1件だけ質問が。住川係長。

○農地利用係長（住川晃英君） すみませんでした。農林課の住川です。先ほどご質問のあった農業者年金のことなんですけど、昭和46年に農業者年金がスタートいたしまして、旧制度というところが農業者年金でした。14年の1月に新制度に変わしまして、今まではその旧制度というものは加入者数とか受給者数にやっぱり左右されるというところがあって、新制度からそれを強制加入から廃止をしてまして、新制度になりましてそういったものがなくなりました。旧制度のときは50アール以上の農地を持っていると強制的に入りなさいということとで決まりがあったというところですよ。

以上です。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 農林課は以上ということで、決算の審査を終了します。

次に、茶業振興課の決算審査に移ります。事前質疑が1問ありますので、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項3目茶園管理推進事業費についてお伺いいたします。説明資料24ページ、タブレットで26ページです。耕作放棄地の地域ごと調査状況と集積可能状況は、また中間管理設定を行えない箇所の具体例、茶園集積の際に茶から転作した畑が課題となる場合も散見されますが、この対策や考えについて、以上3点をお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田茶業振興課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長です。まず耕作放棄地の地域ごとの調査状況、あと集積可能状況について中間管理設定が行えない箇所の具体的、転作した畑の課題ということで、順次お答えをさせていただきます。

まず、耕作放棄地の地域ごとの調査状況ですけれども、先ほど農林課からの答弁にもございましたが、お茶を含む農地の耕作放棄地における現状は、毎年頭において各地区の利用状況調査がされておりまして、地域の農地利用の確認をしております。お茶の荒廃農地の現状とか展望といたしまして、やはり地域とは全体的に傾斜地の荒廃農地が非常に多い状況となっております。

次に集積可能状況でございますけれども、お茶の集積状況につきましては、先般9月の定例会でもお伝えしましたが、直近3か年で令和3年が4.7、令和4年が5ヘクタール、令和

5年、今年から見込みですが5.8ヘクタールの実施、または実施予定となっております。集積というのはやはり集積場所とかその規模などがやはり担い手の意向や担い手の生産栽培計画が、そういったところが主なところがあります。そうはいっても茶業振興計画目標に沿って、早期の目標を達成をしていきたいというような、そう考えております。

中間管理設定が行えない場所の具体例ということですがけれども、現状としましては農地を借りて規模拡大の意向のある生産者と事業縮小でありますとか離農、そういった意向のある生産者、この意向が市とミスマッチの部分があるのかなと思っております。現場課題としますと、貸出したい意向はあっても、その茶畑が小規模なものであったり広がりを見せない茶畑、あとは先ほど申し上げた傾斜地の茶畑、こういったところについては管理しにくいといったことで借り手が見つからないということ。もう一点は、農地の、これはよく言われることですけれども、資産としての保有意識、そういったことで借りてくれるなら誰でもいいよということをおっしゃっていただける方ばかりが市におりませんので、そういった地権者心理というものがどうしても働く、それがときとして課題となることもございます。

最後の茶から転作した畑の課題点ということですが、茶園の集積課題として、茶園の中にほかの作物があるパターンが一つございます。補助金等を使って転作する場合などは位置とかそういったもの、規模とかを確認できるわけで、集積の妨げとなる可能性が図面などから見てとれるわけですが、補助金を使わずに個人で転作をされる方もいらっしゃいます。そうすると、やはり現場を把握できずに結果、集積とか防除の妨げに、影響が出るというケースもございます。また、お茶同士でもリーフ茶とドリンク茶、これ摘採時期が異なりますので、そういった混在も今後の大きな課題となっております。

それこそ答弁でもさせていただきましたが、地域計画の中でも担い手の意向というのは十分踏まえて作成していく中で、さらには農家さんと近い距離でありますJAさんにももっと働きかけをして、転作と集積の散見に当たってはこれからもスムーズに集積を促していけるような対策、対応を考えております。

以上で終わります。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。この点は結構議場でもやったりとか、いろいろ質問も出ていると思いますので。何か関連等があれば。茶業全体について質問があればと思いますが、よろしいですか。1点だけ、お願いします、16番。16番、マイクをお願いします。

○16番（横山隆一君） 茶園管理のところ、16番だけ、説明の中でオリーブへの転換

0.2ヘクタールと書いてあるんですが、オリーブの経営状態というんですか、菊川市では随分早く苗木を分けるというんですか、したりして取組が早かったわけですが、菊川市においてオリーブの経営状況ですか、それとあとその収益につながるプロセスというんですか、そういうところはどのようなようになっているんですか。

○委員長（西下敦基君） 多分、これは農林課長への質問です。お茶ではなくてオリーブになっていると思いますので。

○16番（横山隆一君） このところに出てる。

○委員長（西下敦基君） 茶業の中だけど、転換がされたのはオリーブになりますので。農林課長、お願いします。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。オリーブですけれども、うちのほうでは地域特産作物の中で選定した当時は、割と比較的早めのうちにできるのかなというところを取り組んでいたんですが、実際に有識者等と話をして、昨年度やっていた見直しの中で確認をしたところ、やっぱり10年ぐらいかかってしまうということを聞いていまして、まだまだちょっと取り組まれてそこまでいっていないのかなというものがございまして、その生産状況とかそういったところにはまだ至ってないですけど、少量は多分採れてはいると思うんですけれども、まだ経営になるような

〔「使用許可はない」と呼ぶ者あり〕

○農林課長（大浦地明久君） とはいっていないというふうに認識しております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はないですか。よろしいですか。14番。

○14番（松本正幸君） 特産品としての、なんていうのかな、選定はいいんです、選定はいいと思うんですけれども、あとのフォローというか、要するに社会の動きはものすごい早いですよね。それで一概に10年というともうオリーブがどうなるか少し分からないような状況にもなりうるわけです。特産品開発ってもう少し早くできるもの取り組んで、そういうふうに思っているんですけれどもどうなんですか。考えが特産品のこういろいろ出てたりしてものすごい年数がたっています。27年、28年、それぐらいからもうやってるんだもん。動きが遅すぎじゃないかなと思います。どうですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。おっしゃられたこともありまして、もともと取組を始めてからもう随分時間がたっていて、その中でももとの当初の段階では高収益に

つながるということで生産者が増えていくというところを狙って、大手飲料メーカーのコラボとかをしながら進めていたんですけど、実際、生産者のほうとしてはなかなか難しいところもあるよというところもお聞きする中で、見直しというのもやってきました。そういった中でいけば、今回追加した白ネギとかイチジクとかそういったところもしっかり生産をしていって、例えばイチジクといえば菊川市というような、そういうイメージもつくように、本来に地域特産作物って何ですかと言われたら答えられるものとしてなるように、できるだけ早くそういうふう経営になっていく作物というのをしっかりやっていきたいというふう考えていますので、今、現状としましては市場性とかそういったところを考えて5品目選定しましたので、そこをしっかりと進めていって早く根付くようにしていきたいと考えております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） たしか茶業振興課長が、茶豆の説明をした記憶がたしかこの辺にあるんだけど、山形の産地があるわけですけども、静岡県として優位性を発揮するために二作できますと、そういうような大きな期待があったわけですけども、そういう期待をやっぱり裏切らないように早めに早めに特産品の場合。それと商品開発、それを合わせてセットでということなんです。そういうことでよろしく願いいたします。

○委員長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですか。農林課じゃなくて茶業振興課の決算審査でしたので、以上で茶業振興課の決算審査を終了します。

これで執行部は退室となりますので、お疲れさまでした。

○3番（坪井仲治君） 1つだけ農林課、申しわけありません。有害鳥獣ですか、この中にシカというやつがあるんですけど、このシカというのはバンビさん、ニホンカモシカでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。ニホンジカなのでカモシカではなくてニホンジカ。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 黒いやつは対象ではないわけですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長。色が黒いというか、ニホンカモシカは天然記念物になっていますので、基本的には手は出せないんですけど、特別な許可をとれば捕獲は可能

なんですけど、まだ菊川市はそれを実践していなくて、最近あったニホンジカ、茶色いシカ、それがかなり増えているということで聞いていますので、そこをちょっと考えていかなければいけないかなと思うんですけど。

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） ニホンジカもそうでけど、多分黒いやつも早く申請というか、申請したら許可を得るまでかかるらしい、文化庁のほうで。ですから早いうちに手を打っておかれたほうが、ああいうの増えるの早いですから、適応する。意見とします。

○委員長（西下敦基君） 以上でお疲れさまでした。執行部退席となります。

閉会 午後 3時18分

開議 午後 3時25分

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

建設経済部ですので、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課がありますので、挙手にてお願いします。

まず、建設課で意見があれば、建設課は4件の質疑がでてまして、デジタル化のこととか、どう対処するとか、あとそうですね、橋梁のこととか、発展のことです。あと台風のことがありましたが、補正の対応でしたので決算の。

○11番（横山陽仁君） 建設課全体通して言えると、決算も執行率もよくて、一生懸命やっているというのが見える結果だと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見、関連であればお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。いつも建設課の関係については、補修工事とか、区画線の工事、センターラインが消えたり、そういった道路が非常に多いと思うんです。

自治会からの要望、こういったものにはやっているような感じはいたしますけれども、やはり車の多い幹線道路でありますけど、こういったものは恐らく3年ぐらいで消えていくような形になります。

です。ですから、当然予算の関係もあるものですから、区画線の補修計画こういったものをつくっていただいて、基本的に3年ごとのローテーションとか、こういった形を植え付けるような、予算化するような形にさせていただくことのほうがいいんじゃないかなと思います。

やはり車社会でありますので、市民の安全、こういったものを守るためにも、少しこういった計画をつくってほしいな、そういうふうに思います。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 反対のご意見とか、新しく意見があればお願いします。建設課は今のだけです、もし次は都市計画課で、そちらへまた質疑があればということで、3番、どうぞ。

○3番（坪井仲治君） 今、松本委員から計画を立てているということで、要するに、それが本当に予防保全的な補修ということです。

ですから、よくありがちな執行部のやり方というのは、事後保全的なものが多いですから、これは交通安全に関しては、ぜひ予防保全的な事業ですから、計画を立ててほしいと思います。

○分科会長（西下敦基君） まだ、意見ございますでしょうか。

○2番（東 和子君） 建設課でいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほどの横山陽仁議員がおっしゃったように、建設課に関しては、一応事業を即動いてくださるということで、自治会からの要望が結果となって形になっているということがあるので、それはとてもいいことだと思います。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 17番です。私、区画線の問題については、通学とかになっておるけれども、歩道がないというところが結構あるものですから、お母さん方から区画線が消えている、こういうような交通安全施設の要望みたいなのが出てくるものですから、ぜひ事前に消えないうちに引いていただくということを心がけていただくように、それと学校からの通学路の点検等で、そちらから言っていただくというのが、一番効き目があるのかな、そんな気がするものですから、ぜひその辺で声を上げてもらうのが、対処としては一番早いのかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見ありますか。

○14番（松本正幸君） 議員が言うこと聞かない。

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。最後の災害復旧のところの事業って、去年の台風15号で古谷地内を修理してくださったりとか、いろいろ動いてくださったということで伺ったんですけれども、丹野地内で1か所、蛇籠がめくれたところの工事をしていただいたんですけれども、事業完了になっているけれども、めくれた蛇籠を取っただけで、すごく中途半端な河床工事の状態になって、ほっとかれてしまっているということで、再度工事の要請が地元から来たという事例もありました。

行政にどこまで求めていいか分からないんですけれども、迅速に15号の災害に対して対応していただけてありがたいんですが、実際やった事業者の工事がちょっと中途半端だったという事例も1件、2件ご報告としていただいておりますので、こちらに対しても何らかの対応を考えていかなきゃいけないのかなというの、少し感じました。

決算に直接関係があるか分からないんですけれども、所感でございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば、3番。

○3番（坪井仲治君） 議事録書く関係でちょっと質問します。蛇籠を取っただけの対応というのは、多分あり得ないはずなんですけど、工種が決まっているんだけど、まだ着工していないと、そういう断面じゃないですか。どうなんでしょう。

○6番（須藤有紀君） 台風15号の直前に河床のしゅんせつ工事をしていただいて、そこに蛇籠を敷いてもらったのが、直後の15号でめくれてしまったということで、工事に入ったんですけど、めくれたところを本当に取っただけ、完了になっているということで、現場を建設課、県のほうにも来てもらって見てもらいます。

○3番（坪井仲治君） 今、工事終わっているんじゃない、完了検査が。

○分科会長（西下敦基君） 細かいことは、担当課とちょっと相談していただけてということで、決算審査……。

〔「工事が終わるということはないと思う」「検査どうなん」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） どうしますか。

〔「同じことを……、いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 今、建設課の話が出ていて、建設課は十分話は出たと思うんですけど、都市計画課なので、空家対策の話も出たのかなと思いますが、ご意見があれば挙手にてお願いします。

7番 西下からです。今、空き家については一応15件でした。通知を出してそれぞれ対応

の状況もらったんですけど、これから根本、増えていくという事で相談だけの対応ですが、また5年で全国調査的な感じで対応していくということで、ちょっと国の法律なんかも動きがあつてかなということかと、特定空家のこともありますので、もうちょっと予算的についてたほうが、奇跡的にも少なかったということですので、事業成果のところでしっかり書いていただくようなことがいいのかなと、私は感想としてありました。以上です。

ご意見ほかに、関連とか、新しい考え、14番。

○14番（松本正幸君） 空き家対策の関係なんですけれども、以前から予算もあまり変わらずにやっているような形があります。その面を含めると、空き家の件数がどんどん増えていくような状況じゃなくて、逆に予算を立てて計画をつくりやっている以上は、減っていくような形の対策をやっぱりやってほしい、そういうふうに思います。

実質的に、積極的な予算ではないような気がするんです。もう少し特定空家もそうなんですけれども、基本的に特定空家に認定をし、本当に処分までやりますよというような気持ちです。そういったものの関係について、強く要望したいな、そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。16番。

○16番（横山隆一君） 確認します。特定空家というのは要件がいろいろあつて、1年間出入りがないであるとか、あるいはガス、水道が止められているんだ、所有者の住所が違ふとか、そういった要件が、それで指定されるというのにも要件があつて、なかなかその辺が難しくて、特定空家になると、改善命令であるとか、解体とか、そこまでいくわけですが、実際、内田地区でも何か所かあるんです。やっぱりもう住んでなくて、崩れかかって、林の中に家があるような状態のお宅、うちにも結構あるんです。ところが特定空家になってない。

その辺はやっぱりもう少し行政指導で見れば状況が分かるんで、調査をもっとしっかり入れてしていかないと、見た目も悪いし、危険でもあるということもあるんで、もう少し行政の監視指導が重要だなと、私は思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あればお願いします。空き家にだけじゃなくて、また都市計画課の中でまたあれば。

〔「人数が少ない、そっちのほうが大事だと…」と呼ぶ者あり〕

○ 番（横山陽仁君） 特に、南北自由通路の関係始まりましたものですから、やっぱり補助金はしっかり確保できるようにしないと、遅れまして繰越明許じゃ簡単には駄目だよということは申し上げておきます。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 言いたくなっちゃう。土地利用の関係で僕言ったんですけれども、土地利用の指導要領、こういったものの関係を見直す必要があるんじゃないかと思っています。

というのは、先ほども言ったように、平米（ビジョウ）と999の違いがあるんです。大きな違い、そういうことから考えてみると、本当に今の地球温暖化の中で、やっぱり冠水状況、こういったものの関係を見てみれば、そういうところから原因が起こっているケースがあるんです、本当のことって。

岳洋地区なんか特に見ていただければ分かると思いますけれども、あそこに調整池がないというのも不思議なんです。ということが指導要綱の取扱い、こういったものを少し決めてかからないと、本来菊川市にとってよくないんじゃないかなと思っていますんで、見直すす方向で考えてほしいな、自分は思います。1回一般質問したんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 小笠南地区でも、太陽光発電やそれと申請があるんだけど、その（フレス）をぱっとやると線を超えると、分筆して、分筆の登記をして、1,000平米いっぱい、開発して太陽光をやる。

〔「そういうところもやっぱりあるんです」「たくさんある」田んぼ一面でつながっているもんだで」「本当はがくから上がらないのがおかしい」と呼ぶ者あり〕

○ 番（山下 修君） そういう裏技というか何ていうか、逃げるような方法も考えて皆さんやられる人もいる。そこはしっかりそういうことも分かるようであつたら、そこは駄目だよとか、そういう決まりをつくっていただければ。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、また商工観光課と農林課がありますんで、ご意見があれば挙手にてお願いします。

1個ずつぐらいの感じで、もしあれば、ふるさと納税とか（ニシ）の復旧のこととか、一番多かったのは広域連携の話で、あれも自由討議していただければよかったんですけど、主要新事業のところで事業が5つぐらいあつたんですが、市内の参加者が結構、市外からこちらに就職された方いますんで、移住定住策に関係しても有効な手段だと思っていますんで、続けてくださいということで。

7番 西下からです。ふるさと納税が、結局は交付金があつたりとかして1,500万マイナスだよと言ったんですけど、出ていくほうが多くて、入るほうが少ないというのが課題かなと思ひまして、ここら辺やっぱ伸びているところもあつたりとかしますんで、これもちょっと

力を入れていただくべきかなと、私は思いました。いろいろ事情があるかもしれませんが。

〔「収入は上がってる」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 収入は上がりますけど、ほかに市内の人がほかで買ってほかに納税をしちゃっているほうが多いということなんで、ただマイナスは一応国の交付金である程度は減額はされますけど、マイナスにはなっていますので、もうすごく大きいところはすごくプラスにはなって、収入として……。

以上です。ご意見あれば、挙手にてお願いします。

○14番（松本正幸君） 今の市税が流れている。

〔「外に出ています」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） そういうことですね。

○分科会長（西下敦基君） マイナスのほうが大きいです。

先ほどの広域連携の話とかいただければ助かるかなと思います。

○14番（松本正幸君） 広域連携、質疑の中で言いました。（笑声）質疑の中で言いました。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、次、農林のほうに行きますか。農林のほうで意見がある方はお願いします。

7番、すみません。西下です。

農業振興地域管理費で非農地化は判断が増えていくということで、その前に10年の見通しについて、どうしても増えてしまうというような回答がありましたので、これはもう少し地域経済でやり方とか、担い手とかを確保しているという話があったんですけど、もう少し抜本的な改革が進まないのかなというところをちょっと懸念として、私は感じました。以上です。

ほかにご意見ありませんか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。あまり盛り上がらなかったところで、2つ申し訳ないんですけども、タブレット34台購入ということで、大変失礼ながら、農業委員の皆さまの年齢構成を考えたときに、ちょっとタブレット大丈夫かなという気持ちがあって、この質問させていただいたんですけども、導入したばかりで今後の検討課題だということで、次年度以降の進捗を見ながら、効果をお伺いしていきたいというのが1点と、あとため池のところで、もう既に住民説明会も済んで、土地を持っている方々の同意も全て済んでいるのに、事業摂取までに3年ほどかかっているということで、どうなっているのかと不安視する

お声も幾つかいただいております、それでいて、この執行率がちょっと低めだったということで、気にはなっただけですけども、国庫補助が、すみません交付金の申請の影響だということで仕方がないかなと思いつつ、ちょっと住民のほう時間がたちすぎると、やっぱり行政に対して不信感も覚えかねませんので、迅速に対応いただければなということを感じました。以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、挙手にてお願いします。1点、17番。

○17番（山下 修君） 7期の特産物で、こんなこと言っていたんですけども、農業振興会の意見を聞いたら、いちじくとか、芽キャベツとか、20年も前からずっとこの地区で作られていて、自分が中学校の頃から作っていますから、50前からやって芽キャベツなんか、かみそりでこう切って、昔は、それを考えると、やっぱり実際に、一応調書の中で、何がいいかなと考える、皆さんに、その地区の気候に合ったようなもので、できるというような確信のあるものを選んでいただくようになったわけですけども、そこはしっかり生産者の声を聞きながら、そういうもの決めていかないかん、そんなふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

〔「すみません、関連して」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 6番。

○2番（東 和子君） 関連してなんですけども、先ほど、オリーブの話が出まして、10年かかるという話で、松本議員のほうからも10年かかったら時代が変わるという話だったんですけども、私も料理にはオリーブオイルを使っているんですけども、あれはオリーブの実だけでできるわけではなくて、精製してそれを商品化して出荷するという過程があるので、そうしますと、その商品だけ、農産物だけをいうのであれば、まあまあ10年というのは長いスパンですけども、それに製品化して出荷するとなるといろんな設備投資がいるということもなるんです。

そうしますと、そこまでの考えをあるのかどうかというのは、商品、農産物だけでいくんでなくて、やっぱり製品化して出荷まで考えていかないと、やはり農家の方が一生懸命頑張っても、なかなかそれが利益にとか、収益に結びつかないんじゃないかというのが、私の意見です。以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見、ほかにありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

以上で、建設経済部の自由討議を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

以上で本日予定しました審査は全て終了いたしました。

坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君） どうも皆さん2日間の審査ありがとうございました。お疲れさまでした。たくさん自由討議のご意見も頂きましたということで、明日半日で終わるかと思えますけど、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 次回は、明日9月13日水曜日午前9時からとなりますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

○議会事務局長（落合和之君） 最後に互礼をもって、ご起立ください。それでは、相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 3時49分

開会 午前 8時52分

○事務局（瀬々 君） それでは、これより一般会計予算決算特別委員会を始めさせていただきます。互礼をもって始めますので、ご起立お願いいたします。相互に礼。よろしくをお願いします。

分科会長のほうより、ご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。本日、水道と下水道と、あと危機管理部のほうの審査がありますので、よろしくお願いします。

挨拶は以上となります。

○事務局（瀬々 君） ありがとうございます。

それでは、ここから先の進行につきましても、分科会長、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開

会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第71号 令和4年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定についての総務建設分科会所管に係る項目について議題とします。

それでは、質疑を行います。課ごと順番に質疑を行います。

質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。

事前通知を提出している委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。

限られた時間を有効に活用するために、個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、9月26日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

初めに、生活環境部の審査を行います。鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 改めまして、おはようございます。生活環境部長でございます。本日審査をお願いいたしますのは、水道課、それからその後に下水道課になります。よろしくをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、水道課の決算審査を行います。

質疑は質疑通告順に行います。提出された委員は、挙手の上、事前通告書に従い質疑を行っていきます。

山下委員から1問受けていますので、お願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。4款1項9目水道事業会計支援事業費というやつですけども、何も質問がないといかんと思ったので、ちょっとしか質問しない。県下でも水道料金が高い地域ということになっていきますけれども、市民負担を増やすことなく水道事業の安定化を図る方針とか、そういった計画がもしあるようでしたらお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。山下委員様からのご質問にお答えします。

今回の水道事業会計の支援事業は、新型コロナ臨時交付金の電気・ガス・食料品等の価格高騰重点地方交付金の事業の支援として、施設の動力の電気料の4年度から3年度分の差額高騰分を受け入れたものでございます。

ご質問の料金が県下でも高い地域ということで、安定的に経営するようということですが、現在、東遠4市、掛川市、御前崎市、牧之原市、菊川市による広域検討会の中で、会計システム及び料金システムの共同化や貯蔵品共同購入による経費節減に向けた検討を開始しておるところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。今回の繰入金というんですか、一般会計から見れば繰出金ですけども、これがなくても十分安定的な経営でいけた状態というふうに判断してよろしいのでしょうか。今年はこの繰出金をもらってもよろしいのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。水道課、今の経営状況においては、繰出金がもし仮になかったということでも安定的には経営できたと思います。ただ、どうしてもその後減っているというのは事実でございますけど、経営にこれがあったからというわけではないですけど、なくても安定的な経営はできたと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） 結構です。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） はい。

関連質疑はございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。先ほどの4市で協議をして決めているということですけども、微妙に単価が違うんですけども、その辺はどのような調整をされていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。今、とりあえず、価格のことはとりあえずは置いてというか、とりあえず今先ほど説明したように共同のシステムと、あと共同購入というところでまず最初歩を踏み出して、その後、本格的に共同でやっていくとなった場合には、また料金の話のところにも最終的には行き着くと思っております。

ただ、この地区においては一つ、御前崎市さんはちょっと違うんですけど、ほかの3市自体はそんなに価格差は大きくない。ただ、この3市が県下でも結構高いところにあるということは事実でございますけど、その辺のところは今後検討していくということになってくると思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、以上で、水道課の決算審査を終了します。

閉会 午前 8時58分

開会 午前 8時58分

開会 午前 9時38分

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。続いて、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会に切り替え、下水道課の決算審査に移ります。

それでは、質疑を行います。質疑は通告順に行いますので、事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。山下君、2つお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。4款1項9目で浄化槽設置事業費ということで、タブレットの19ページです。単独浄化槽くみ取りの数はどの程度、また、汚水処理人口普及率は現在どの程度に改善されているかということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。すみません、先日はお休みさせていただいてすみません。いろいろご迷惑おかけしました。すみませんでした。

それでは、山下委員のご質問にお答えします。

まず初めに、単独浄化槽とくみ取りの数についてですが、これすみません、今回付け替えた基数ということでよろしいですか。それでご説明させていただきます。合併処理浄化槽への

付け替えの内訳は、単独処理浄化槽が35基、くみ取り槽から4基となっております。

また、汚水処理人口普及率は、どの程度に改善しているかについてですが、令和2年度末の汚水処理人口普及率は75.2%となり、令和3年度末の73.4%に比べ、1.8ポイント増加しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 17番です。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） さっきの単独浄化槽とくみ取りというのは、まだ残りがどのくらいあるかというのは分かるでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。まず初めに、単独処理浄化槽についてですが、県が集計しております令和4年度末の設置基数となりますが、市内に設置されている浄化槽、これ全体の総基数なんですけど、1万1,329基のうち単独処理浄化槽は5,748基となります。また、くみ取り槽につきましては、これちょっとすみません、小笠衛生と生活環境センターの聞き取りの数字になるものですから、ちょっと令和3年度の数字になってしまいますが、542基と聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 令和4年度で単独浄化槽が35基と、合併浄化槽に替わったと言っていました、答弁。5,500だか、5,700ぐらいのがあるということです。これは汚水人口金率に入らないということですよね、単独浄化槽。

○下水道課長（森 正和君） そうです。

○17番（山下 修君） 頑張っていたらと思いますけど。今日、ちょうど静岡新聞に、汚水人口給付率が静岡県は84.3%ですよというふうに載っていました。菊川市は今75.2%、伊豆のほうは大分低くて30%台というような話なんですけれども、県の平均に比べて大分10%ぐらい低いという状況なんですから、人口普及率の普及に向けて頑張っていたらなと思っています。質問じゃなかった、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） 1点自分から質問なんですけど、関連で、くみ取りとか、単独とかは、もう家が古いと思うんですけど、そういうのは解体とか、空き家になったりとかっ

て、そういったものというのはどんどんこの中から数値を引かれていくのか、そこら辺ちょっと把握ができているのかお伺いします。答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。西下委員、ご指摘のとおり、数は減っていったら、当然解体とかされれば数は減っております。それにつきましては、基本的には県のほうに届けが出ているものですから、県のほうで先ほど言ったように集計している数字、先ほどありましたようにご説明した数字でカウントはされていっているんですけど、くみ取りが、ただくみ取りについてが県のほうでも数字をしっかりと把握できていないのは現状でして、当然やっぱり母屋のほうには合併とか単独とかの浄化槽がついていて、例えば倉庫というか、結構農家さんだとくみ取り槽で、農業倉庫の横に昔からの槽があったりするというのはやっぱりお聞きしますので、1つのお宅でも2個、浄化槽とかくみ取り層を併用している方もいらっしゃるんで、しっかりとくみ取り層の分母自体が、あくまでも業者さんからの聞き取りの数字で先ほどご説明させていただいたような状況なものですから、分母というところがしっかりと把握できていない、県のほうもそうですけど、把握できていないので、先ほどご説明したように生活環境センターと小笠衛生さんに実際の基数をお聞きしてというのが現状だものですから、当然減ってはいるとは思いますが、その辺が、どの辺までくみ取り層がしっかりと本当にカウントされていないものが実際まだあるのかもしれないんですけど、一応現状としてはそのような状況です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ありがとうございます。自分からはありませんが、関連質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、確認ですけれども、今の点検、法定点検とかについてもいいですか、お知らせ。これ、生活環境センターの件で何度か確認というか、質問もしたりしているんですが、法定点検についてですけど、登録業者がございませうね。この点検の範囲について、もう一度ここで確認しておきたいと思いますが、区分が明確なものがあるかどうか、区域のです、これを確認したいと思いますが、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。点検につきましては、まず初めに、点検が大きく2種類ございまして、1つが保守点検と法定点検というものが2つございまして、保守点検というのが小笠衛生さんとか、生活環境センターさんのほうで見ていただける、あと、登録されている方もありますが、そういう業者さんにやっていただく浄化槽の点検、調整及び軽微な修理、そういうものまで、法定点検については、生科研という主に水質のほ

うを調べていただける試験というか、そういう検査があります。検査のほうについては、基本4か月に1回やるようになっているものですから、それは一応法で決められているものですから、そのような形で、ただ業者さんによってはちょっと頻度、やっぱり4か月以内に1回ということになっていますので、多少回数が業者さんによっては調整をしているところもいらっしゃると思いますが、一応点検としましては、今そのような形で業者さんのほうで対応していただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私が申し上げるのは、市内には業者が2つを認可されているところもあるわけですね。この相互乗り入れというのですか、定期のエリアの、言ってみれば決まりというのですか、これがきちんと決められたものがあるかないかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。基本的には、当然収集の許可しているエリアなので、旧の小笠地区については小笠衛生、旧の菊川地区については生活環境センターのほうでやっていただいております。ただ、一部ほかの民間業者さんが、当然ほかの方が入って、例えばアパートとか、そういうところなんかとかについては、そういう管理会社のほうでやっていただいているところもあるとは聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私が申し上げているのは、法定点検は今言ったように、分かりやすく言えば小笠衛生さんと生活環境センターさんが主にやっているわけなので、それが、エリア区分が明確になっているかどうかです。正直言いますと、これは県のほうやった、去年、一昨年ですか、確認をしたところ、それはないという返事をいただいているんですが、それが明確なものかどうか、その確認です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。隆一委員、これは認可とか、許可とかのやつが市から出ていて、それが。

○16番（横山隆一君） 県。

○分科会長（西下敦基君） 県はしていないということですか。

○16番（横山隆一君） 県許可。

〔「一応、清掃とか点検は」「保守点検と法定点検」「知っています、調べて整えて報告しているの」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。すみません、今の点につきまして、私どもももう一度確認をして、その区域の、それについては基本的な話で、先ほど小笠と菊川ということでお話しさせてもらったんですけど、基本そんなふうに僕らもやっていたいていると思うんですけど、横山委員おっしゃるように、県のもまたお話もあるものですから、一度ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。関連質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。法定点検はその2社じゃなくて、県と生科研が行っているわけです。だから、区域というよりも、いわゆる通常の点検、槽清掃、それは小笠衛生と菊川がやりますけど、法定点検については県がありますでしょう、県立病院の横に、あそこから来ます。そうになっています。

○分科会長（西下敦基君） そういうご意見ですが、よろしいですか。

○16番（横山隆一君） 県許可を受けて、エリアを決定。

○分科会長（西下敦基君） 16番。発言は挙手にてお願いします。

○11番（横山陽仁君） では、浄化槽の法定点検について。

○分科会長（西下敦基君） 11番。

○11番（横山陽仁君） 11番。浄化槽の法定点検については、県のみんな来ていると思いますけど。

○分科会長（西下敦基君） ここはよろしいですか。質疑に。2番目の質問を山下委員から。では、もっと質問がありますか。マイクをお願いします。

○17番（山下 修君） 4款2項1目一部組合費、し尿処理広域施設組合ということで、36ページ、下水道企業の推進により、広域施設組合への菊川市のし尿搬入量、また、負担金の推移はどのように変わってきているのかということでお聞きいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長でございます。山下委員のご質問にお答えします。

下水道事業の推進により、広域施設組合への菊川市のし尿搬入量負担金の推移はどうかに

ついてですが、直近3か年の数値で説明いたします。東遠広域施設組合の搬入量についてですが、令和2年度は2万7,274キロリットル、令和3年度、2万6,897キロリットル、令和4年度、2万6,748キロリットルとなっております。搬入量につきましては、年々減少している状況です。

次に、負担金についてですが、先ほどと同様に、直近3か年の金額で説明いたします。令和2年度、1億5,927万5,000円、令和3年度、1億5,514万1,000円、令和4年度、1億4,940万9,000円となっております。負担金についても、先ほどの搬入量と同様に年々減額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 一部組合でやっているんですけれども、私は菊川市が一番搬入量が多いんだと思うんですけれども、御前崎市についてはそういう施設を受け入れていただいているわけなんですけれども、もう年月もたっていますけれども、ぜひ継続的にあそこを運営していただかないと菊川市は困るのかなと、痛切に感じますので、よろしくお願いしたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですね。関連質疑はございますか。下水道課の生活環境部のところで質疑のある方は、挙手してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で下水道課の決算審査を終了します。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、議員間の自由討議を行います。御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

7番 西下です。毎日継続してこれ事業をしております、区域を広げて使用率とか、あとまた環境の汚水処理人口普及率を上げていくとか、環境のためにやってずっと前から継続されて、また広げて、完了という事業になりますので、おおむね認められるものではないかなと私は思いますが、ほかにご意見がある方、よろしければお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この事業も先ほどの水道じゃないですが、非常に厳しくてほかの議員からいろいろ指摘をされている事業ですね。これが認可区域が430ヘクタールくらいあって、あと4分の1くらいですかね、あと100ヘクタールくらい残っているという状況なんです、この状況にあっても本年度あたりは2,500万くらいですか、損失を出してい

る。経常収支に関しても企業会計という基準の100とした場合にこれを下回ってるという現状ですね。

この状況は、現在は費用についても、費用補填についても他会計から三条予算のほうでも2億5,000万でしたっけ、それであと収支、資本的収支のほうについても8,000万でしたか、双方だと3億余の他会計からの繰り入れになる。この状況というのは恐らく今後も変わっていかない。であるならどうするかというところを、やっぱり考えていかないかなというふうに思いますけども、どうしていいかというのは分かりませんが、事業を途中で止めるわけにはいかないしね。本当に大きな課題だなということを感じています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 今、横山議員が言われるとおりだと思います。そして、これからまた処理場の経費として、いわゆる議会電気設備、こういったものの更新も加わるような形になりますよね。そういった面で、いろいろ持続可能性のある、やっぱり下水道事業とするためには、いろいろな取組をしていかなければならないと思うんですよね。その中には、施設の抑制施策また収入改善の施策、こういったものをやっぱり戦略的に入れていく必要があるんじゃないかな、そういうふうに思います。

施設の抑制施策というのは、いわゆる広域化とか共同化とかそれとか官民連携とかいろんなものが考えられますけれど、また収入の改善策こういったものは使用料の適正化、接続促進とか、資産の有効活用こういったものが考えられるわけですが、何らかの形でやっぱり一般会計からの繰り出し、こういったものも少なくするようにするため、それからまた最終的な判断とすればやっぱり下水道料金、こういったものの考え方をしていかなければならないと思うんですけれども、早めに、時代の流れも早いんですので、やっぱり早めの下水道運営計画こういったものをつくる必要があるんじゃないか、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。汚水人口普及率の関係ですけれども、今75ぐらいということですが、県の目標では2036年に95%ぐらいということで、まだあと20%ぐらい、菊川市としては上げなきゃいけない。県全体だもんで水のほうが低いから、菊川市なんかはもっと上げなきゃいけないのかもしれませんが、どちらにしても全国的にも静岡県は人口普及率が低いということです。積極的に進んでいかなきゃいけないのかなと、こんなふ

うに思いました。

以上です。

○16番（横山隆一君） 1点、いいですか。

○委員長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。加えて、ちょっと気になったんで。

○委員長（西下敦基君） マイクをお願いします。

○16番（横山隆一君） 申し上げますので、今進められている認可区域の事業について、特に宮野西であるとか南部第二あたりは、新しく新興住宅ができたところもあって、そういったところはもう既に合併浄化槽が入っていて、その付け替えが必要になって、付け替えというんですか、下水への接続が必要になってくるわけですが、そこで下水道課のほうの接続に対する説明とすると、単独合併処理浄化槽を設置、維持管理していく経費よりも、下水道に接続したほうが安いという言い方をしているんですね。

これは一つ、ということは公共下水道区域のほうが、いえば不公平感とかからすれば得だという話になっていくんですけど、松本委員も言いましたけども、こうした会計を見る中でもやはり均衡を保つという意味でも、やっぱり下水道料金の見直しは必要ですし、やっぱり企業会計というのは法定の繰り入れというのはこれは確かに認められていることは分かるんですけども、やはり企業会計である以上、やはりしっかりした安定経営、健全経営にしていくなというのがこれは目的ですので、これをこうした目的にかなうような運営をしていただくことが必要だなということを思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。11番。

○11番（横山陽仁君） 今の下水道計画で、ちょうど今この周辺、いわゆる市役所の周辺、5丁目それから一番多いところをやり始めたところなんですよ。これが、令和8年まで続くわけですね。令和8年度から9年度についてのつなぎ込みの、大体いわゆる固まったところの一段落ということなものですからね、この時点で一度やっぱり下水道の初期の目的といいますか、町部地区の一番排水の浄化を目的としたところが一旦終わるものですからね。そこでやっぱり考え直す。どうにかということを考える必要はあると思います。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですかね、こんな感じで。それでは、ただいまから議会基

本条例第11——意見はもうなしということで、それでは採決をさせていただきます。議案第78号令和4年度菊川市下水道事業会計決算の認定について、議案のとおり認定すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員で、議案第78号は議案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第78号令和4年度菊川市下水道事業会計決算の認定についての審査を終了します。

もう一個、一般会計のほうの自由討議がありますが、そのまま続けてもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会に切り替え、生活環境部の一般会計決算に関する自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。3問、山下委員から質問があったところの、生活環境部の一般会計のところになります。

〔「水道課と下水道課」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 水道課、下水道課で一緒に生活環境部ということで、どちらでも。まず、下水道について話があれば。7番 西下です。山下委員からの質問がありました、汚水処理人口普及率で、令和3年が73.4%で、令和4年が75.2%と、1.8%増ということで、これは着実にこれから下水道が普及してくるような感じだと、単独浄化槽のくみ取りも合併に入っていくということで、地道なことで急には数字は上がらないと思いますけど、地道にこれを進めていただければと私も思いました。

以上です。

ほかにご意見のある方はお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど営業未収金の話が出たときに、坪井議員のほうからマイナンバーカードとの……。

○分科会長（西下敦基君） それは事業会計のほうになってくると思います。

○2番（東 和子君） すみません。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。これは一般会計は生活環境部のみになってしまうので。

あともう一個、水道のほうで7番から、自分から繰り出ししなくても安定的に経営ができ

るという話がこの質疑の中でありましたので、下水道はこれから広げていかなきゃいけないんですけど、水道のほうは収益があっても広がっていてということでできれば、これは事業会計のほうになってしまいますけど、漏水とかそういったものがなくしていただいて、より安定に経営をしていただければと私は思いました。

あと、共同化とかもあって、そういったのもまた経費削減になってきますので、繰り出しがなるべく少なくなるように経営をしていただければと思います。

以上です。

ほかにご意見ある方は。補足とかでもいいんですけど、いいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。東遠4市で経費節減等の検討中という答弁をいただいたんですけど、ぜひこれを進めていただいて、3市ちょっと高いところを抑えていくようなことを経費節減をして水道代ですか、を安くする方策を考えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば、お願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で生活環境部の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任お願いします。

ここで50分まで休憩ということで、そろい次第で休憩としたいと思います。次は、あと危機管理部。

○分科会長（西下敦基君） 次は、危機管理部管理課で終わりです。

閉会 午前10時36分

開会 午前10時43分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

これより危機管理部の審査を行います。竹内危機管理部長、所管する課名等を述べてください。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。所管する課は危機管理課になります。よろしくお願いします。

最初に大変申し訳ないんですが、事業成果書の一部すみません、昨日事務局のほうからも、議員の皆様にはご連絡が行ったと思いますが、ここで委員会の中で最初にすみません、ご説明させていただきます。

危機管理の事業成果書なんですけど、ページ数で言いますと16ページ、PDFデータだと18ページになります。

款項目が9款1項5目12、事業、防災訓練事業費とあります。そのうちの事業成果を記載する箇所がありますが、その事業成果のところのまず地域防災訓練の日付ですが、当初は12月5日という表示を書いておりましたが、訂正させていただきまして、地域防災訓練は12月4日に開催していますので、12月4日と訂正させていただきました。

それともう一点、その文末になるんですが、訂正前は「災害などを想定した実践的な訓練を実施することができた」と文章を書かせていただきました。そのうちの実践的の「践」という字がすみません、「戦」という字になっていましたので、この文字について訂正させていただきます。

危機管理部の訂正箇所、この日付、それから実践の項に誤りがありました。大変申し訳ございませんでした。

すみません、今回危機管理課の今から説明させていただくのが、危機管理専門監を紹介させていただきたいと思います。危機管理専門監は、藤本啓一、陸上自衛隊に勤務をしております、その後静岡県危機管理部危機対策課に勤務しておりました。今年の8月まで県の方にいらっしやいまして、8月21日から危機管理室のほうに来ていただきました。

任期につきましては、同日の8月21日から令和8年3月31日までとなっております。職種につきましては、危機管理部危機管理課専門監、課長級となります。これから議員さんにもお世話になりますが、よろしくお願いします。

○危機管理課専門監（藤本啓一君） よろしくをお願いします。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 委員長、以上になります。すいません。

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃあ、それでは危機管理課の決算審査を行います。

質疑は通告順に行いますので、通知を出された委員の方は挙手の上、質疑を行ってください。

最初に、自分から1問目の質問をします。

9款1項4目で、タブレットで6ページのところですかね。質問内容は、赤土水防倉庫撤去の理由は。また、赤土水防倉庫の撤去後の復旧の今日に至るまで、どのような対応となっ

ていくのか伺います。

その赤土水防倉庫のまた場所をちょっと教えてもらいたいと思います。答弁を求めます。
馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。赤土の水防倉庫のまず場所につきましては、現在の水道事務所ですね、旧の小笠市所、そちらが北側の堤防沿いにありました水防倉庫となります。

こちらの撤去の理由につきましてですけど、倉庫の老朽化ということが撤去の理由となっております。水防倉庫のあった土地自体は、国土交通省が所管している土地を占用してというか、お借りして水防倉庫として使用させていただいております。

先ほども説明したとおり、老朽化によって令和4年度に倉庫の建屋ですね、そちらのほうの解体撤去を実施したところでございます。

その後、撤去後の復旧協議についてですけど、国土交通省のほうから倉庫を支えていたブロック積みと石積みがあったんですけど、そちらを撤去をして、河川堤防を復旧するようというようなことで指導がありました。

簡単に言いますと、元の形に戻すようにというようご指導を頂きました。今年度、令和5年度に予算において原形復旧の工事、元の堤防の形、基本的には倉庫があった部分、平らになっているものですから、そちらを元の堤防の斜めのラインに取って芝張りをして復旧するというような形で、元の形で国土交通省にお返しするというような形の今年度対応を取っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問をちょっとさせていただきます。

撤去をして水防の資機材がなくなったということです。そこら辺の水防活動に対する何か影響はないのか、そこ辺について伺います。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。もともと赤土の水防倉庫の中には、そういった使えるような資機材的なものは入っておりませんでした。もう老朽化したかなり使えないような物であったり、それ以外の雑物というか、そういうものが入っていたものですから、今回その赤土の水防倉庫の物をどこかに移したとか、そういったものはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

自分からは再質疑はございませんが、関連質疑がある方は挙手でお願いします。

○14番（松本正幸君） ちょっと待って、いい。

○16番（横山隆一君） ごめんなさい。いやいやすいません。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、16番。

○16番（横山隆一君） 時間がないから。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。ちょっとこの決算書のほうのことなんですがね、水防団活動費の中の一番下のところに。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと待ってください。事前質疑を最初にやってから、新しい質問は。これ。

○14番（松本正幸君） これ防災倉庫の。

○分科会長（西下敦基君） 今のページの水防施設等管理費のところに関連があったんじゃ。

○16番（横山隆一君） じゃあ違ったか。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。ないところは、また3でお願いします。

○16番（横山隆一君） ああ、すいません。間違えました、すいません。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。この前防災訓練、5月のこのときにやって、避難所運営委員会がいわゆる防災倉庫、こういったものを少し確認させていただいたんですけども、そのときにこの防災倉庫のいわゆる在庫の管理とか、こういったものを含めてどこが管理しているのか、少し教えていただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。まず、防災倉庫の中身につきましては、市が所有している倉庫がありますので、そちらについては市のほうで所管を、管理をしている部分がございます。あと自主防災会によっては、自主防災会で単体で倉庫をお持ちの自主防災会もございますので、そちらについては自主防災会の管理している物品が入っているということで認識をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。その中で、北小の防災倉庫があるんですけども、場

所は一向に変えていないような状況にあるんですけれども、そこの中身僕も見せてもらったんですよ。

それで、たまたま換気扇の上に換気扇がついているんですけれども、その換気扇のところから雨が降り込んで中へ入っている状況なんですよ。これによって、段ボールが濡れたしみ跡もあるし、それで平成3年に小笠の役場のときの要するに買ったものだと思うんですけど、毛布が縛られて箱へ入っているんですけれども、それがほこりだらけになっていたり、いろんなそのいわゆる管理面での関係が、いわゆる市民が避難所へ委員としてなっている方々があそこにいたってのもんですからね、皆さんはこれはどこを管理するもんですか、ちょっと聞いてもらいたいっていうような言い方をされたもので、改めてちょうど防災倉庫の質問が、質疑があったもんですからね、確認をしたんですけれども。

また体育館のほうが避難所、それで校舎のほうも避難所になっていますので、あその位置、場所では少しまずいんじゃないかっていうことも言われておりましたので、そういった検討もしていただきたいし、管理をもう少しよくしていただきたい。

やっぱり市民が見て何だっていうことのないように、お願いしたいなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見という形で。

○14番（松本正幸君） ああ、いいです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） これについて関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。9款1項5目の大規模地震対策総合支援事業ということで、タブレットの11ページです。

家具転倒防止対策、感震ブレーカー等の対策実施世帯数の把握状況というのはどのようになっていますか。また、これらを増加させるための取組というのは、今はどうなったでしょう。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。山下委員のご質問にお答えさせていただきます。

家具転倒防止対策及び感電ブレーカー等の対策の実施世帯数の把握についてですが、令和4年度につきましては、家具転倒防止対策事業については23世帯で実施をしております。

危機管理課での把握している家具転倒防止対策事業の実施世帯の累計数としましては、1,259世帯となっております。また、令和4年度における感電ブレーカー事業につきましては、24世帯で実施をしているところでございます。こちらの感電ブレーカーにつきましては、危機管理課のほうで把握している実施世帯の累計数につきましては、115世帯となっております。

増加させるための今後の取組としましては、先日の補正予算の審議の中でもご説明させていただいたとおり、令和5年度から始めさせていただいておるんですけど、民生委員・児童委員協議会へ事業の説明をさせていただくことで、地域の特に65歳以上の高齢者の方に、安心してこの事業に申し込んでもらえるよう努めていきたいと思っております。

それと、あくまでも家具の転倒防止事業につきましては、65歳の対象となる方に直接案内通知を引き続き送付していきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。先ほどの家具転倒防止とか感電ブレーカーの累計、これは補助金を実施した世帯という形で独自にやられていた方の把握みたいな形でできて、実施の世帯数に対してどうかという、そういうような数字というのはなかなか取ることは難しいんでしょうね、把握することは。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。すいません、こちらについては、市のほうで補助金を対象とした世帯数しか把握はできておりませんので、自らの費用で実施をしていただいた方の分については、申し訳ないですけど把握はできていないところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） はい、結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。家具の転倒防止に関してですが、転倒防止をつけると転倒の防止にはつながると思うんですけど、必ずじゃあ絶対に転倒しないということは保証できないと思うんですけど、そのあたりで転倒の可能性のある家具の近くに寝ないとか、

そういう啓蒙はされておりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 委員長、危機管理課長でございます。一応出前講座とかで、そういった防災の取組とか、そういった中で周知をしているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

1点、自分からこれ65歳以上とか障害の方とかって、多分幅があるんですけど、これを広げるとか、50歳以上とか、そういったことを検討は特になのか。65歳以上じゃなきゃ駄目っていうその理由とか、そこら辺についてもし検討状況が分かれば答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。65歳以上、高齢者をまずは命を守りたいというか、そういった方々にご支援、補助金という形でやっていきたいということで、こちらがスタートした事業なものですから、現状のところ幅を広げるとか、そういったことは現時点では考えてはいないんですけど、今後においてそういったことも検討していく必要が出てくれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問に移ります。

9款1項5目で国民保護計画費ということで、タブレット12ページ、これがこれについて危機事案はなかったと記載はされていますが、近隣国からミサイル発射など多かったと記憶しています。

具体的な危機事案とはどのようなものを指すのかお伺いします。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます、西下委員が言われる近隣国、北朝鮮からのミサイル発射という話だと思われるんですけど、本市の国民保護計画の修正に係る事案がなかったというようなことで、ちょっとこちらの概要書の方ですね、少し分かりにくい記述で申し訳ないですけど、菊川市にとってそういったものがなかったということで解釈のほうお願いをしたいと思います。

ご質問の具体的な危機事案とはどういったものかというようなものですが、国民保護計画が対象とする事案ということで申し上げますと、例えば海や空から地上部隊を上陸させたり、着陸させて進攻することとか、ゲリラや特殊部隊による攻撃ですね、そちらと弾道ミサイル、こちらは北朝鮮とかそういった関係の攻撃などといった武力攻撃自体と、攻撃対象施設が攻撃を受けた場合、例えばその攻撃対象施設というのが、近くで言うのは浜岡原発だとか、そういうようなところが攻撃対象施設が攻撃を受けた場合の緊急処理事態を対象としております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。再質疑は、ちょっと自分からはいいですが、関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。なければ次、4番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。4番目の質問です。

防災訓練事業費ということで、質問事項は、タブレットは18ページです。

感染症対策を踏まえた避難者の受入れ訓練から新たに装備した備品はあるかということでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。坪井委員の質問に回答をさせていただきます。

感染症対策の装備した備品についてですけど、先日一般質問でも答弁をさせていただいたとおり、感染症対策として消毒剤、ゴム手袋、フェイスシールド、エプロン、スポットクーラー、扇風機などを追加配備をしておりますが、こちらにつきましては菊川市の防災資機材備蓄計画により配備しているものでございます。

感染症対策を踏まえた避難所の受入れ訓練を実施しておりますけど、訓練で使用した消耗品などの感染症対策の物品ですね、こちらについては防災訓練事業費の中で対応しておりますので、こちらの備品のほうには含まれてございません。

避難所受入れ訓練の後で、新たに感染症対策として装備した備品はございませんが、訓練終了後、ご意見、要望としてトイレの関係だとか、パーティションの関係で要望がございました。

こちらについても、先ほど言ったように資機材の備蓄計画に基づいて別事業において令和4年度に簡易トイレを29個、携帯トイレを2万個、避難所用の間仕切りを68本、ローム TENT を30個、追加購入して備蓄しているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

1点ちょっと関係するか分かんないんですけど、自分のほうからスポットクーラーとか扇風機とか、今年相当夏が暑くて、こういうのって普段使いでも問題ないのか、防災機材としてちゃんと取っておかなきゃいけないとか、そこらの使用ルールっていうのは、そこら辺全庁的にどうなっているのかお伺いできればと思います。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。こちらの防災対策の備品として購入しているものですので、あくまでも自分たちにすると防災に特化した緊急事態のときに使用するといいというような形で認識しておりますので、普段使いでは使用のほうは考えておりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

それで、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） ちょっといい。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この情報伝達についてですけど、昨年の15号でしたかね、水がたくさん出た時のことなんですけど、集中的な雨量によって道路が冠水等をしたんですけどね、そのときに急激な出水ということもあって情報が伝わらなかったということもあろうかと思いますが、情報の提供であるとか収集というのは非常に重要なことだと思うんですけども、各地区の防災隊であるとか防災委員とか、あるいは自治会とか、そういったところへの情報の収集や提供についてのこれルールと言うんですかね、そういったものはどうなっているかとお聞きしたいんですが。

というのは、私は今内田地区だったんですけど、道路が冠水して車も水没しているような状態だったんですね。2台ほど水没したんですけど、そのときに私が伺ったときに、要するに進入車とか、人が進入させないためのバリケードであるとか、こういったものなんか全く手配できていなかったんですね。この辺が一番重要なところだと思うんですが、その辺の職

員対策も含めてですけども、情報の収集についてちょっとお聞きしたいと思って、質疑をさせていただけたらと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。

○危機管理課長（馬淵啓介君） ちょっとすいません。どちらの。

○分科会長（西下敦基君） 今の防災訓練事業費の中で事業成果の中の2つ目のぼつで、自主防災会の役員と連携した情報伝達訓練というところで聞こうと思っているということです。

○16番（横山隆一君） いや、茶ちゃんとかあるじゃん。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○14番（松本正幸君） その次に出てくる。

○分科会長（西下敦基君） ああ、その次に出てくる問題。

○14番（松本正幸君） 「茶ちゃんメール」。

○16番（横山隆一君） そうですね。

○14番（松本正幸君） 情報伝達。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと松本委員から質問してもらって、答弁をもらってから質問でよろしいですか。そういったこともあったということで。

○14番（松本正幸君） そりゃいいですよ、質問を整理してから。

○分科会長（西下敦基君） そう、ちょっとじゃあ5番目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） そうじゃなくて、避難所の関係のね、備品の関係の質疑がありますけれど、その関連質疑を。

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃあ4番目の坪井委員のこの防災訓練事業費の中で関連質疑があれば、なければ松本委員から5番目の質問をお願いします。

○14番（松本正幸君） そうじゃなくって、ほんじゃあ坪井委員のほうの。

〔「4番目にあらあね、4番目の関連で」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） うん、坪井委員の関連をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） はい、じゃあ14番。

○14番（松本正幸君） 14番の松本です。新たに装備した備品の中で答弁がありましたけれども、やっぱり避難所となると冷暖房の必要が非常にあるというふうに、この夏また来年来る冬の関係ありますんでね、高齢者がいても安全な形でのそういった整備というものはね、

これから必要になるじゃないかなとは思いますが、考え方はどうなんですかね。

体育館の施設として備えるケースもあるでしょうけれどもね、どうでしょう。避難所としての機能を高めるというような意味合いでの質疑。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今の松本委員からお話がありました避難所の取組というのは、地域の方とご協力しながらやらせていただいています。

まさしく今回のこういうむしろ夏の時期に避難しなきゃいけないいろんなケースが、相対寒い時期にもいろいろあります。体育館を使用させていただいたりとか、学校を使用させていただいているものですから、全ての装備をレベルアップして冷暖房管理とかというわけには、防災施設があるということはなかなか難しいと考えています。

ただ、装備の中で今回スポットクーラーとか、あれも部分的なんですけど、装備をさせてもらったら感染症対策を含める中でやらせていただきました。

まず1つは、避難所に避難する前に、ご自宅でなるべく過ごせるようにというのは、今の出前講座、うちの危機管理課でやっています避難所委員会の方々といろいろお話しさせてもらっていますが、自助の部分で自宅を耐震化するなどしてできるだけご自宅で、避難所に避難しないときには、もうそういう過酷な状況は想定されていますよというのも、ちょっとうちのほうで説明させていただいています。

ですんで、以前熊本地震のときの先生、役場職員が講師として来ていただいたときのページに該当にあったんですが、例えば委員がおっしゃったように、そのとき冬場で寒いときなんかは、皆さんで例えば石油ストーブを持ってきたりなんかしてよというのがありますので、その点はすみません、避難所では準備できないんですが、皆さんに協力してもらいながら応援はしていただく、それももちろん公助としてやれる部分はいろいろ工夫させてもらいながら、やっていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○14番（松本正幸君） 答弁はいいです。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） はい、いいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。9款1項5目情報伝達避難体制対策事業ということで、タブレットの19ページになります。

それこそ気候変動、こういったものによって今やもう大雨、短時間豪雨、こういったものが頻繁に起こっております。高齢者世帯、それからひとり暮らし世帯、新たな避難情報の必要性、こういったものに対してどのように考えられているのか。

また、現在の「茶こちゃんメール」とか、いわゆるデータ通信の利用も含めてありますけれども、「茶こちゃんメール」の登録数についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。松本委員の質問のほうに回答させていただきたいと思います。

高齢者やひとり暮らし世帯への早期の避難情報の伝達及び周知の必要性についてですけど、現在避難情報の発信については同報無線、ホームページ、「茶こちゃんメール」、SNS、dボタンで実施しているところでございます。

その中でもこの「茶こちゃんメール」につきましては、スマートフォンや携帯電話もお年寄り向けの物もあったり、年の大きい方も持っている方、所持している方が多いということで、登録数を伸ばすことが有効であると考えております。

イベントとか出前行政講座でチラシを配布して、登録者数の増加に努めているところでございます。

また、避難所の開設のタイミングですね、そちらの早めることによって早期に避難場所を確保することも重要と考えており、一般質問の答弁にもございましたが、個別避難計画を作成することにより、個々の状況に合った避難誘導につながると考えております。

さらには、ハザードマップを用いたマイタイムラインの作成につきましても、高齢者やひとり暮らし世帯に関わりの深い民生委員・児童委員さんにもご協力を頂き、進めているところでございます。

次に、「茶こちゃんメール」の登録数ですけど、令和4年度の末、令和5年の3月の数字ですけど、こちらで登録者数が7,374人となっております。

ちなみに、直近の登録者数、令和5年8月の数字でございますと、登録者数でございますけど7,687人となっており、今年度に入ってから登録者数につきましては、313人の方が今年度に入って登録をしていただいたということになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今説明がありましたけれども、データ通信とか「茶ちゃんメール」とかSNS、こういった情報提供というのはあるかと思うんですけれども、やはり高齢者、ひとり暮らしということを考えた場合、先ほども出前講座ということを行ったんですけれども、そこへ出席できないケース、こういったものもありますよね。

そんな面も含めて見ると、ある程度そのスマートフォンの利用方法とか、こういったものを簡単に説明できるような形で出向くとか、そういった手法が必要じゃないかなと思うんですけれども、そういった面についてまたいろんな方式が考えられるかと思うんですけれども、今現在ほかに考えられている方式ですね、こういったものがありましたらお願いしたいと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。今やっている手法としますと、電話でお年寄りの方だと思われる方から電話があって、「スマートフォンとか購入したもので、そういった「茶ちゃんメール」を登録したいけど私できない」というような電話の問合せがある場合につきましては、現状ですと出向いてという形でやってはいないんですけど、危機管理課のほうに何かのついでで寄っていただければ、そういった操作とか入力方法とかをサポートをして、入力を登録をしてもらうとか、そういうような形では対応をしているところでございます。

今後において、そういった出前講座だとか、そういう中でそういった機会を設けるとか、そういうようなものについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。国のほうの支援という関係で、いろいろちょっと調べてみたんですけれども、相談等の講習会形式で支援を行うデジタル活用支援推進事業というものがあるらしいですが、そういったものと、後は講師を派遣する新たな取組というものもね、始めているってことが言われておりますので、当然障害者、高齢者の誰も取り残さないといった方法について、取組がされるということを聞いておりますので、またもしパソコンか何かで情報提供、情報を見る場合の参考にいただければと思うんですけれども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。今松本委員にアドバイス頂いた部分を、ちょっと自分らでも勉強して情報収集したりして調べていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） お願いします。

○危機管理部長（竹内浩巳君） あと補足で。

○分科会長（西下敦基君） 補足で、竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今回の一般質問でもお話があった避難の関係なんです、高齢者や関係しておりました福祉課のほうで個別の計画を立てます。そのときに、うちの危機管理課も連携していろんな話をさせていただきますので、その中で今委員がおっしゃった、私たちもそうですが、うちのハザードマップを使って避難の行動をどう取るかも、今回確かに2名の方の予算を頂いている中で、ケアマネジャーさんを含めてやっていきます。

それを足掛かりに、来年度以降地区を設定していくことを福祉課のほうでやりますので、その中で一つの個別にいろんな話ができるものですから、その際を捉えて安全に避難できる方法についても、危機管理課と福祉課で協力しながらやっていきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりまし。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今部長が言われたのは、避難行動要支援者避難支援プラン、こういったものの中で示していくという、そういう形でよろしいでしょうか。

○危機管理部長（竹内浩巳君） はい。

○14番（松本正幸君） はい、いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。先ほど16番委員から追加の件、その修正の件と、あと発信の件でどういった体制なのかということの質問があったと思いますので、その答弁をお願いします。

○16番（横山隆一君） 分かりますか。もう一回言わんでもいいか。

○分科会長（西下敦基君） 馬淵課長、お願いします。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。横山委員の言われる自主防への情報提供とか、そういうような話だと思うんですけど、基本的には同報無線とか「茶こち

ゃんメール」のほうで市民全体に流し、放送のほうをさせていただいております。

それと、個別に自主防災会長さんにつきましては、メールを個人的に登録させていただいて、そちらのほうに市のほうから発信をしております。そちらのほうで、例えば自主防災会のほうで被害の件数が何件ありましたかとか、そういうような形の情報も流させてもらって、報告を頂いているというような形で自主防災会長にダイレクトで送るようなシステムを今構築しておりますので、そういった体制で行っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私が非常に重要だと思う点というのは、情報の提供もそうなんですが、情報の収集がうまくいっていないのではないかとこのことを先ほど申し上げたんですけど、要するにこんな状況だよと言ったときに、これはある意味その危機管理課では、特に雨水で雨情報とかというものについては、今の機器を使えばよっぽどの情報は取れているはずですよ。

ですが、その提供をするということも大事なんです、現況どうなっているかという状況を把握することによって、いろんな対応ができるわけですよね。これがやっぱりうまく機能していなかったんですよ、去年はね。令和4年度ですけど、それについてしっかりしたルール化をする必要じゃないかということを申し上げたわけですけどね。

その中で、何年か前に私が一般質問でも申し上げたのは、スマホを利用であるとか、そういったところの情報収集提供というのがきちんとなされていれば、対策本部としてもいろんな指示が出せたりということができるわけじゃないですか。この辺のルール化というんですかね、この辺を整理すべきじゃないかということを申し上げたんですが、その辺の情報ですね。

というのは、情報の提供というのは、やっぱり今言う水防団であったり、自主防であったりとか、いろんなところに出す必要があるわけですが、その辺のルール化ですね、この辺がどうかということですよ。どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。情報の収集方法につきましては、一般市民の方からの電話の通報とか、自主防災会長さんからの連絡とか、いろんな手法も考え、今現状のところでございます。

特にルール化というものについては、その現場の状況を確認した中でその都度送っていた

だいて、それに対して対応するというような形で現状のところやっているところでございます。

今年度SNSとかそういうようなもので、例えば雨の状況だとか、電車が止まっているよとか、そういうようなものを個人的に情報をアップしていただいたものについて、それが正しい情報かどうかというのをふるいにかけてものを市のほうで収集をして、やっているというような今試験的にやっている部分もあるんですけど、そういったものも今検証しているところでございますので、そういった情報収集のルール、災害対策のルールというか、そういうものについては引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、せっかくですので管理監ですね、情報の収集提供というのは、これ極めて重要だと思うんですが、これまでの経験上で何かそういった考え方というのはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 専門監ですか。

○16番（横山隆一君） ああ、ごめんなさい、専門監としてです。

○分科会長（西下敦基君） いいですかね。答弁を求めます。

○危機管理課専門監（藤本啓一君） 専門監です。ただいまの質問についてなんですけれども、私の経験って自衛隊と、それから静岡県との経験があるんですけれども、自衛隊の場合はまず隊員が現場に行って確認をするというふうに、隊員からの情報を基にして行動するということになっております。

県の勤務したときには、県の職員というのはやはり限られております。去年の台風15号のときには、特に静岡市のほうで大きな被害があったわけなんですけれども、静岡市のほうも情報収集にすごく制約があって、全体像が分かっていない状況の中で時間だけが過ぎていったという状況でした。

そのときに、県は県の職員をもって現地に静岡市内の山間のほうなんですけれども、県の職員をもって情報収集に当たったと。それを静岡市のほうに提供したということを実際にやりました。

それは、若干人が余裕があるというか、そういった人間を割けることができたからだというふうに思います。私の経験上です。

市民の方、県民の方からの情報というのも当然あるんですけれども、正しい情報とそうで

ない情報というのがありますので、それをしっかり取捨選択をしないと情報につながっていかないというふうに思っております。

以上であります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番、先ほど課長のほうからね、横山さんの質疑を受けたわけですが、その説明の中で思ったことは、情報伝達訓練というのは既に防災訓練、総合防災訓練並びに地域防災訓練でも地区の防災連絡会との情報伝達訓練をやっているわけですね。

それはなぜかという、この地区の安心、安全、そういったものをいろいろと市民の皆さんに役割を与えて情報収集して、伝達をしているわけですね。そういったルールというのは、もうなされているんじゃないですかね。どうですか、その今先ほど説明の中で言ったことはあるんですけれども、その言葉というのはおかしいなと思っていたんですけれども。

○危機管理部長（竹内浩巳君） すいません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。すみません、ご説明であれですが、私のほうから説明させていただきます。

地震や大きな災害があったときに、今松本委員が言われたとおり、自主防災会組織があります。自主防災組織から地区センターが情報の収集の場所になっておりますので、そこが地区の本部みたいな感じです。

その地区の本部に上げられた情報、例えばですけど、倒壊家屋であったりとか、そういうのはその地区でまとめてもらったのがうちの派遣員、地区の方でまとめてもらったら派遣員が2名派遣しておりますので、地区センターには。その地区センターからうちの災害対策本部のほうへ情報が入ってきます。まずそういうのも一つあります。

それから、避難所にも避難情報とかいろいろありますので、そういう情報については避難所側にもうちの職員が2名派遣されておりますので、避難所の情報もそういうところから入ってきます。ですので、この避難所の情報もそうですが、やはり地域の方と一緒に進めて情報収集には当たっているところであります。

今回その情報がいろいろ、うちのこの間の訓練もそうだったんですが、今度は、横山議員

がおっしゃったみたいに、上がってきた情報の整理というのを毎回のようには私たちは訓練しています。その訓練の中で、大変申し訳ないですけど、もう優先順位をつけるしかありませんので、どれを最初にうちが選んで、どこの対応をするか、ですので、先ほどこちと道路のお話もあったんですが、道路のときにも全ての職員が全部の地区が対応できませんので、大変申し訳ないですけど、状況に応じた幹線道路を先に優先するとか、大変申し訳ないですけど、農道に近いところは後回しにするとか、そういうような優先順位をつけさせてもらって、情報の整理ももちろんそうですが、対応もそんな形になります。

ですので、バリケードが不足したりとか、もうそれも絶対数がそもそも準備されていませんので、そこでもそうなんですが、できたら地域の方や消防団の方へ協力してもらって、道路を止めたほうがいいときには、ちょっと皆さんも知恵を貸していただく、協力していただく中で、お手伝いをしていただけませんか、あくまでも役所だけでは何も、情報収集もそうですし、できませんので、地域の協力があって、私たちも動けるというかたちで今やらせてもらっています。

基本的には、本部には消防の職員も来ますし、先ほどこちと専門監からもありましたが、台風地震、台風災害になれば、県、それから、これは台風10号のときには国が来てくれますので、リエゾンとして、そういうときと連携を図りながら、ある程度分野を分ける中で、情報収集と対応はさせていただきたいと思っております。もちろん、地域の方の協力はよろしくお願ひしたいと思ひます。

私から以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今、部長が説明したものと課長が説明したものと違うんじゃないですか、やっぱり。ですので、危機管理意識をやっぱり持って、そういう質疑に対してはもう本当にこういう形で進めていますよという説明ができないと、まずいと思うんですよ。例えば、市民が確認に来た場合、それでは、課長が言っていることと部長が言っていることが違えば、おかしいんだよ。そういうことのないようにしてください。そういうふうに思ひます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。それこそ重複することかもしれませんが、道路形態の関係ですよね。昔の小笠南っていいますと、本当に川の末端のほうだもんですから、

非常に浸水するところが多い。それで道路がやっぱり見えなくなってしまうというようなところが多いわけですね。それで、この道路、農道にしろ県道にしろあるわけですが、これ止める場合に、これはまずいなってそこに誰かがいて止めたいにしろ、これは警察の許可とかそういったものがある程度、指示がないと止めていいということにはならないというように聞いたこともあるんですけど、その辺はどうなっているんでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。道路を止める場合には道路交通法は警察でやります。道路管理者が止める場合、道路法がありますので、一つの例としますと、市道を止めたいという場合があったときは、私も建設課にいましたので、道路管理者として規制をかけることができます。

あともう一つは、警察がよく規制を、交通事故のときにいろいろかけたりする規制もかけられますので、道路交通法を使ってかける規制もあります。ですので、災害時には、もちろん警察からいろいろな情報を頂いてやるときもありますが、特に今一番私は、去年ですか、台風あったときの5丁目、この付近がつかったときに、道路管理者が県となっていますので、県の道路を市が止められるかと言われると、大変申し訳ないですけど、道路管理者ではないので止めることはできない。ですので、ちょっとすみません、話がそれで申し訳ないんですが、この間の11日の日、大雨が局地的にあったときにも、西中の前が大分冠水したようなんですが、すぐ止めるのは、うちが市民から情報を頂いて、建設課を経由して道路管理者である県のほうに行っているものですから、建設課の職員があそこにいきなり行ってちょっと止めるという作業は、すみません、できない状況になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。それと浸水するところでもう決まっているわけですね、ここが浸水するというのは。多分そこら辺の把握というのが危機管理部としては把握していて、もうこのぐらい降って河川の水位がこのぐらいになると、もう下へはけなから浸水するよというのは把握されていると、一般市民の方は考えてよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。ハザードマップを御覧いただくとあれなんです、平成10年と昭和57年のときの浸水箇所が図面に載せてています。それ以降にもいろんな開発とかいろいろ進んでいます。河川の開発も進んでいますので、もちろんあるん

ですが。何でもここら辺の道路が、ちょうど今山下議員に言っておられたところ、ただ私どもとすると、先ほど言った中では、例えばなんですけど、これはすみません、道路管理者としての答えになるものですから、私が危機管理部としてちょっとお答えする内容でない部分の一つあるかもしれませんが。例えばなんですけど、中央幼稚園とあるんですが、あそこの地区、それから平川地区には事前にバリケード等を道路管理者からお渡ししているものの中にはあります。あと、富田地区だったかな、ちょっとすみません、これはもし違っていたら申し訳ないんですが、そういう形に地元のほうにはバリケードをお渡しして、先ほど言った地域と協力しながら。ただ、全てにバリケードをお渡しして安全に出せるかどうかというのがありますので、それを道路管理者が判断する中で、浸水水域のところにはそういう対応させていただいています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。多分つかる道路は毎回決まっていると、大雨が来そうだと、すぐ通行止めしなくちゃいけないところに必然的にバリケードを置いておく、それで浸水し始めたらしっかり止めるというような形になれば、私は一番いいなと思うんですけれども、それはなかなか警察のほうの関係があって難しいというのもあろうと思うんですけれど、そのバリケードですみませんけども、市が所有しているのは水でつかっても浮力で浮いたりとか、そういうことをしない鉄のものであるというような形でバリケードがなっているのかどうなのか、そこら辺も。木じゃあ浮いちゃうと思うんですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） バリケードの関係は、すみません、うちのほうで把握しておりませんので、申し訳ありません。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。では2番のほう、2番、お願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと聞き逃したのかもしれませんがけれども。地区センターが地区の災害本部だというふうにお聞きしたんですけれども、そこに職員2名を派遣するということなんですけど、消防職員を派遣すると聞いたような気がするので、ちょっとそこを確認させてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。消防職員は派遣しません。

○2番（東 和子君） しません。

○分科会長（西下敦基君） 2番、再質疑お願いします。

○2番（東 和子君） じゃあ消防団員も派遣しないんですかね。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 消防団職員も配置しません。消防団員の方も地区センターにはいません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。5番目の質疑からこれに関連したものがもしあれば。なければ危機管理課全体で質疑があればお願いします。16番。皆さんの顔を見て。

○16番（横山隆一君） じゃあ、簡潔に答えていただければと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） マイクお願いします。

○16番（横山隆一君） ごめんなさい、16番ですが。まずちょっと会計上のことですが、水防団活動費のところなんですけど、事業成果のところを見ていただくと分かるんですが、ページ数言ったほうがいいですかね。

○分科会長（西下敦基君） タブレットでちょっと言っていただければ。

○16番（横山隆一君） 3ページなんですけど、ちょっと会計上のことなんで簡単に分かると思うんですが。下のほうに水防団出動に係る職員手当を支出したって出ていますが、大雨洪水警報出動で137人って出ていまして、令和3年度は11人とか出ているんですけど。それで内訳のほうからすると、年度の当初予算が95万4,000円出ていて、決算額が94万9,000円何がしで、差額がほとんどないんですね。

その下の事業費の内訳のところへ行くと、事業費手当等で53万9,000円出ていて、これが今言う職員手当かと思うんですけども。

ちょっとここで不思議に思うのが、当初予算と決算とでその差額、差引額は変わらないんです。にもかかわらず職員手当が53万8,000円出ているんですけど、この辺どうなっているのかなと思うんですけど。細かいことで申し訳ございません。まあ、これ後でもいいんだよね、報告でも。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） いま一度、よろしいですか。

○16番（横山隆一君） いいです。分かりやすく言うと、当初予算額で計上されているわけですよ、53万9,000円が。これはこれでいいんですけども、職員手当を支出したというところで、今言う大雨洪水警報出動の137人出ているんで、これ補正をされて本年度決算額が、それが53万9,000円ですか、プラスアルファ、これ当初予算ですので53万9,000円なんですけど。

職員手当にもしついたとするのであれば、この決算額はもっと上がってくるはずだと思ったので、ちょっとお聞きしたんですけど。大した質問じゃないんで、いいにはいいんですけど。

〔発言する者あり〕

○ 番（ 君） 当初予算では出ているけども決算額が変わらない。

○ 番（ 君） この9月に補正をしたと思うけど、それ4年度だもんね。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白松係長。

○危機管理課防災対策係長（白松 君） 防災対策係長です。昨年度の出動手当の単価が1人3,200円ということで計算しているものですから、9月23日の出動で137人消防団に出動していただいて3,200円掛ける、なので43万8,400円。それに6月5日に水防訓練において、訓練の出動単価が1,100円になるものですから、それに91人の参加をしていただいて、その合計で職員手当のほうが53万8,500円ということで昨年度は決算しています。

答弁が終わりました。よろしいですか。16番。

○16番（横山隆一君） ちょっと確認ですが、予算減額というのは、これ当初予算金額とは違うんですか。

〔発言する者あり〕

○ 番（ 君） もともとの当初予算を見てみないとな。

〔発言する者あり〕

○ 番（ 君） その参考が載せられていれば別に問題ない。

○16番（横山隆一君） ちょっと気になったもので言っただけなんですけど。

○ （ 君） お話は分かりますんで、ちょっと確認をさせていただきたいんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 後でよろしいですかね。

○16番（横山隆一君） いいです。間違いはないでしょうから。

○分科会長（西下敦基君） 後でまた教えていただくということで、これで事前のものは全部です。

以上、危機管理課の中の全体で質問があればということで、もうよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、危機管理課の……。

〔「委員長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 支援プランと個別計画一緒かというお話がちょっとあって、私一緒ですよと、今ちょっと確認したら違うかもしれない。ちょっとその確認を今、私はちょっとそう理解していたんですけど、福祉課の職員が、支援プランはちょっと違うかもしれない、そのままちょっと後で……。

○分科会長（西下敦基君） 自由討議の後で、ちょっと。

○危機管理部長（竹内浩巳君） その２点だけ、すみません。申し訳ございません。

○分科会長（西下敦基君） 以上で、危機管理課の決算審査を終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔「今の２点は、委員長どのようにすれば」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） これで自由討議をやって、その後で時間があれば教えていただいて、分からなければ、また後でまた。ペーパーで何か頂ければ。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第２項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 地震の対策の関係で先ほど、家具の転倒防止とか、感震ブレーカー、こういった設置状況というのが令和４年度と、それから累計の数字があったんですけども、結局、市の補助金で実施した形だけの数量の把握になっているわけですね。市全体の中で、個人で独自でこういった転倒防止とか、感電防止とかやられた方もいると思うんですね。どのぐらい対策が進んでいるかというのは、市の補助金だけじゃなくて、個人的なことでやられたことも含めて、対策が進んでいるという形になるので。その数字というのは、やはり何らかの方法で調べて、もっと力を入れなくちゃいけないとか、対策を強化しなくちゃいけないとか、そういう数字の根拠になると思うので、それは調べる方法を考えていただいたほうがいいのではないか。全戸のアンケートみたいになるのかもしれませんが、それでないと対策が進んでいるか進んでいないかということにならないのではないのかなと、こんなふうに思いました。

○7番（西下敦基君） 関連して、7番、西下です。アンケートで多分、食料とか水を何日分とかという調査は多分されて、ある程度何%とか出ていたような気がするんですけど。家具転倒とかの対策についてあまり聞いたことがないので、ただこれやっぱり命に関わること

ですので、各自治体でアンケートを取ってもらって、どこがあまり対策が進んでいないとか、あと高齢化率とかでもそういったデータが出してもらえれば、そういったところに効率的な補助をしていただければなと私は思いました。年齢で65歳以上にかからなくても、やっぱり対策ができていない方には半分補助してみるとか、家の状況によってはまた機具が変わってきたりとかすると思いますので、またそういった視点で今後は検討していただければと私は思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。何度も申し上げるんですが、様々な災害においては、やっぱり情報の収集とか提供というのが一番ポイントになっていくはずなんです。熱海でもそうでしたし、この前の、さっきも話、専門家が出ましたけども、様々な災害の情報というのは最近だとほとんどスマホとかそういったものからの提供なんです。

これはもう、私も何年か前からこのスマホ活用とかということに関しては何度も何度も言っているんですけど。そういった状況が分かることによっていろんな対応ができるということがあるんです。先ほど、避難所が災害対策本部だとかという話をしましたけども、その辺の連携、自主防であるとか、あるいは水防団であるとか、そういったところがきちんとまだ整備されていないんです。その辺はやっぱりきちんとやらないかんということがまずあると思います。

もう一点は、議会においても災害BCPを制定したんですけど、これがちょっと曖昧で、やはりBCPという言い方よりも、災害対応マニュアルというのを全面に出して、まあ、あることは確かなんですが。行政側のほうに災害対策本部が設置された時点で、議会にも災害対策本部のBCPにのっとった設置されるべきだということを何度も申し上げてきたんですが。この辺はやっぱり徹底していく必要があるなというふうに思います。

議員の災害が発生することが予想されるとき議員の立場というか行動、これはいろいろな考え方があると思うんですけども、議員がそういった地区の状況とかを知るということは非常に重要なことですので、この辺はやっぱり行政もそうですし、議会も合わせて対応していかないといいかんと思います。ただ、議会が前へ出ると、やっぱり行政がやりにくくなるということがあるので、側面支援・後方支援という形でやっていくべきだなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番からです。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。個別避難計画、要支援者に対する個別避難計画としまして、今年2例2人の方、サンプルでつくって、来年度全部の要避難者について、避難計画を立てるということですけど。ただ来年度は、これ危機管理課がメインではなくて福祉課がメインになるんですけど。危機管理課と協力ということを確実に全員の方の計画を立てられることをお願いしたいと思います。重要なことだと思いますので、以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。

○7番（西下敦基君） 7番、西下ですけど。松本委員からの情報のスマホの使い方ということで、前、自分一般質問で、藤枝市がそういったものを大分進めていて、地区センターに若いママとかが、上手な方が高齢者に教えてあげるといふのをやったりとか、（ ）の地区センターで受けたりとか、郵便局でスマホのやつをやってくれたりとかというシステムを、藤枝ではやっていましたので。なるべくスマホがみんな使えるように、あと情報もたくさんありますので、有効なものをこれを入れといてもらおうとか、そういったものを高齢者に限らずみんな使えるようにしていくようなことをしていってもらえればなと私は思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。防災倉庫の関係を改めて執行部のほうに情報提供をされてもらったんですけども、自治会の防災倉庫は基本的に点検を毎月やっていると思います。それで、地区の防災倉庫、こういったものについても防災組織がやっています。で、そのうち市のほうの防災倉庫、先ほど言ったとおり、管理がされていない状況にあるということとは非常にまずいことだと思うんですね。やっぱり定期的に点検なりすることが本来の業務だと、そういうふうに感じているんですけども。例えば災害があったと、その防災資機材、いわゆるそういったもの、備品もそうですけれども、飲料水もそうですけれども、そういったものが活用できない場合がでてきたらどういうふうにするんですかね。まあ、ほかからの提携もやむを得ない状況にあるのかもしれませんが、いわゆるその対応をするために防災倉庫があるわけでありますので、そういったことでは非常に市民に対して申し訳ないと思うんですね。一生懸命防災訓練にも参加をして、市のほうの防災倉庫を確認して、皆さんが何これ、管理されていないよねというような言葉がうんと耳についちゃってしやがなかったですけども、これはどうしても危機管理部、危機管理課のほうにお伝えしなくちゃできないという場面があったっけ思うんですけどね。この場で審査がありますので私は伝えますということで、その皆さんに言ったもんですから、改めてこの場を借りたんですけ

ど、そういうふうにあります。やっぱり危機意識を持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。今の松本委員の関連なんですけど、市で最近建っている防災倉庫、議員倉庫ありますよね、避難所の横に。あれは昨年度ぐらいからシルバーさんに委託をして、管理を、資機材チェックをしています、実は。だから員数と内容物を確認をシルバーさんに委託して、シルバーさんがチェックをしておりますので、そのあたりちょっと、確実にちょっと現在やっているところを調べてこれに載せようと思いますのでよろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） それならば、防災倉庫の管理とか点検、点検を含めた管理、こういったものについても防災連絡会、自主防災連絡会にお願いすればいいと思うんですけど。鍵も貸せないっていうことですね。

〔「鍵は貸してあります」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） そんなこと言ってない。貸せませんって言われたと。

〔「地区センターに配備しています」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 会話になっちゃうとまずいので、意見ということでお願いします。

〔「確認します。で、載せるかどうか判断します」「そうしてください」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

〔「非常にまずいことだね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。以上で、危機管理部の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にご報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

以上で、総務建設委員会及び一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定しておりました全ての審査が終了いたしました。

坪井副委員長、挨拶をお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君） 長時間の審議ありがとうございました。お疲れさまでした。

ということで、この後、我々まとめて提出をしていきますので、またよろしくお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 決算及び補正予算審査はこれをもって終了といたします。お疲れさまでした。

○議会事務局（瀬々 君） それでは、互礼をもって終了いたします。ご起立ください。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午前 11 時 59 分

開会 午後 0 時 00 分

○危機管理部長（竹内浩巳君） まず最初に、私がちょっと説明しました松本委員からの。先ほど避難行動要支援者避難支援プラン、お話聞いて私が一緒ですって話をしました。すみません。ちょっと部長に確認しましたが、この支援プランが自助、共助、公助の役割を分担しながらやる指針がガイドライン、これをこの前作っています。福祉課のほうで。

その中にあるというよりは、個別計画はそれが教本というか元になってガイドラインが、その後に個別計画を今回予算とってやってるということで、イコールというあれじゃないですけれども、まずはガイドラインで教本、要支援のができて、その後にいろんな個別が動き出すよというのを、イコールではないですけど関連はしているという話で、すみません。修正させていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） どうぞ。

○危機管理課長（馬淵啓介君） すみません。それと、横山議員のほうから話があった水防団活動費の予算現額53万9,000円なんですけど、もちろん50万が当初予算で付けてあって、3万9,000円のほかの費用から流用してございますので、すみません。トータルでの金額は53万9,000円です。すみません。よろしくお願いします。当初予算は50万で。

〔「当初予算はね」と呼ぶ者あり〕

○危機管理課長（馬淵啓介君） 流用が3万9,000円ということで、すみません。よろしくお願いします。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 先ほど2問ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） こちらで1件言いたいことがあるそうで。3番。

○3番（坪井仲治君） 1個だけ確認お願いします。市の所有の防災倉庫、議員倉庫ですが、あれの中のインズチェックとか資機材確認ですね、これシルバーさんに委託をして今やっておるんです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。昨年度、正式に、正式にというか、今までいろいろやっていたんですが、昨年度予算をいただきまして、すみません。ちょっと数が違ったら申し訳ないですが、70か所ぐらいの倉庫を全て配置図から確認させてもらっています。シルバーさんが、ちょっとお願いしたのはエンジンの、前にちょっと松本委員からも去年もご質問あった、エンジンかけなくて大丈夫かというのは、その点検にシルバーさんが機械のほうは回っていただいています。

なので、管理は市ほうでやっていますので、中の倉庫の配置からなんか去年全部、台数、それから写真を撮って在庫の分の確認をさせていただいている現状です。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） もう1件ですね、議員倉庫の鍵の管理なんですけど、鍵の貸し出しは防災連絡会のあるところで、地区センターとか、そこに預けてはありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 鍵については派遣員がまず持ってます。それと、すみません、地区センターとか、学校はちょっと置けないと思いますけど、学校でも職員室とか先生で預けたりとかという感じで、地区防災連絡会とか避難所運営会には直接鍵は確か渡してなかったと思います。すみません。ちょっと今ここで紙はありませんが。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 若干、統一はされていないというところだと思いますので、できれば置いてほしいという要望もあると思いますので、ぜひ検討をよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 鍵のどこですか。

○3番（坪井仲治君） 鍵も含めて、倉庫の。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということでいいですか。答弁を求めます。

○危機管理部長（竹内浩巳君） できるだけそういうことで、鍵はどこかいったちやいかんもんですから、例えば地区センターに置くとか、その地区センターの鍵をどうやって使う

かというのは、すみません。運用上の問題があるかもしれませんが、地域の方に鍵を渡す
ところまでは、ちょっとうちのほうが今のところはやっていないと思います。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。坪井委員。じゃあよろしいでしょうか。

○危機管理部長（竹内浩巳君） すみませんでした。申し訳ありません。ありがとうございました。

閉会 午後 0時05分